

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年3月
京都先端科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	30
基準 4. 教員・職員	67
基準 5. 経営・管理と財務	78
基準 6. 内部質保証	91
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. 地域社会との連携	96
V. 特記事項	102
VI. 法令等の遵守状況一覧	103
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神

本学は、令和元(2019)年度に大学創立 50 周年を迎えるにあたって、従来の建学の精神である『日本人らしい日本人』すなわち、世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」を以下のとおり発展的に改めることを理事会に提案した。同提案に基づき、平成 31(2019)年 3 月開催の理事会において、以下の建学の精神が正式に決定された。

<建学の精神>

- ・本学では、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を輩出します。
- ・本学では、これからの社会が目指すべき姿を構想し、その実現に向けた諸課題の解決につながる先端学術研究を実践します。
- ・本学は、人材輩出・研究の実践を通じ、現在と未来の世界に先頭を切って貢献していきます。

- 建学の精神の実践 -

- ・未来社会を支える人材は、多様な価値観の存在する世界で活躍します。
- ・本学は、未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践します。
- ・世界で通用する先進性・多様性・倫理観と、専門的知識・創造的思考力・洞察力・俯瞰力・幅広い教養を兼ね備えて、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材を育てます。

この大きな節目にあたって、平成 31(2019)年 4 月、大学名を「京都先端科学大学(Kyoto University of Advanced Science)」(略称 KUAS)に変更し、この大学名変更を機に法人名についても、「学校法人永守学園」に変更した。

2. 本学の基本理念、使命・目的

建学の精神の改正を受け、令和 2(2020)年 4 月に学則第 1 条の 2 における本学の教育目的を次のように改正した。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。」大学は教育や研究を通じて世界と綿密に連携することが求められている。現在、日本においては、人口減少・人生 100 年時代等の社会変化が進行しており、世界に目を向けると、情報技術革新の急速な進展によりもたらされたボーダレス化・グローバル化等の社会変化が進行している。このような状況下で、本学は建学の精神を実践することを使命とし、大学運営を行っていく。

<建学の精神の実践>

未来社会を支える人材は、多様な価値観の存在する世界で活躍します。本学は、未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践します。

世界で通用する先進性・多様性・倫理観と、専門的知識・創造的思考力・洞察力・俯瞰力・幅広い教養を兼ね備えて、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材を育てます。

また、令和 2(2020)年 4 月、工学部及び工学研究科の開設によって 5 学部 11 学科 5 研究科となり、名実ともに新しい大学に生れ変わった。今後は、密度の高い総合大学として、各学部が高度に連携・融合した、今までの日本にない特色のある先端的な教育を実践すべく、目指す大学像に向けてさらに改革を加速させていく。

3. 本学の個性・特色等

本学は「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成 17(2005)年)の中で示された大学の機能別分化に沿って「幅広い職業人養成」に重点を置き、伝統であった実学を重視する大学として教育改革に取り組んできた。

今回、建学の精神及び大学名の変更を機に、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成すること」を教育目的として、常識に縛られない改革を進めながら全く新しい大学を作りあげることとした。具体的には、次の 5 つの要素を社会で活躍するための土台として掲げ、社会が真に求める世界水準の人材を育成する。

(1) 「リベラルアーツ教育の充実」

コミュニケーション能力、多様性の受容、リーダーシップ、チームワークといった、社会で活躍するために必要な基本的な能力を養う。

(2) 「高度な専門教育の充実」

社会的要請に応える専門教育の充実を図り、実践力の高いグローバル人材を育てる。

(3) 「課題発見・解決能力の発展」

実社会において有用な課題発見・解決能力を向上する。

(4) 「教育の国際化」

国際社会で活躍するために必要な「いつでも英語で正しく意思疎通できる力」を養う。さらに、海外企業でのインターンシップ、交換留学プログラム、海外研修プログラム等の実践の場で英語力を磨くとともに多彩な視野を養う。

(5) 「総合大学としての学際的教育」

経済経営学部・人文学部・バイオ環境学部・健康医療学部に工学部が加わることにより、それぞれの分野が高度に連携・融合した、今までの日本にない特色ある先端的な教育を実践する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 44(1969)年 4 月	京都学園大学創立、経済学部（経済学科・経営学科）開設
平成元(1989)年 4 月	法学部（法学科）開設
平成 3(1991)年 4 月	経済学部（経営学科）を改組し、経営学部（経営学科）開設
平成 4(1992)年 4 月	ビジネスサイエンス研究所開設
平成 6(1994)年 4 月	大学院 法学研究科（修士課程 ビジネス法学専攻）開設
平成 7(1995)年 4 月	大学院 経済学研究科（修士課程 地域政策専攻）開設
	大学院 経営学研究科（修士課程 経営学専攻）開設
平成 11(1999)年 4 月	京都文化短期大学を改組転換し、人間文化学部（人間関係学科・文化コミュニケーション学科）開設
平成 11 (1999) 7 月	ビジネスサイエンス研究所を総合研究所に名称変更
平成 13(2001)年 6 月	心理教育相談室（桂センター）開設
平成 14(2002)年 4 月	大学院 人間文化研究科（修士課程 人間文化専攻）開設
	経営学部（事業構想学科）開設
平成 16(2004)年 4 月	人間文化学部（文化コミュニケーション学科）を人間文化学部（メディア文化学科）に名称変更
平成 18(2006)年 4 月	バイオ環境学部（バイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科）開設
平成 18 (2006) 7 月	リエゾンセンター開設
平成 20(2008)年 4 月	人間文化学部（人間関係学科、メディア文化学科）を改組し、人間文化学部（心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科）開設
平成 21(2009)年 4 月	人間文化学部（国際ヒューマン・コミュニケーション学科）開設
平成 22(2010)年 4 月	大学院 バイオ環境研究科（博士課程前期・博士課程後期 バイオ環境専攻）開設
	大学院 経済学研究科（地域政策専攻）を経済学研究科（経済学専攻）に名称変更
平成 27(2015)年 4 月	経済学部、経営学部、法学部を改組し、経済経営学部を開設 人間文化学部を改組し、人文学部を開設 バイオ環境学部に食農学科を新設 健康医療学部を開設 京都太秦キャンパスを開設
平成 31(2019)年 4 月	京都先端科学大学へ校名変更
令和 2(2020)年 4 月	工学部（機械電気システム工学科）開設
	大学院 工学研究科機械「電気システム工学専攻」開設

2. 本学の現況

・大学名

京都先端科学大学

・所在地

京都府京都市右京区山ノ内五反田町 18 番地

・学部構成

経済経営学部

経済学科

経営学科

人文学部

心理学科

歴史文化学科

バイオ環境学部

バイオサイエンス学科

バイオ環境デザイン学科

食農学科

健康医療学部

看護学科

言語聴覚学科

健康スポーツ学科

工学部

機械電気システム工学科

経済学研究科

修士課程 経済学専攻

経営学研究科

修士課程 経営学専攻

人間文化研究科

修士課程 人間文化専攻

バイオ環境研究科

博士課程前期 バイオ環境専攻

博士課程後期 バイオ環境専攻

工学研究科

博士課程前期 機械電気システム工学専攻

博士課程後期 機械電気システム工学専攻

京都先端科学大学

・学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

学部及び研究科の学生数

学部	学科	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/ 人)
経済学部	経済学科	1	0
経済学部 計		1	0
経営学部	経営学科	1	0
	事業構想学科	1	0
経営学部 計		2	0
法学部	法学科	2	0
法学部 計		2	0
人間文化学部	心理学科	0	0
	メディア社会学科	1	0
	歴史民俗・日本語日本文化学科	2	0
人間文化学部 計		3	0
経済経営学部	経済学科	686	6
	経営学科	694	23
経済経営学部 計		1380	29
人文学部	心理学科	321	14
	歴史文化学科	370	13
人文学部 計		691	27
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	228	4
	バイオ環境デザイン学科	201	3
	食農学科	202	3
バイオ環境学部 計		631	10
健康医療学部	看護学科	340	0
	言語聴覚学科	106	0
	健康スポーツ学科	380	0
健康医療学部 計		826	0
工学部	機械電気システム工学科	123	1
工学部 計		123	1
合 計		3659	67

京都先端科学大学

修士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学 学生数 (内数/人)
経済学研究科	経済学専攻	14	0	11
経済学研究科 計		14	0	11
経営学研究科	経営学専攻	2	0	2
経営学研究科 計		2	0	2
人間文化研究科	人間文化専攻	12	3	1
人間文化研究科 計		12	3	1
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程前期)	5	1	0
バイオ環境研究科 計		5	1	0
工学研究科	機械電気システム工学専攻 (博士課程前期)	5	0	0
工学研究科 計		5	0	0
合 計		38	4	14

博士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学 学生数 (内数/人)
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程後期)	0	0	0
バイオ環境研究科 計		0	0	0
工学研究科	機械電気システム工学専攻 (博士課程後期)	1	0	1
工学研究科 計		1	0	1
合 計		1	0	1

教員数

専任教員	助手	非常勤教員	計
204	5	213	422

職員数

正職員	嘱託	パート (アルバイト含む)	派遣	計
131	7	18	21	177

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学は学則第 1 条の 2 で「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成すること」を大学の教育目的として掲げ、学則第 1 条の 3 において各学部・各学科の教育目的を具体的に定めている。
- ・ 本学は大学院学則第 1 条の 2 で「本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与すること」を大学院の教育目的として掲げ、大学院学則第 1 条の 3 において各研究科の教育目的を具体的に定めている。

【資料 1-1-1】京都先端科学大学学則 第 1 条の 2

【資料 1-1-2】京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3

1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 本学の使命（建学の精神の実践）は簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開されている。
- ・ 学部学科、大学院研究科ごとの教育目的は学則別表第 1(第 1 条の 3 関係)、大学院学則第 1 条の 3 で簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開されている。

【資料 1-1-3】京都先端科学大学学則 別表第 1(第 1 条の 3 関係)

【資料 1-1-4】京都先端科学大学大学院学則 第 1 条の 3

【資料 1-1-5】大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>

(大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神)

【資料 1-1-6】大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>

(学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的)

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・ 建学の精神に基づき、本学は「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決するこ

とができる先端人材を育成すること」を教育目的として掲げており、本学が育成する人材像を「社会が真に求める世界水準の人材」として、ホームページ上をはじめ『大学案内』にも明示している。

- ・ 本学が考える社会が真に求める人材とは、多種多様な能力をもった人材である。その能力と個性を備え世界で活躍するためのスキルを身につけた人材を育成するため、平成 31 年(2019)年 4 月にカリキュラム改革を実施した。新カリキュラムでは、専門科目の徹底的な見直しに加え、社会で活躍するために必要不可欠な基本的能力を身につけることを目標とし、初年次教育の充実や英語教育の拡充、SLS（スポーツ・ライフスキル）科目の設置などを実施した。
- ・ 令和 2(2020)年 4 月、工学部及び工学研究科の開設を機に、各学部が高度に連携・融合した総合大学として、今までの日本にない特色のある先端的な教育を実践すべく、目指す大学像に向けさらに改革を加速させている。

【資料 1-1-7】 大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>

(受験生の方へ⇒京都先端科学大学の目指す人材)

【資料 1-1-8】 京都先端科学大学 大学案内 2021 (5、6、9、10 ページ)

1-1-④ 変化への対応

- ・ 本学の目指す目標・方針・施策については、定例会議などを通じて全教職員間で共有され共通認識に至っていると同時に各部門の自己点検・評価活動の成果は「自己点検評価書」としてまとめられ、ホームページ上で公表され、大学評議会や各種全学委員会などが本学の使命・目的を社会変化に応じて検討する際の基礎資料となっている。
- ・ 本学は平成 30(2018)年度より着手した改革をさらに加速すべく、平成 31(2019)年 4 月、大学名を「京都先端科学大学(Kyoto University of Advanced Science)」(略称 KUAS)に変更し、この大学名変更を機に法人名についても、「学校法人永守学園」に変更した。この大きな節目にあたって、社会情勢を踏まえて本学の使命を見つめ直し、建学の精神を発展的に改めた。

【資料 1-1-9】 大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>

(大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価)

【資料 1-1-10】 平成 30(2018)年 3 月 23 日開催理事会資料 「建学の精神」について

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 検討や見直しを継続し、意味内容を具体的かつ明確にするため、簡潔な文章化に努めながら、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、大学の使命・目的の見直しを随時実施する。
- ・ 引き続き、法令適合性及び個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・ 本学の教育目的は大学学則、大学院学則に明示されている。現行の大学の目的は教授会及び大学評議会の議を経て決定されている。各学部・各学科の教育目的についても教授会及び大学評議会の議を経て決定されている。本学大学院の教育目的、各研究科の教育目的についても、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て決定されている。よって、それらの教育目的は教員の理解と支持を得ている。また、大学評議会及び大学院委員会には大学事務局長と大学事務局次長が構成員となっており、この 2 人の構成員を通して事務職員の理解と支持を得ている。
- ・ 学校法人永守学園に属する本学の学則の制定・改廃は、大学の手続きを経て、理事会が行うこととなっており、理事会役員の理解と支持を得ている。

【資料 1-2-1】 京都先端科学大学学則 第 32 条、第 33 条

【資料 1-2-2】 京都先端科学大学大学院学則 第 39 条、第 40 条

【資料 1-2-3】 規則等の区分及び制定等規則

1-2-② 学内外への周知

- ・ 大学の使命（建学の精神の実践）及び教育目的については、入学式、卒業式などの公式行事の式辞や挨拶などで役職者が必ず言及しているほか、大学のホームページ上や大学紹介資料『大学案内』において説明し周知徹底を図っている。
- ・ 学部学科、大学院研究科ごとの教育目的は簡潔かつ明確に文章化され、ホームページ上において公開している。

【資料 1-2-4】 大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>
(大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神)

【資料 1-2-5】 京都先端科学大学 大学案内 2021 (3、4 ページ)

【資料 1-2-6】 大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>
(学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的)

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・ 本学は、建学の精神に基づき、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材」の育成を教育目的としている。
- ・ 教育目的を実践し建学の精神を具体化するため、令和 2(2020)年 4 月に、第 1 次中期経営計画（令和 2(2020)年 4 月から令和 7(2025)年 3 月までの 5 か年を対象期間とする）

を定め、期間内での達成を目指す基本目標として 3 つの大きな分類に基づく 16 項目を設定した。

分類	項目
教育の充実	①リベラルアーツ教育の充実 ②高度な専門教育の充実 ③課題発見・解決能力の発展と学修成果の把握・可視化 ④教育の国際化 ⑤総合大学としての学際的教育 ⑥学生生活の充実 ⑦大学と初等中等教育学校の連携
研究活動の充実	⑧総合大学としての強みを生かした研究の推進 ⑨産・官・学・民連携
大学運営	⑩優秀志願者の獲得 ⑪就職支援 ⑫施設設備 ⑬組織整備 ⑭環境整備 ⑮財務基盤の強化 ⑯広報活動

- ・本中期経営計画の目標達成に向けて、改善の方向を数量的に示すことが必要かつ適切である項目については KPI (Key Performance Indicator) を設定している。
- ・学長・副学長の主導の下、若手教職員を中心とした将来構想委員会、学長補佐会、広報委員会、現代のリベラルアーツ検討ワーキンググループを発足させ、第 1 次中期経営計画、及び、その達成度を測る KPI を意識しつつ、本学の目指す目標達成を実現すべく、方針・施策を策定している。

なお、上記中期経営計画は、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変を考慮すると毎年見直していくことが望ましく、毎年の進捗状況を PDCA サイクルの一環として確認し、年度ごとにその先 5 年間の中期計画として更新に反映する予定である。なお、第 1 次中期経営計画の 5 年間の経過した際には総括を行い、その実施結果・評価について公表する。

【資料 1-2-7】 京都先端科学大学 中期経営計画

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・平成 31(2019)年 4 月の大学名変更の際に、建学の精神、教育目的を踏まえて、各学部各学科及び大学院各研究科の 3 つのポリシーを新たに策定した。

【資料 1-2-8】 大学ホームページ <https://www.kuas.ac.jp/>

(大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神⇒京都先端科学大学の 3 つの方針)

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・本学は高等教育機関としての社会的使命を貫徹し、建学の精神を踏まえ、その教育目的を実現するために、5学部11学科5研究科を置いている。いずれの組織も建学の精神、教育目的、3つのポリシーの実現のために設置されており、その構成は使命（建学の精神の実践）と整合している。
- ・本学は、その使命（建学の精神の実践）及び教育目的をより効果的に達成するために、附属施設として、図書館、学術情報センター、教務センター、学生センター、入学センター、キャリアサポートセンター、国際オフィスセンター、インターンシップセンター、研究・連携支援センター、教育開発センターを設置している。

【資料 1-2-9】 京都先端科学大学学則 第2条、第15条

【資料 1-2-10】 京都先端科学大学大学院学則 第4条

【資料 1-2-11】 学校法人永守学園寄附行為 第4条

【資料 1-2-12】 大学学術情報センター規程

【資料 1-2-13】 大学キャリアサポートセンター規程

【資料 1-2-14】 大学国際オフィスセンター規程

【資料 1-2-15】 大学研究・連携支援センター規程

【資料 1-2-16】 大学教育開発センター規程

【資料 1-2-17】 大学図書館運営委員会規程

【資料 1-2-18】 大学教務委員会内規

【資料 1-2-19】 大学学生委員会内規

【資料 1-2-20】 大学入試委員会規程

【資料 1-2-21】 大学インターンシップ運営委員会規程

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的については、学内外への周知に努め、第1次中期経営計画で具体化の方策を追求し、その実現を可能にする教育研究組織を構成するように取り組んでいく。特に本学が真に「社会が求める大学に進化」するために、社会の変化を的確に把握し、ディプロマ・ポリシーを不断に検証し、その内容をカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーにも反映させていく。
- ・上記中期経営計画、3つのポリシー、及び教育研究組織は、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変を考慮すると毎年見直していくことが望ましいが、その際には、使命・目的及び教育目的を確実に反映させていく。

【基準1の自己評価】

- ・本学は建学の精神に基づき教育基本法及び学校教育法を踏まえながら、各学部学科ならびに大学院各研究科の教育目的を、学則において具体的かつ明確に表現している。
- ・本学の使命・目的を大学及び大学院の3つのポリシーならびに第1次中期経営計画に反映させている。また、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の変化に応じて上記中期計画の見直しを毎年行い、役員・教職員の理解と支持に基づいた中期計画に則して教育研究組織を整備している。
- ・以上のように、本学園及び本学においては、諸々の課題解決のための方策を積極的に講

じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準1は満たしているものと判断する。

基準2. 学生

2-1. 学生の受け入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部】

- ・ 本学は建学の精神において、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材」を教育目的としており、大学のアドミッション・ポリシーを設定するとともに、各学部学科、研究科についても教育内容に沿いつつ、どのような人を受け入れるかを明確化するとともに、高校生にも分かり易い言葉で示した。そして、「入学者選考方法における重点評価項目」として、学力の3要素とともに本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション力」等を加え、各入試において重点的に評価する能力を一覧表にした。
- ・ 本学のアドミッション・ポリシーについては、「大学案内」「入学試験要項」「総合型選抜入試要項」に明記されており、また本学のホームページにも公開され、受験生や保護者への周知を行っている。また、「大学案内」「入学試験要項」「総合型選抜入試要項」については、資料請求者へ発送し、オープンキャンパス参加者に配布するだけでなく、高校教員を対象とした独自入試説明会や高校訪問、進学説明会、高校での模擬講義等でも配布して、高校生や保護者及び高校教員に対して、本学の教育内容等とともにアドミッション・ポリシーの周知を行っている。特にオープンキャンパスでは各学科における個別面談を重視しており、積極的に各学科における教育内容を伝えている。

【資料 2-1-1】 2021 大学案内、2021 入学試験要項、総合型選抜入試要項 2021

【大学院】

- ・ 大学院全体のアドミッション・ポリシーは、「各研究分野の高度な学識と先端的な知識や技能の修得を通じて社会に貢献しようとする意欲の高い人を求める」としている。そして各研究科には、それぞれの教育内容に合わせたアドミッション・ポリシーが定められていて、「大学院案内」と「大学院入学試験要項」に明記されている。また本学ホームページにも公開されていて、社会人を含めた志願者に告知している。
- ・ 大学院の教育内容やアドミッション・ポリシー及び入試制度については、オープンキャンパスにて面談形式で説明を行っている。

【資料 2-1-2】 大学院 GUIDE BOOK 2021、2021 年度 大学院入学試験要項

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

【学部】

- ・ 本学では、総合型選抜（AO 入試・スポーツリーダー入試）、学校推薦型選抜（指定校推薦入試・公募推薦入試）、一般選抜（一般入試・大学入学共通テスト利用入試）、及び外国人留学生入試からなる入学試験を実施している。前述のように、アドミッション・ポリシーに基づいて、それぞれの入試区分における重点評価項目を定め、学力の 3 要素と本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション力」等の能力を評価するとともに、学長を院長とする大学入試委員会で検証している。
- ・ 総合型選抜の選考内容は、自己アピールシート、小論文、模擬授業（レポート作成を含む）、面接であり、それぞれの配点が定められている。総合型選抜では、本学の教育内容とアドミッション・ポリシーを理解し、主体的に学ぶ意欲を持つ学生を受け入れる方針から、面接での「主体性・多様性・協働性」の評価に重点が置かれている。また、健康スポーツ学科では、自己アピールシート、小論文に加えて、口頭試問・面接及び基礎運動能力テストが行われ、コミュニケーション力と運動能力が評価されている。それぞれの評価基準が一覧表にして明確に定められている。
- ・ 学校推薦型選抜の指定校推薦入試は、高校からの推薦に基づく入試であり、各学科において出願要件としての学習成績の状況が定められている。選考内容は、出願時の志望理由書と面接であり、面接は「主体性・多様性・協働性」の評価を重視しつつ、「思考力・判断力・表現力」及び「コミュニケーション力」を主に評価している。
- ・ 公募推薦入試は、学習成績の状況を点数化し、2 教科あるいは 3 教科の学科試験との合計で合否を判定する入試である。学科試験では「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。
- ・ 一般入試は 3 教科 3 科目、あるいは 2 教科 2 科目の学科試験を行い、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。健康スポーツ学科では加えて学科試験とともに基礎運動能力テストを実施し、「運動能力」を評価する日程を設定している。
- ・ 大学入学共通テスト利用入試は、個別試験は行わず、大学入学共通テストの指定された科目を含む 3 科目の合計点で合否を判定する入試である。特に本学のアドミッション・ポリシーに基づき、英語は全学部必須としている。これらによって「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。
- ・ 公募推薦入試、一般入試、及び大学入学共通テスト利用入試においては令和 3(2021)年度入試より、アドミッション・ポリシーに基づき、全学部において英語外部検定試験の級ないしスコアを取得している受験生には本学設定の換算表に基づき本学の英語試験の点数として採用できるように設定した。

【資料 2-1-3】（【資料 2-1-1 再掲】）

- ・ 外国人留学生入試では、小論文と面接によって総合的に合否が判定されている。それらの選考内容によって、日本語能力だけではなく、学力の 3 要素が評価されている。

【資料 2-1-4】 2021 年度 外国人留学生入試要項

- ・ 入試問題はすべて本学の教員が作成している。また、各科目の出題方針も公表し、高校

訪問、高校教員を対象とした独自入試説明会、オープンキャンパス等において配布している。

【大学院】

- ・ 大学院の入試は、各研究科の専門科目と面接及び出願書類による総合評価によって、それぞれのアドミッション・ポリシーに適合する志願者を選抜している。出願書類の「研究計画書」では、研究テーマや研究目的、研究方法、研究計画等を記載することになっており、これによってもアドミッション・ポリシーに沿った志願者であるかが判断される。
- ・ 工学研究科では口頭試問及び書類審査の総合評価を行い、研究目的がアドミッション・ポリシー及び本学の教育・研究環境に適合したものであるか、研究を遂行していく意欲を有するか等を評価している。

【資料 2-1-5】（【資料 2-1-2 再掲】）

- ・ 大学院の入試問題はすべて本学の教員が作成している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

【学部】

- ・ 京都太秦キャンパスが開設され、学部学科の再編及び健康医療学部が新設された平成 27（2015）年度入試より、大学全体として入学定員を上回る入学者数を維持している。
- ・ 令和 2(2020)年 4 月に工学部を設置し、大学全体の入学定員が 900 名から 1,100 名に増加となった。工学部においては設置認可申請において継続審査となり、認可が遅れた影響もあり、初年度は入学定員を満たすことはできなかった。合わせて、全学的にも定員厳格化の影響により歩留まり率の判断が困難となり、合わせて入学辞退者の増加により大学全体として入学定員を割る結果となった。
- ・ なお、入学定員に対して適正な入学者の確保のため、全ての入試区分において学長、副学長、入学センター長、大学事務局長及び入学センターによる可否の検討をしたうえで、学長、副学長、各学部長及び入試担当教員ならびに大学事務局長等で構成される大学入試委員会にて可否判定の原案を作成している。原案に基づき各学部教授会にて協議され、最終学長が決定している。

【資料 2-1-6】 京都先端科学大学入学者数（2015 年度～2020 年度）

【大学院】

- ・ 令和 2(2020)年度入試における大学院全体の入学定員は 65 人であり、入学者数は 24 人となり近年、定員を割る状況が続いている。経済学研究科を除く他の 4 つの研究科で入学定員を確保できていないが、研究活動や教育面において、質を確保する上では問題が無いものと判断している。

【資料 2-1-7】 京都先端科学大学大学院入学者数（2015 年度～2020 年度）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 平成 31(2019)年 4 月に法人名を学校法人永守学園に、大学名を京都先端科学大学に変

更したことに伴い、建学の精神を発展的に改定し、合わせて大学のアドミッション・ポリシーの改定も行った。

- ・ これまでさまざまなメディアを通して、また、オープンキャンパスや進学説明会、高校訪問にて直接ステークホルダーに周知してきており、引き続き本学の教育理念、教育改革及びアドミッション・ポリシーについて情報提供に努める。
- ・ また、入試区分別における入学者の学業成績の状況の分析を進めており、入試制度の妥当性を検証し見直しを進める。入学定員管理については、これまでの入試データや高校訪問等により受験生の動向の情報収集を行い、より正確な歩留まり率の把握に努め、入学定員に沿った適切な入学者数の確保を行う。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学修支援及び授業支援

【学部】

- ・ 教務センターでは、学部ごとの担当職員を配置し、窓口における学生への対応については学部担当者が中心となり支援している。また、相談の内容に応じて、指導担当教員（ゼミ担当教員、担任、チューター等）と連携をとり、修学支援を行っている。
- ・ 大学教務委員会においては、各学部から選出された委員と教務センター事務職員が合同で月1回開催している。その中で、毎学期開始前には、学修支援に関する方針や実施を検討し、学生への指導方法を協議している。なお、協議した結果については、学部教務委員会から教授会、学科会議を経て全学実施にむけて情報を展開している。

【資料 2-2-1】 大学教務委員会内規

【研究科】

- ・ 大学院に関しては、全研究科において演習担当者が学位論文の指導教員となり、責任を持って修学支援を行っている。また、指導担当教員のほかに副指導教員も大学院生の指導にあたっている。

【資料 2-2-2】 大学院要項

教職員による学修支援及び授業支援

- ・ 教務学生事務部では、学部ごとに、教務関係と学生関係の両方の事務を行う事務職員を置き、職員は窓口に来る学生に対応し、ゼミ担当教員とも連絡を取りつつ、修学支援を行っている。

- ・ 同事務室は、ワンストップサービスと位置づけられ、学生の修学のみならず、生活上の悩みも含んだ相談窓口となっている。
- ・ 「先端なび」に、教員、職員、保健室などが有する学生情報を集約し、集団で、問題を抱える学生に対応する体制をとっている。「先端なび」とは、本学が導入している修学支援ポータルサイトである。教職員が一体となり、学生への授業支援や修学支援のため、教職員が一体となり活用している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への学修支援

- ・ 障がいのある学生に対しては、「障害学生支援室」を開設しており、「合理的配慮」の理念に基づく対応の要領を FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会で教職員に説明を行い、修学困難学生への支援体制の理解を求めている。令和 2 (2020) 年 9 月現在、支援を受けている障がいのある学生数は 70 名（手厚い支援を受ける学生 18 名、情報共有のみ行う学生 52 名）おり、教員が、教務センター、学生センター、保健室、学生相談室と連携して合理的配慮の下で組織的かつ効果的な支援を障がいに応じて個別に配慮できるように行っている。
- ・ 2020 年の授業・試験の座席配慮を行っている学生 18 名、障害等の特性を教員に情報提供を行い、理解を求めている学生は 59 名となっている。すべて学生本人からの支援要請に基づくものである。入学予定の聴覚障害を抱えている学生には、補聴器援助システム（ロジャー）の準備を行っている。

【資料 2-2-3】 大学障害学生支援室規程

TA 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・ 本学は社会人の大学院生の全研究科で 38 名と数が少なく、かつ社会人が大半を占めているため、人員確保困難な状況である。現在は、工学部の「スタートアップゼミ」にて 2 名の TA を活用している。

【資料 2-2-4】 大学院生及び大学にかけるアシスタント制度内規

- ・ 情報関連科目において学修支援の 1 つとして学部の学生から採用された SA(Student Assistant)を活用している。令和 2 (2020) 年度春学期の SA は 50 人おり、本人の授業のない空き時間に授業における教員の学生指導のサポート、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。
- ・ SA の雇用管理については、「大学院及び大学におけるアシスタント制度内規」および、「『アシスタント制度内規』の運用に関する学術情報センター運営委員会申し合わせ」を基に、授業サポーターとしての能力を確認した上、雇用するとともに、SA 本人の学修に障害にならない範囲を定めて運用を行っている。

【資料 2-2-5】 大学ホームページ

(在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター)

<https://www.kuas.ac.jp/for-student/consultation/idpc>

【資料 2-2-6】 「アシスタント制度内規」の運用に関する学術情報センター運営委員会

申し合わせ

中途退学者、休学者及び留年者への対応策について

- ・ 成績不振者など、学修に不安を抱えている学生に対して毎学期開始前に成績配布時に指導担当教員と面談を実施し、休学、退学、留年への防止策としている。また、休学、退学に際しては、指導担当教員との面談を義務化し、面談記録を残している。さらに、面談記録に基づき、退学や休学の状況把握に努めている。
- ・ 年に2回、教育就職懇談会の中では、保護者と面談する機会を設け、指導担当教員が相談を行っている。特に、取得単位数が不足気味の学生などに対しては、保護者への成績送付の際に参加を促しており、退学や休学、留年への防止に取り組んでいる。

【資料 2-2-7】 2020 年度秋学期 修学指導について (案)

中退防止対策について

オフィスアワー制度

- ・ 学生への学修支援は、基本的に指導担当教員が講義時間やオフィスアワーにおいて対応している、オフィスアワー制度は、全学的に実施されており、各教員は週に2回、空き講義時間や昼休みを活用して実施している。各教員のオフィスアワーの時間帯は、「先端なび」で確認することができる。

【資料 2-2-8】 2020 年度オフィスアワーの曜日・講時の設定について

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ これまで、実験、実習科目を中心に学修支援を行ってきたが、今後は講義科目内での学修支援も強化するため、多数の TA を確保して強化していきたい。
- ・ 令和 2(2020)年度には、規程改正をして TA を学外からも公募する体制を整備し、学修支援を強化している。また、この規定改正により TA の活用については、実習、演習のみならず学部の講義科目も対象としており、TA 活用におけるガイドラインを策定し、TA の質確保についても取り組んでいる。
- ・ 大学共通コア科目の必修科目である日本語リテラシー、数的処理、及び英語については、経験のある嘱託講師の採用を増やして、授業外での学修支援や補習を拡充していく。
- ・ 中途退学率は、ここ数年は隔年ごとに増減を繰り返しており、一定した傾向がみられない。2019 年度の退学理由については、どの学年においても修学意欲の喪失による退学者が割合を多く占めている。今後は、一層きめ細やかな指導強化をはかり、前述の TA や嘱託講師による学修支援と合わせて効果を発揮したい。
- ・ 2019 年度入学生から、段階的な学修の確保を目的にして、全学部学科で進級要件を設定している。大学評議会、教授会及び大学教務委員会で、進級状況を学部学科ごと及び学年ごとに分析し、問題点を洗い出して改善を図りたい。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程内での取り組み

(1) 全学共通キャリア教育プログラムの展開

- ・ 教育課程においては、大学共通コア科目の中に、キャリア教養科目群を設置し、展開している。1年生の「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」は必修科目である。3年生の「キャリア形成実践演習（旧カリキュラム：キャリアサポート実践講座）」は、就職支援を中心とした内容であり、業界研究や自己分析を学び、就職活動への一翼を担っている。また、1年生より「海外研修」「インターンシップ」「サービスマネジメント」を配置し、社会貢献や職業意識を醸成する実習科目も取り入れている。

(2) 各種インターンシップの展開

- ・ 令和元(2019)年4月に事務組織が改組され、正課科目の全学インターンシップに関しては新設部署であるインターンシップセンターにて取り扱うこととなった。

【資料 2-3-1】 インターンシップ参加者数の推移

① 全学対象プログラム（海外・国内）

- ・ 本プログラムは国内コースと海外コースに分かれる。海外コースは令和元(2019)年度新たに立ち上げたもので、17人の応募に対して、8人が学内選考を経て参加した。国内コースは平成30(2018)年度は61人の応募に対して、26社に41人が実習参加と前年より参加者が増加した。令和元(2019)年度は、80人の応募に対して32社に44人が実習参加と、受け入先数、参加者数ともにさらに増加した。
- ・ 本インターンシッププログラムでは、事前授業、受け入先での実習、実習終了後の振り返りと成果報告会等の事後授業を実施している。例年より事前授業、事後授業ともに内容を見直し、成果報告会に関してはブース形式にて学生の発表時間を拡大するなど、大幅にプログラム内容を刷新した。
- ・ 大学コンソーシアム京都主催のインターンシッププログラムについても積極的に参加を促している。平成30(2018)年度は11人が出願し、9人が参加した。令和元(2019)年度は前年と同程度の13人が出願し、9人が参加した。
- ・ 上記の2つのインターンシッププログラムの受講修了者には2単位の単位認定を行っている。

【資料 2-3-2】 キャリアサポートセンター主催インターンシップ受け入予定企業

【資料 2-3-3】 成果報告会資料

② 学部対象プログラム

- ・ 「AIP（アドバンスト・インターンシップ・プログラム）」

本インターンシッププログラムは、平成 25(2013)年度に教育プログラムとして開設したものであり、平成 29(2017)年度から経済経営学部の 3 年生を対象に実施している。4 月に事前授業 (2 科目 : 4 単位)、5~7 月に関西圏の企業数社で 3 か月の実習 (企業実習 : 12 単位) を行い、8~9 月に事後授業の後、成果報告会を実施した (2 単位)。長期企業実習により、実践的な経験から得られた知見と大学での学術的な学びとを融合させるねらいがある。

- ・平成 30(2018)年度は 5 人が参加し、令和元(2019)年度は 8 人が本インターンシッププログラムを修了した。

【資料 2-3-4】 AIP 募集要項と参加者リスト

- ・「GIP (グローバル・インターンシップ・プログラム)」
本インターンシッププログラムは、平成 25(2013)年度にグローバル人材育成を目的として開設したものであり、平成 29(2017)年度から経済経営学部の学生を対象に実施されている。2~5 月に事前授業と南通大学での語学研修 (3 科目 : 10 単位) ののち、6~8 月に中国上海での長期海外企業実習 (3 科目 : 10 単位) を実施した。
- ・平成 30(2018)年度は 3 人が参加し、令和元(2019)年度も 3 人が本インターンシッププログラムを修了した。

【資料 2-3-5】 GIP 募集要項と参加者リスト

- ・「バイオ環境学部独自インターンシップ」
平成 30(2018)年度には 55 人が参加し、令和元(2019)年度は 44 人が参加した。

【資料 2-3-6】 バイオ環境学部独自インターンシップ募集要項と参加者リスト

③その他のインターンシップ

- ・「上海での企業実習 (1 か月)」
平成 26(2014)年度から全学部を対象として、中国の上海に拠点を置く日系企業等で企業実習を実施し、単位認定 (4 単位) を行っている。7 月に事前授業 (語学研修含む)、8 月に海外企業実習、10 月に成果報告会を実施した。平成 30(2018)年度は 2 人が参加し、令和元(2019)年度は 1 人が本インターンシッププログラムを修了した。

【資料 2-3-7】 上海インターンシップ募集要項と参加者リスト

教育課程外での取り組み

(1) キャリアサポートセンター体制の充実

①4 本柱の就職支援

- ・進路支援、能力開発支援、キャリア形成支援、就職支援の 4 つの柱を中心に、入学時の 1 年生から 4 年生の卒業までの 4 年間でトータルサポートし、4 年間で有意義に過ごせる充実した支援体制を構築し、社会に有益な人材の育成と輩出に取り組んでいる。

【資料 2-3-8】 大学キャリアサポートセンター規程

- ・個別面談についても 5 人の専任職員及び 5 人の外部キャリアアドバイザー (国家資格 2 級キャリア・コンサルティング技能士等) による専門的な視点からの指導の充実を図っている。令和 2(2020)年 4 月よりコロナ禍の対応として、web 面談も新しく取り組み更なる充実を図っている。

【資料 2-3-9】 個人面談の実施について

- ・3年生4月より就職活動に向けたガイダンスを実施しており、夏に正課・正課外でのインターンシップに積極的に参加するよう誘導している。また、秋学期以降は就職活動準備を本格化させるために、3か月間の特別プログラムとなる「先端就活塾」を始めとした、面接・GD対策講座の実施や、社会を広く知るために業界研究セミナーを実施している。平成31(2019)年度は12月より学外で実施されている業界研究セミナーへのバスツアーなども新たに開催している。さまざまな取り組みを通して、早期から就職活動を進められる学生を増やし内定獲得に繋げている。また4年生の未内定者に対してはキャリアカウンセラーからの誘導、求人企業とのマッチング等を行うことで同様に内定獲得に結びつけている。

【資料2-3-10】2019年度秋学期 キャリアサポートセンター年間行事予定

- ・令和2(2020)年4月よりコロナ禍の対応として、webサイト上でのガイダンスや企業説明会を実施し、その内容を録画してオンデマンド視聴できるようにするなど、新たな取り組みを増やししながら支援体制の充実を図っている。

【資料2-3-11】2021卒学内オンライン説明会

- ・地元中小企業への誘導や、留学生支援、障がい学生支援の強化や、個別対応の充実等により、ハローワークによる学内出張相談を各キャンパスにて、週1回実施している。

②正課科目と連携した就職支援

- ・平成29(2017)年度より、正課科目「キャリアサポート実践講座」が開講され、当該科目と連携し、キャリアサポートセンターで実施している課外講座への参加を促進し、早期から就職活動への意識の醸成を行い、積極的に取り組む姿勢や意欲の向上を図っている。

③企業開拓・企業訪問の充実

- ・近年採用実績のある企業だけでなく、過去に採用実績のある企業を掘り起し、関係強化を図るとともに、新たな学生の選択肢を増やすために新規企業開拓も積極的に実施している。企業の事業内容や求人情報を正確にとらえて学生に情報提供し、就職内定獲得に結びつけている。

(2) 学内・大学間・外部関係機関と連携した事業の展開

①留学生の就職支援体制の整備

- ・学内の国際オフィスならびに外部関係機関との連携により、留学生に対しての就職支援体制の整備と充実を図っている。また、日本での就職を希望する全学年の留学生に対し、早期から意識づけをするために、心構えや風習や価値観の違い、必要な手続き等を盛り込み、春学期に就職ガイダンスを実施している。合わせて、求人情報を提供し、早期に進路の意識づけを図っている。

②障がいを持つ学生への就職支援体制の整備

- ・「障害学生支援室運営委員会」を中心に、保健室、学生相談室、障害学生支援室、指導担当教員との連携により、就職支援体制の整備を図っている。
- ・外部機関との連携、協力も強化し、就労支援へと繋げている。

③公共職業紹介機関との関係強化

- ・公共職業紹介機関等の連携・協力により、就職未内定の4年生ならびに未就職状況に

ある卒業生の支援の充実を図り、積極的に学内でのガイダンスや相談会を実施し、登録等を推進することで就職の機会拡大を図った。前述のとおり学内での出張相談を開催している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内での取り組み

- ・ 本学学生が就職先から求められる能力、企業側からのニーズをインターンシップセンターやキャリアサポートセンターと情報共有し、在学中に身につけるべきスキルが正課科目内においても身に付くようカリキュラムの運営と授業内容の改善を図っていききたい。令和3（2021）年度からは、2年生及び3年生を対象にして、大学共通コア科目である「キャリア形成実践演習Ⅰ・Ⅱ」が新規開講される。同科目の担当教員、教務センター及びキャリアサポートセンターで定期的に担当者会議を開催し、授業の実施状況や学修成果などを適宜検証していく予定である。

【資料 2-3-12】 キャリア科目（履修要項）

【資料 2-3-13】 キャリア形成実践演習Ⅰ・Ⅱシラバス（2021年度）

- ・ インターンシップ全般に関しては、受け入先数、参加者数といった規模の拡大を行うとともに、事前・事後授業や受け入先での実習内容といったプログラムの質向上を目指す。
- ・ 全学対象プログラムに関しては、海外・国内ともに受け入先をさらに拡充し、学内広報を活用して参加者数を増やす。また、事前・事後授業を充実させることで、参加学生を社会が求めるレベルまで引き上げるための教育に注力する。
- ・ 学部対象プログラムに関しては、各学部の専門性と連動した受け入先の開拓及びプログラム設計を行う。

教育課程外での取り組み

- ・ 令和2(2020)年4月よりコロナ禍となり、対面支援以外のwebサイト上でのキャリアサポートの必要性の高まりを受け、ガイダンス、実施講座の充実を図っている。秋学期は多くの企業に参加いただいている業界研究セミナーも3密回避の観点からwebサイト上で実施できるよう企画を進めている。
- ・ 令和2(2020)年度秋学期より、3年生が早期に就職活動に取り組めるよう、従来から実施していた大手・上場企業を目指す特別プログラム「尖端就活塾」に加え、より幅広い学生の意識醸成を目指した「わかば就活塾」の新設を予定している。特別プログラムの2階層化により、さらに多くの3年生の受講を想定している。

【資料 2-3-14】 わかば就活塾案内

- ・ 教職員の協力連携の下に学生支援を行うため、従来のキャリアサポート委員に加えて、学部毎に進路主事を新設し、更なる教職協働体制を強化している。学部を統括する進路主事、補佐のキャリアサポート委員、キャリアサポートセンター職員と、さらに指導担当教員、インターンシップセンター職員、教務センター職員とが情報を共有しながら学生のサポートを強化していく。
- ・ 令和2(2020)年度開設した工学部学生及び既存学部学生が就職先として着目している企

業との接触を試み、訪問を充実させ、さらに開拓を推進していく。

- ・教育課程内と教育課程外を体系的に連携し、正課科目の抜本的な見直しを大学全体の優先的な取り組みとして、強力に支援し、更なる社会的・職業的自立につながる支援体制を強化していく。
- ・留学生や障がいを持つ学生の増加に伴い、学内の就職支援体制の連携を強化し、かつ外部関係機関との連携も充実させる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・学生生活に関する協議機関として、学生センター長が主宰する大学学生委員会が設置されている。同委員会は、各学部の学生主事及び大学学生委員（4 学部で計 8 人の教員）、事務局次長、学生センター課長で構成され、毎月会議を開催し、厚生補導、奨学金等の経済的支援、課外活動への支援などについて協議・情報共有を行っている。
- ・各学部では、学生主事及び大学学生委員のほかに数人の学部学生委員で構成された学部学生委員会が設置され、学部での学生サービス及び厚生補導等の協議・執行機関として機能している。
- ・事務組織として学生センターがあり、学生生活（奨学金、課外活動、日常生活等）及び修学に関する支援ならびにそれらの管理など、学生生活全般にわたる手続き、管理及び個別相談を行っている。留学生支援に関しては国際オフィスが担当している。
- ・心身の健康に関する支援組織として、保健室と学生相談室を設置し、非常勤の校医（内科、整形外科、精神・神経科各 1 人）と連携して、心身両面での相談とケアにあたる体制を整えている。

【表 2-9】

- ・令和元(2019)年に開設された障害学生支援室においては、修学困難学生への支援を行うため、学生センター、保健室、学生相談室と連携して合理的配慮の下で組織的かつ効果的な支援を行っている

【奨学金などの経済的支援】

- ・奨学金は、日本学生支援機構（令和元年(2019)年度実績奨学生（1 種 614 人、2 種 1181 人、給付受給者 43 人）等による育英事業のほか、本学独自のものとして学業やクラブ活動の成績優秀者への給付奨学金、経済的困窮に対する貸与奨学金、外国人留学生に対する授業料減免の制度がある。

【表 2-7】

- ・成績優秀者への給付奨学金としては、成績優秀者特別奨学金（40 人）、指定校特別奨学金（88 人）、大学特別奨学金（京都学園高校）（25 人）、強化指定クラブ特別奨学金（59 人）、スポーツ・文化特別奨学金（7 人）、沖縄特別奨学金（10 人）などが成績の継続審査により給付されている。

- ・ 本学へ入学後の成績評価等の審査後に給付奨学金として京都先端科学大学給付奨学金（46人）、同様に大学院給付奨学金（7人）がある。
- ・ 経済的困窮に対する奨学金として大学創立 50 周年記念奨学金があり（1種 3人、2種 3人）を給付している。
- ・ 家計支弁者が家計急変や災害にあい、経済的な事情で学費の納入が困難な場合には納入の期限延長の取扱いをしている。
- ・ 外国人留学生の授業料減免は 59 人（在籍留学生の 84.3%）である。
- ・ その他として後援会修学支援奨学金（7人）、同窓会奨学金（12人）が、給付されている。

課外活動支援

- ・ 学生自治組織（学友会）は、中央委員会、執行委員会、体育連合協議会、文化連合協議会及び学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会の機関で組織される。学友会は、学生相互の民主的活動により、学生生活全般の発展向上を図ることを目的としている。

【資料 2-4-1】 京都先端科学大学学友会組織図

- ・ 体育連合協議会には 24 の体育系クラブ・同好会が、文化連合協議会には 13 の文化系クラブ・同好会が所属している。これらの中で、体育会系の硬式野球部、サッカー部、女子バスケットボール部及びパワーリフティング部の 4 クラブは強化指定クラブに指定されて活発な活動を展開し、対外的にも優れた実績をあげている。
- ・ クラブ・同好会では専任の教職員が顧問や監督として活動の指導及び支援を行っているほか、非常勤の指導者を採用しているクラブもある。
- ・ これらの課外活動のクラブ活動助成金、バス助成等に平成 29(2017)年度は約 1,054 万円を支出した。

【表 2-8】

【資料 2-4-2】 2019 年度クラブ顧問・指導員一覧

生活相談

- ・ 学生の生活相談には、学生にもっとも身近なゼミ担当教員や学部での学生サービス、厚生補導の責任者である学生主事が応じている。全学生をいずれかのゼミあるいは研究室に所属させ、その指導教員が担当する各学生の修学状況及び生活状況を常に把握し、学生一人ひとりの実情に合わせて、修学面、生活面、そして進路指導と多面的な指導を行える体制になっている。
- ・ ハラスメント防止規程を定め、学内にハラスメント防止委員会を設置し、相談窓口として相談員を配置し、問題の起きた場合に適切に対応できる体制をとっている。
- ・ 学生による不祥事が発生した場合には、懲戒処分を科す手続きを整備している。

その他の学生サービス

- ・ 授業時間に合わせて JR 亀岡駅、JR 桂川駅及び阪急桂駅から通学バスを運行し、その料金は通常運賃の半額以下に設定されている。キャンパス間移動については、シャトルバスを運行し、運賃は無料としている。また、京都亀岡キャンパスの学生食堂は 900 席を擁し、混雑する昼休み時間帯には弁当の販売も行っている。京都太秦キャンパスのレ

ストランは約 500 席以上を擁し、昼休みは一般客の利用を遠慮してもらい、学生の利用を優先させ、西館ハピネスホールで弁当の販売も行っている。その他、書籍、文具等を販売する売店を両キャンパスに設置している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

生活支援

- ・ 学生生活に関する協議機関として大学学生委員会を開催しており、厚生補導、奨学金の検討は継続していくことになるが、学部での学生サービス向上を検討しさらに促していくことになる。例えば、経済経営学部のアドバイジングルームでは指導担当教員が、取得単位数が不足気味の学生などに対しては相談・指導を、バイオ環境学部では基礎科目の徹底的な理解を図るために、学修支援室でサポートを行っていくことになる。
- ・ 令和元(2019)年度より障害学生支援室を設置し、障がい学生の社会的障壁の除去に向けて必要な調整・修正を行い、修学困難学生への支援を学生の細かな要望に基づいて行い、さらに強化していく。
- ・ 緊急対応を要する学生の一覧表は各学部向けに保健室が作成及び厳重保管し、必要に応じて学生主事に随時閲覧できる様に配慮されているが、各部署での情報共有の程度はまちまちである。当該学生のゼミ担当は情報を共有することが必要不可欠であり、実習・講義担当者も可能な限り情報を共有することが望ましい。情報共有については、今後も障がい学生に対する支援体制の下で教務学生事務部が学生本人、関連部署及び関連教員と連携しながら、学生本人の同意のもと共有していく。
- ・ 困難性や緊急性について外見からは判断が難しい場合や本人の自覚症状すらない場合については、教職員による発見と支援が重要である。そのようなセンサー機能とノウハウに関する更なる学内研修会を充実させ、一人でも多くの教職員が参加することが重要であるので、FD・SD研修会の一環として現状報告と意見交換を適宜行っている。
- ・ 学期毎に障がいを持った個別学生の具体的な要望に即し、学生センターと教務センターが密に連携し、学内各関連部局職員や学部・学科教員への詳細な方向性を示し、的確な学生の修学環境整備を行う。
- ・ 出席不良者及び成績不振者への対応として、毎年春と秋に開催されている教育・就職相談会（後援会主催）で成績不振者等の保護者が参加するように促し、学修状況の改善に向けて指導教員と保護者との間で問題点が適切かつ的確に相互共有していく。
- ・ 本学は京都亀岡キャンパスで自家用車やバイクでの通学を登録申請に基づいて公認していることから、交通ルールの遵守やマナーの向上が常に求められている。これらに基づいて学生への安全運転と交通マナー遵守の学内での啓蒙啓発活動をより活性化させる。
- ・ 学生ボランティア（警ら隊）による近隣のパトロールや学内のバイク置き場や駐輪場での啓発を検討している。
- ・ 亀岡キャンパス管轄・亀岡警察署の交通課、生活安全課及び地域交通安全活動推進委員と本学の職員が協力し、春・秋の交通安全週間に亀岡市内の啓発活動を恒例のものとしている。
- ・ 京都太秦キャンパスでは、盗難防止や交通法規を守れない学生のために右京警察署と連携し、防犯教室や交通指導等の啓発活動を計画している。

奨学金について

- ・経済的支援については、令和元(2019)年度以降の入学生に対して、奨学金制度を見直し入学時の際の奨学金適用と入学後の頑張りの評価を確認していく奨学金制度とした。

課外活動支援

- ・令和元(2019)年4月より京都太秦キャンパスの西館が完成したことに伴い、文化系クラブの拠点の場所が広がり、施設利用の工夫が必要と考えている。さらに校名変更に伴い各クラブのユニホームなど統一感を持たせ大学としての一体感をクラブから発信していきたいと考えている。
- ・キャンパス間のバス無料化になり、学友会組織やクラブ活動の加入が増加すると見込んでおり、大学が活性化する一助となることを見込んでいる。
- ・令和元(2019)年10月よりスポーツ振興室を開設した。体育会系クラブの統括・管理、スポーツ教育(SLS)の推進、中長期的スポーツ人材の育成等を専門に行っていく部門を立ち上げ、総合的な「人間力」を備えた人材育成・教育を行い広くスポーツの振興・発展を図っていく専門部署としていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- ・収容定員に対する学生一人当たりの必要面積が確保されており、かつ、適宜施設設備の保守・点検を法令に基づき適切に実施している。また、京都亀岡キャンパスにおいては、老朽設備等の更新計画を策定し、複数年計画で実行している。
- ・耐震に関しては、平成22(2010)年度に耐震調査を実施し、適切に補強工事等を行い、すべての建物において基準を満たしている。各種の施設設備について、法令に基づき保守・点検を行い安全性の確保に努め、必要に応じて更新を行っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

- ・図書館（教務センター）は、京都亀岡キャンパスの本館（主に文系学部と健康医療学部健康スポーツ学科の図書を所蔵）と同バイオ環境館の分室（主にバイオ環境学部の図書を所蔵）、及び京都太秦キャンパスの北館図書室（主に経済経営学部、健康医療学

部看護学科及び言語聴覚学科、人文学部の図書（を所蔵）と同南館図書室（工学部の図書を所蔵）からなる。

- ・令和2（2020）年3月末時点での、京都亀岡キャンパスの本館とバイオ環境館分室を合わせた所蔵数は、図書が433,266冊、学術雑誌が4,457タイトル、視聴覚資料が8,176点となっている。京都太秦キャンパスの図書室の所蔵数は、北館、南館を合わせて図書が35,586冊、学術雑誌が99タイトル、視聴覚資料が707点である。電子ジャーナル、データベースは京都亀岡キャンパス本館にて集中管理していて、それぞれの所蔵数は、電子ジャーナルが156タイトルである。
- ・京都亀岡キャンパス本館以外の図書室においては、図書室内のスペースに限りがあるため、多くの資料を所蔵することは困難だが、キャンパス間における学内便を展開しており、各館の資料を取り寄せることが可能となっている。さらに、学術雑誌においては資料の取り寄せも可能だが、随時電子化を進めているためキャンパスに関係なく利用できる体制を整備している。

【エビデンス集（データ集） 共通基礎様式1】

- ・学生閲覧座席数は975席で、学生収容定員の約22%分を備えている。さらにグループ学修やディスカッションなどに使用できるスペースとして、京都亀岡キャンパス本館にはグループ閲覧室を、京都太秦キャンパス各図書室にはラーニングコモンズを設けている。京都亀岡キャンパス本館にはこのほか、書庫、地図閲覧室、マイクロリーダー室、ビデオライブラリー室がある。京都太秦キャンパス南館図書室では閲覧スペースの一角にビデオブースを設けている。また、京都亀岡キャンパス本館に14台、分室に25台、京都太秦キャンパス図書室に33台の検索用パソコンが配置されており、図書やデータベースの検索のみならず、レポート等の作成にも利用可能である。

【エビデンス集（データ集） 共通基礎様式1】

- ・図書館の学期中の開館時間は、京都亀岡キャンパスの場合、本館、分室ともに、平日が9時から19時まで、土・日・祝休館、京都太秦キャンパス図書室の場合、北館図書室が月～土8時30分から22時まで、日・祝休館、南館図書室は365日24時間開館（今年度は新型コロナウイルスの影響で、8時30分から22時までには時短）である。特に京都太秦キャンパスについては、全国的に見てもめずらしい長時間開館をしており、学生の学修時間の確保ができています。

【表 2-11】

- ・図書館では、学部新生に対して、入学当初に図書館利用のガイダンスを行っている。例年、新生のほぼ全員、900名程度が参加しているが、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルスの影響で、実施の見通しが立っていない。また、新生全員が履修する1年次の情報教育科目において、本学図書館所蔵の図書、データベース、さらに学外の機関が所蔵する図書等の情報検索のガイダンスも行っている。本学の図書館システムは、図書及び雑誌の管理・閲覧、文献複写・貸借サービス、運用管理、目録管理等の業務が行えるトータルシステムであり、利用状況の確認や各種申込がオンライン上で可能である。図書館業務は、平成21（2009）年度より学外業者に委託している。京都亀岡キャンパス本館で4人、分室で1人、京都太秦キャンパス北館図書室で3人、同南館図書室で3人、合計11人のスタッフが業務を担当してい

る。なお、教務センター内においては、図書館担当の専任職員を配置している。また、毎月、委託業者との定例会を実施し、管理運営について情報共有するとともにサービス向上や改善に向けた取り組みを実施している。

- ・ 情報処理学修施設については、京都太秦キャンパスにはコンピュータ 120 台設置の大教室 1 室、60 台設置の大教室 2 室、30 台設置の小教室 1 室、28 台設置の自習室を 1 室整備している。京都亀岡キャンパスにはコンピュータ 45～56 台設置の大教室を 3 室、23 台設置の小教室を 1 室、19 台設置のオープンルーム（自習室）を 1 室整備している。教室は情報教育科目に加えて、学部の専門科目やゼミなど、また学期始めの履修登録や日常のレポート作成にも利用されている。
- ・ 学期内のコンピュータ教室の利用時間は、京都亀岡キャンパスの場合、平日 9 時から 18 時 00 分（授業利用、オープン利用とも）までである。京都太秦キャンパスの場合、平日 8 時 30 分から 17 時 30 分まで（授業利用、オープン利用とも）である。授業が無い時間は、両キャンパスとも、オープンルームとして教室を開放している。

【資料 2-5-1】 大学ホームページ（大学紹介⇒施設紹介⇒パソコン教室）

<https://www.kuas.ac.jp/about/facility/pcroom>

- ・ 京都亀岡キャンパスではオープンスペース 6 箇所と教室 3 箇所において、京都太秦キャンパスでは館内の全域（屋外除く）において、無線 LAN によるネットワーク環境を整備している。学生は、個人の情報端末を利用して、「先端なび」へのアクセスや図書情報等のさまざまな情報検索が行えるようになっている。
- ・ 情報関連科目においても、学修支援の 1 つとして SA(Student Assistant)を活用している。令和 2（2020）年度春学期の SA は 50 人おり、授業における教員の学生指導のサポート、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。

【資料 2-5-2】 大学ホームページ

（在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター）

<https://www.kuas.ac.jp/for-student/consultation/idpc>】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・ 京都太秦キャンパスでは、京都市バリアフリー条例に基づき、適切に整備されている。京都亀岡キャンパスにおいては、各建物の入口等にスロープを設けるなどの措置がとられている。両キャンパスとも利用者の障がい等に応じて、個別に対応策を取っている。例えば、車椅子利用者の場合、各建物玄関付近に専用駐車スペースを設け、構内の車輛通行を認め、容易な移動を可能にするなどの対応を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【学部】

- ・ 授業の性質を損なうことなく、適切なクラスサイズを編成している。これに併せて教室の配当を行っており、例年、履修希望者が多い授業については、当該科目の開講クラス数を可能な限り増やすなどの検討をしている。また、厳格に受講者数を制限したい科目については、事前履修登録を実施し、選抜条件を付して抽選にて、受講生数を制限する

ことで、適切なクラスサイズを維持している。

【大学院】

- ・ いずれの研究科も学生数は少ないため、指導担当教員が適切に教育できる水準を保っている

【資料 2-5-3】 2020 年度秋学期 事前登録科目一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和 2(2020)年度にキャンパス整備委員会が設けられ将来計画策定に向けての取り組みが開始された。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・ 開講全科目に設けられる授業評価アンケートに自由記述欄を設け、学生の意見などを授業担当者へフィードバックし授業改善に役立てている。また学生からの意見は学部ごとに集計し、内容を大学評議会、各学部へと報告、各学部において FD 等を通して学修支援体制改善へ反映させており、授業評価アンケートから学生の意見・要望が学部にもさらには科目担当教員にも伝えられる体制が整えられている。

【資料 2-6-1】 授業評価アンケート集計結果について

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談

- ・ 心身の健康管理は、保健室と学生相談室が相互に連携しながら担当している。保健室運営委員会と学生相談室運営委員会で、事業計画を立て、相談内容、件数など情報共有を図っている。
- ・ 保健室には 3 人の専任看護師が交代で常駐（週 5 日）し、①事故や急病への対応、②持病のある学生の把握、緊急時対応の情報発信、③学生、教職員の健康管理センター機能、④何らかの不安を抱える学生が相談に訪れる場としての機能を果たしている。学生相談室には 2 名の専任臨床心理士を交代で常駐（週 5 日）している。

【表 2-9】

- ・身体の障がいは保健室で、心や発達の障がいは学生相談室でその内容を正確に把握した上で、教学上、特に配慮が必要な場合には、学生本人の同意を得た上で各学部の学生主事やゼミ担当者に連絡し、適切な対応を取っている。
- ・令和元(2019)年4月1日から障害学生支援室を開設し、病気や心身の障がいがある学生がよりよい大学生活を送ることができるよう、個々に対応しさまざまな支援を提供している。

障害学生支援室では、主に講義や実習等の修学に困難を抱える学生に対し、保健室、学生相談室、関係する教職員等の各部門と連携、協議し、合理的配慮の提供にかかる支援を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学部学生委員会は定期的に適時開催され、学生生活に関するあらゆる問題を取り上げ協議する事に加えて、学生の意見や要望を把握対応し、必要に応じて大学学生委員会に上程する。
- ・学生自治組織である学友会の中央委員会、執行委員会、体育連合協議会、文化連合協議会及び学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会の代表者を構成員とし、毎年、下部組織の意見・要望を取りまとめて、学友会との懇談会として大学側と折衝して問題点の改善を図っている。
- ・大学と学友会との懇談会での要望件数は、令和元(2019)年が42件（主な要望内訳は、施設に関する事16件、総務に関する事14件、学術情報に関する事6件等）、平成30（2018）年が14件（主な要望内訳は教務担当に関する内容7件、学生担当に関する内容3件、総務担当に関する内容3件、その他2件）、であり随時対応した。

【資料 2-6-2】 2019 年度学友会との懇談会

- ・受け入れられない要望については、大学側が懇談会でその理由を説明し、学生側との意見交換しながら相互理解を図っている。
- ・学友会との懇談会以外にも、学生センター職員が学友会のさまざまな会議（中央委員会、体育連合協議会、文化連合協議会、龍尾祭実行委員会等）にオブザーバーとして出席し、学生の意見・要望を把握するとともに、学友会の各機関役員とコミュニケーションを図っている。
- ・学生の意見・要望は学生センター課長が掌握し、学生センター長に報告され、大学学生委員会、大学評議会、教授会にて、教職員に共有される。
- ・保健室及び学生相談室が把握した学生の意見・要望は、学生センター長及び学生課長に業務報告として伝達される。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生間の相互理解を得るためには、大学学生委員会、保健室運営委員会、学生相談室運営委員会、障害学生支援室運営委員会において、学生の要望や意見を検討する必要がある。学友会との懇談会では、さまざまな要望や意見が出るが、関係部署と連携して前向きに検討していく。大学内のハード面や予算的な理由から、学生の理解を得るために、定期的にコミュニケーションをとることを心がける。

- ・障がい者差別解消法に基づく合理的な配慮の下、修学困難な学生に関する情報の把握・管理に努めるとともに、教職員との連携を図り、学習継続のための専門部局（障害学習支援室）を設置したので、今後は、専門家による支援体制を一層充実させるとともに、事例を蓄積していく事を考えている。
- ・スポーツ振興室を設置し、体育会クラブの活性化、強化指定クラブの競技力向上を振興支援の柱として展開していく。加えて、体育会所属の学生の文武不岐に則った学修支援と行動規範教育を狙いとしても推進していく。

[基準 2 の自己評価]

- ・学生の受け入れについては、大学全体としては入学定員に沿った適切な数の学生の受け入れができています。
- ・教員と職員の協働、TA 等の活用による学修支援がなされている。
- ・教育課程の内外で社会的・職業的自立のための支援体制が整備されている。
- ・学生サービスのために、奨学金制度等のさまざまな施策で学生生活の支援がなされている。
- ・学修環境は、校地・校舎等、実習施設、図書館等が整備されており、授業の際の学生数も適切に管理されている。
- ・学生の意見・要望も適切な把握し活用できている。
従って、基準 2 のいずれの基準項目についても基準を満たしており、基準 2 を満たしているといえる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- ・本学は、令和元(2019)年度の校名変更を機に新たな「建学の精神」を定め、同精神に基づいて本学及び各学部学科のディプロマ・ポリシーを策定した。
- ・ディプロマ・ポリシーは、全学生に配布している履修要項にも掲載しており、大学ホームページにおいても公開し、周知をしている。
- ・建学の精神を踏まえ、各研究科はそれぞれのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定し、大学院要項及び大学ホームページ等で公開、明示している。

【資料 3-1-1】 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

＜経済経営学部＞

- ・ ディプロマ・ポリシーで示されるグローバル社会で活躍できる幅広い教養と実践的な専門知識を備えた人材の育成に向けて、下記の基準が設定されている。
- ・ 「大学共通コア科目」から 50 単位以上修得することが卒業要件として経済学科と経営学科の両学科において設けられている。ならびに、その「大学共通コア科目」における「未来展望科目」から選択必修 4 単位、「アカデミック・スキル科目」から必修 5 単位、「英語科目」から必修 16 単位、「スタートアップ科目」から必修 4 単位、「キャリア教育科目」から必修 4 単位、「スポーツ・ライフスキル科目」から必修 4 単位を修得することが卒業要件として両学科において定められている。
- ・ 専門科目については、両学科ともに 74 単位以上を修得することを卒業要件としている。専門科目は、「学部共通科目」及び「学科専門科目」から構成され、「学部共通科目」は社会で活かせる専門知識とスキルを段階的にかつ多面的に修得できるように「入門科目」と「キャリア科目」から成り、卒業要件としてそれらから計 8 単位以上を修得することとしている。「学科専門科目」は「基礎科目」、「展開科目」、「演習科目」で構成され、この「基礎科目」において経済学科は必修 10 単位、経営学科は必修 8 単位を設けている。該当する必修科目は、経済学科では「マクロ経済入門」、「ミクロ経済入門」、「国際経済入門」、「財政入門」、「金融入門」であり、各 2 単位である。経営学科では「会計学入門」、「事業構想概論」、「経営戦略論入門」、「経営情報システム論」であり、各 2 単位である。
- ・ 他学部や他学科における履修登録許可科目、ならびに大学コンソーシアム京都の単位互換制度などを通して履修された科目についても、事象を多面的にかつより正確に捉えることができるとして、経済学科は 10 単位、経営学科は 12 単位を上限として卒業要件に含むとして定めている。
- ・ 4 年次で作成される卒業論文については、知識・理解の程度ならびに問題発見と解決力を把握すべく卒業論文の審査において合格することを両学科ともに卒業要件として設け、「演習科目」の専門ゼミⅠ～Ⅳを通してその完成に向けて指導が行われている。なお、審査については、まずは基本とするルーブリックに基づいて専門ゼミⅣの担当教員が評価する。と同時に、卒業論文の審査合否判定は専門ゼミⅣの単位修得とも結びついているので、また求められる論文の内容は、各担当者の専門領域によって異なっているので、その担当教員が自身の専門ゼミⅣのシラバスで定めた独自のルーブリックに基づき評価される。その後、そこで可として評価された論文については、学部教務委員会、さらには教授会へ提出され、最終判定される。
- ・ 段階的な学びをより徹底すべく進級基準が設けられており、1 年次から 2 年次への進級においては、大学での学び方や社会と自身の接点を見出すよう指導する「スタートアップゼミⅠ」の単位修得を、かつそれを含む 1 年次終了時 28 単位以上修得を両学科とも進級条件として定めている。また、2 年次から 3 年次への進級においては、両学

科ともに「大学共通コア科目」における「スタートアップゼミⅡ」、「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ」、「数的処理Ⅰ・Ⅱ」、「情報リテラシー」、「英語Ⅰ」、「英会話Ⅰ」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、「SLSⅠ・Ⅱ」の単位修得が、ならびに専門科目の「基礎科目」から経済学科については必修の「マクロ経済入門」と「ミクロ経済入門」の単位修得が、経営学科については「会計学入門」と「経営戦略論入門」の単位修得が、かつこれらの修得単位を含んでの60単位以上修得が進級条件となっている。さらには、3年次から4年次への進級においては、「英語Ⅱ・Ⅲ」、「英会話Ⅱ・Ⅲ」、「SLSⅢ・Ⅳ」の単位修得を、かつ96単位以上の単位修得を両学科ともに進級条件として設けている。

- ・ 外国人留学生については、両学科ともに「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ」と「数的処理Ⅰ・Ⅱ」は履修登録されないが、これら以外は上記の進級条件が適用され、また2年次から3年次への進級においては、「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ」と「数的処理Ⅰ・Ⅱ」の代替として「日本語Ⅰ・Ⅱ」の単位修得が併せて進級条件とされる。加えて、3年次から4年次への進級においては、「日本語作文演習」の単位修得が併せて必要とされる。
- ・ 以上の卒業要件と進級条件の充足については、判定教授会や卒業判定教授会で最終的に確認され、判定される。

【資料 3-1-2】 経済経営学部履修要項、ディプロマ・ポリシー、進級条件、卒業要件

【資料 3-1-3】 大学共通コア科目でのレポートのループリック

【資料 3-1-4】 「専門ゼミⅥ」のループリック（サンプル）

【資料 3-1-5】 2020年3月13日経済経営学部教授会記録（進級判定）及び進級判定資料

【資料 3-1-6】 2020年2月26日経済経営学部教授会記録（卒業判定）及び卒業判定資料

- ・ 周知については、以上が記載された履修要項が入学時に学生へ手渡されるとともに、オリエンテーション時に担任である「スタートアップゼミⅠ」の教員が説明を行う。また、両学科ともに、各学期授業開始前のオリエンテーション時に、各学生は担任であるゼミ担当者から各学生の成績表ならびに卒業要件と進級条件が記載された資料が手渡されるとともに、それらを使用して各学生は成績についての確認ならびに履修指導をゼミ担当教員から受けている。

【資料 3-1-7】 2020年3月18日経済経営学部教授会記録及び修学指導資料

- ・ 履修を計画的に行い、4年間での卒業に向けての最低基準が設定されており、ゼミ担当者は、各学期においてその基準を満たせなかった学生に対して個別指導を行うとともに、学生情報共有システム「先端なび」に該当学生への指導内容を記録し、卒業するまでゼミ担当教員が閲覧できるようにしている。また、該当学生の保証人に対しては、成績不振の通告を行い、必要に応じて面談を行っている。

【資料 3-1-8】 経済経営学部履修要項 p.23、37（成績不振基準）、保証人へ成績確認のお願い

<人文学部>

- ・ 人文学部歴史文化学科・心理学科では、学部のディプロマ・ポリシーで規定した人文学に対する専門的知識と研究方法を修得して、現代社会の諸問題を解決できる人材、また豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、グローバル社会に適応できる人材を育成するため、下記の基準を設定している。
- ・ 大学共通の科目として、歴史文化学科・心理学科の両学科において、「大学共通コア科目」から 50 単位以上修得することを卒業要件として設けている。うち 33 単位が必修科目、4 単位が選択必修科目である。専門科目として、歴史文化学科では、学科専門科目から必修科目 10 単位を含む 72 単位以上の修得、及び、学科専門科目や他学部開講科目から 6 単位の修得を、卒業要件として定めている。心理学科では、学科専門科目から必修科目 2 単位を含む 62 単位以上の修得、及び、学科専門科目や他学部開講科目から 12 単位の修得を、卒業要件として定めている。
- ・ また歴史文化学科では、卒業研究の認定を卒業要件に定めており、心理学科では、卒業研究を学科の必修科目として定めており、歴史文化学科の 3・4 年次の専門ゼミ A～D、心理学科の 3・4 年次の各プログラムの専門演習 A～D において、完成にむけた指導を行っている。
- ・ 以上は学部の履修要項に記載し、入学時や、各学期のオリエンテーション期間の履修指導の際に、学生には広く周知、確認をしている。また各授業科目の単位認定基準については、各科目のシラバスに成績評価基準を明記して、学生に周知している。
- ・ 進級基準に関しては、両学科とも各学年の終了時に、卒業要件としての修得単位数、及び、学年ごとに修得を義務づけた科目の修得の有無について教授会にて判定を行い、条件を満たした場合、進級を認めることで、教育効果の測定を行っている。

<バイオ環境学部>

- ・ 生命、環境、食・農の各分野に関する実践的教育を通じて、グローバル化社会において自らの力で生き抜き、社会に貢献し続ける社会人の育成を教育の目的とした学部のディプロマ・ポリシーを踏まえて各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、各学科において、1.知識・理解、2.汎用的技能、3.態度・志向性、4.統合的な学修経験と創造的思考力という観点で、単位認定基準や卒業認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで示す到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて卒業認定される。
- ・ 進級基準は 3 年次から 4 年次に進級の際、100 単位以上という明確な基準が設定されている。
- ・ 「大学共通コア科目」から 50 単位以上修得することを卒業要件としている。その「大学共通コア科目」における「未来展望科目」から選択必修 4 単位、「アカデミック・スキル科目」から必修 5 単位、「英語科目」から必修 16 単位、「スタートアップ科目」から必修 4 単位、「キャリア教育科目」から必修 4 単位、「スポーツ・ライフスキル科目」から必修 4 単位を修得することが卒業要件として定められている。
- ・ 「学科専門科目」については、78 単位以上を修得することを卒業要件としている。その「学科専門科目」は「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」及び「その他」から構成され、4 年次の「専攻演習」と「卒業研究」を含む学科ごとに定めた必修科目の単位

を全て修得することが卒業要件として定められている。

- ・なお、進級要件としての修得単位数は1年次終了時28単位以上、2年次終了時60単位以上、3年次終了時100単位以上という明確な基準が設定されている。

【資料 3-1-9】 バイオ環境学部履修要項

<健康医療学部>

- ・健康医療学部のディプロマ・ポリシーは4年生2月に国家試験受験が必須の看護学科と言語聴覚学科においては国の求める医療人として知識、態度と技量が中心に位置づけられている。健康スポーツ学科でも同様に知識、態度と技量が重視されている。これら3学科と通じて思考して、判断し、そして表現することが求められている。
- ・この様な学科ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえて、学科ごとに単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が決定されており、履修要項等で公開、明示されている。看護学科では、ディプロマ・ポリシーで示されるように健康医療分野の職業人として必要な専門的知識・技能を理解・習得し、健康医療に関する諸問題を解決することができる人材を育成するため、下記の卒業認定基準を設けている。大学共通科目を含む基礎分野（教養・情報・外国語）の必修19単位を含む22単位以上、専門分野の専門基礎から必修23単位、専門分野の看護の基礎から必修26単位、専門分野の看護の実践から必修35単位、及び看護の発展とコミュニティーケアから必修13単位を含む18単位以上、計124単位が卒業要件である。

2年生から3年生への進級要件として、2年修了時までに関講した必修科目を全て習得していることが必要である。また3年生から4年生への進級要件として、3年生終了までに関講した必修科目の全てを修得していることが必要である。

また、臨地実習では看護体験実習を除く全ての実習科目ごとに先修科目が設けられており、先科目を修得していることが臨地実習の履修要件となる。

- ・言語聴覚学科では、ディプロマ・ポリシーで示されるようにチーム医療をになう一員としての言語聴覚士に必要な知識を修得し、具体的な技術を実践できる人材を育成するため、下記の基準を設けている。

大学共通科目を含む基礎分野（人文科学・社会科学・自然科学・保健体育・外国語・情報・学習技術）から必修15単位を含む22単位以上、専門基礎分野（基礎医学・臨床医学・心理学・言語学・音声学など）から必修43単位以上、専門分野（失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習、卒業研究など）から必修59単位以上、計124単位が卒業要件である。

2年次から3年次への進級要件として、基礎分野における卒業要件22単位を修得していること及び2年終了時までに関講した専門基礎分野・専門分野の必修科目をすべて修得していることが必要である。また3年次から4年次への進級条件として、3年次終了までに関講した必修科目のすべてを修得していることが必要である。

また段階的な学びを徹底するため、「構音障害学Ⅰ」「構音障害学Ⅱ」「構音障害学Ⅲ」「失語・高次脳機能障害学Ⅰ」「失語・高次脳機能障害学Ⅱ」「失語・高次脳機能障害学Ⅲ」「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」など科目履修要件が設けられている。

以上の進級要件・卒業条件については、教授会で最終的に確認され判定される。

- 健康スポーツ学科では、「大学共通コア科目」から 50 単位以上修得することが卒業要件として設けられている。「大学共通コア科目」における「未来展望科目」から選択必修 4 単位、「アカデミック・スキル科目」から必修 5 単位、「英語科目」から必修 16 単位、「スタートアップ科目」から必修 4 単位、「キャリア教育科目」から必修 4 単位、「スポーツ・ライフスキル科目」から必修 4 単位を修得することが卒業要件として定められている。

専門科目では、74 単位以上を修得することを卒業要件としている。「専門科目」は「基礎科目」、「応用科目」、「実習科目」、「演習科目」、「医療関連科目」で構成され、「基礎科目」と「演習科目」において必修 14 単位を設けている。該当する必修科目は、1 年次の「基礎科目」として「健康スポーツ概論」、「生理学Ⅰ、Ⅱ」。「演習科目」として 3 年次に「専門ゼミⅠ、Ⅱ」、4 年次に「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」であり、各 2 単位である。

段階的な学びをより徹底すべく進級基準が設けられており、1 年次から 2 年次への進級においては、大学での学び方や社会と自身の接点を見出すよう指導する「スタートアップゼミⅠ」の単位修得を、かつそれを含む 1 年次終了時 28 単位以上修得を進級条件として定めている。また、2 年次から 3 年次への進級においては、「大学共通コア科目」における「スタートアップゼミⅡ」、「日本語リテラシーⅠ・Ⅱ」、「数的処理Ⅰ・Ⅱ」、「情報リテラシー」、「英語Ⅰ」、「英会話Ⅰ」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、「SLSⅠ・Ⅱ」の単位修得が、ならびにそれらの修得単位を含んでの 60 単位以上修得が進級条件となっている。さらには、3 年次から 4 年次への進級においては、「英語Ⅱ・Ⅲ」、「英会話Ⅱ・Ⅲ」、「SLSⅢ・Ⅳ」の単位修得を、かつ 96 単位以上の単位修得を進級条件として設けている。

- 以上の卒業要件と進級条件の充足については、判定教授会や卒業判定教授会で最終的に確認され、判定される。
- このように、医療人となる看護学科ならびに言語聴覚学科は知識だけでなく、技能と医療人に相応しい態度を修得することがその基準となっており、健康スポーツ学科は健康の考え方を、スポーツを通して体得した社会人としての素養が備わっているかを基準としている。

【資料 3-1-10】健康医療学部履修要項

<工学部>

- 4 年以上在学し、所定の単位を取得し、下記 7 つの能力を身につけたと判断できる学生に対し卒業を認定し、学士（工学）の学位を授与するディプロマ・ポリシーを明確化している。
 - (1)機械分野と電気分野に跨る学際的な工学分野の知識体系を他領域の知識と関連づけながら修得し、変容するグローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。
 - (2)必要な情報を適切な方法を用いて収集し、活用できる。
 - (3)専門知識や意見について、日本語と英語を用いて他者と意思疎通を行うことができる。
 - (4)修得した知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。
 - (5)自ら設定した主題に対して、文献調査、実験等で収集した情報に基づき、客観的に分

析しながら論理的、批判的に考察することができる。

(6)学びを通じ、変容するグローバル社会の諸問題に継続的に関心を示し、その問題の解決のために粘り強く主体的に行動できる。

(7)多様な他者と協働しながら、自律的な社会人として行動できる。

- 工学部では、大学共通科目と学部専門科目に区分して科目を配置している。大学共通科目は、「未来展望科目」「公民教養科目」「語学科目」「スタートアップ科目」「キャリア教育科目」「スポーツ・ライフスキル科目」で構成され、30単位以上修得することを卒業要件としている。中でも「語学科目」については、23単位を1年次と2年次に集中配置している。また、「スタートアップ科目」では、問題発見・情報収集・グループ討論によって大学における学びの基礎となるスキルを育成する。学部専門科目は「専門共通科目」「専門科目」「実験・実習」「総合演習」で構成され、98単位以上修得することを卒業要件としている。「専門共通科目」では、多角的に真理を探究する力を育成するため、「物理工学科目」全4科目と「工業数学科目」全12科目を配置、いずれも講義と演習を効果的に組み合わせることで学生の理解を深める。さらに「情報処理科目」を10科目配置し、基礎から高度なプログラミングまでを段階的に修得させる。「専門科目」としては、「専門共通科目」の基礎スキルを土台とする「設計生産」「ロボティクス」「計測」「制御」「力学」「材料」「イオニクス」「電磁気」「アクチュエータ」「エネルギー」「デバイス」「回路」「通信」の13分野に分類される32科目を配置しており、学生の勉学への興味と将来希望する進路に合わせて履修する分野を組み合わせることで学修させる。また、「実験・実習」を配置しており、上記の理論的な学修と連動させながら実践的かつ能動的に学修させている。以上の学修の総仕上げとして、「総合演習」（「キャップストーン」）、「卒業研究」を配置しており、専門的知見に基づく主体的な行動力および問題解決力を育成する。

なお、1年の履修単位の上限は48とし、過剰な履修登録による学修効果の劣化等を防止している。

- 全学共通科目から30単位以上、学部専門科目から98単位以上を含む128単位以上取得を卒業要件として定めており、卒業要件としての修得単位数は1年次終了時28単位以上、2年次終了時60単位以上、3年次終了時96単位以上という明確な基準が設定されている。さらに進級要件として、1年生終了時に物理工学Ⅰ、同演習、微分積分と線形代数Ⅰ、同演習を修得していること、2年生終了時：英語科目より必修10単位（1年生前期配当英語科目）を含む18単位を修得していること、を設定している。また、GPAはカリキュラム・ポリシーの達成状況の検証のために活用している。

【資料 3-1-11】工学部 設置の趣旨等を記載した書類

<経済学研究科>

- ディプロマ・ポリシーで示されるとおり、現実社会が直面する諸問題を応用経済学の視点から分析し、それに対する政策の立案ができるよう下記の基準が設けられている。
- 研究指導教員の講義科目ならびに研究指導教員の1年次と2年次の演習科目は必修である。この演習8単位を含む32単位以上の修得と修士論文の最終試験（口頭試問）において合格することが修了要件である。修士論文の最終試験においては、大学院要項の記

載どおり、研究指導教員を含む3名以上で口頭試問が行われる。その結果を踏まえつつならびに修了要件と照らし合わせながら研究科委員会において修了判定される。なお、修士論文の判定基準は、本学学位規程第7条に「学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする」と定められている。

- ・講義科目は、経済学的な思考方法と分析方法を重視した「理論分野」と、現実の政策課題を多角的・総合的に分析し考察する「政策分野」、ならびに両分野に関連するとして統計処理、コンピュータ処理、法学、経営学に関する科目で構成されている。また、専門職に結び付くコースあるいはプログラムとして、経営学研究科と合同で「税理士養成コース」ならびに「CFP 認定教育プログラム」を設置している。なお、CFP 認定教育プログラムの修了を目指す大学院生は、プログラム科目群から演習科目4単位を含む16単位以上の修得が必要となる。
- ・入学時のオリエンテーションにおいて、大学院要項を入学生へ手渡すとともに研究指導教員や大学院委員が修了要件を説明しつつ、また研究指導教員と相談しながら研究指導教員の担当科目以外の講義科目を履修登録する。
- ・修士論文で求められる水準を早期に伝達し、確認させるべく、入学してすぐにどの大学院生も所属する演習の研究指導教員のもと、入学前に提出された研究計画書を踏まえつつ修士論文テーマを決定する。

【資料 3-1-12】 経済学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程

<経営学研究科>

- ・研究指導教員の講義科目ならびに研究指導教員の1年次と2年次の演習科目は必修であり、副指導教員の講義科目も必修としている。この研究指導教員ならびに副指導教員の講義科目8単位ならびに研究指導教員の演習科目8単位を含む32単位以上を修得し、かつ修士論文の最終試験（口頭試問）において合格することを修了要件としている。加えて、本学教員や大学院生が参加可能な中間報告会で修士論文の進捗状況を報告することも修了要件の1つとしている。修士論文の最終試験においては、大学院要項の記載どおり、研究指導教員を含む3名以上で口頭試問が行われる。その結果を踏まえつつならびに修了要件と照らし合わせながら研究科委員会において修了判定される。
- ・応用実践的な専門能力を育み、専門職に結び付くコースあるいはプログラムとして、経済学研究科と合同で「税理士養成コース」ならびに「CFP 認定教育プログラム」を設置している。この CFP 認定教育プログラムの修了を目指す大学院生は、プログラム科目群から演習科目4単位を含む16単位以上の修得が必要となる。
- ・どの大学院生も所属する演習の研究指導教員のもと、入学前に提出された研究計画書を踏まえつつ早期の段階で修士論文テーマを決め、その完成に向けて取りかかる。
- ・入学時のオリエンテーションにおいて、大学院要項を入学生へ手渡すとともに研究指導教員や大学院委員が修了要件を説明しつつ、研究指導教員とともに今後の研究計画や履修登録について相談が行われる。また、入学してすぐに各大学院生に対して副指導教員も置き、この正・副指導教員制のもと、指導が行われる。
- ・修士論文で求められる水準を早期に伝達し、確認させるべく、入学してすぐにどの大学

院生も所属する演習の研究指導教員のもと、入学前に提出された研究計画書を踏まえつつ修士論文のテーマを決定する。

【資料 3-1-13】 経営学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程

＜人間文化研究科＞

- ・本研究科では、①文化研究コース・②社会情報コース・③心理学コース・④臨床心理学コースの4つのコースごとに学位授与の方針を設定している。教育課程編成・実施の方針であるカリキュラム・ポリシーを設定している。各コースでは、カリキュラム・ポリシーに基づき、科目を設定しており、これらは、大学院の履修要項に記載し、入学時や、各学期のオリエンテーション期間の履修指導の際に、広く周知している。
- ・進級要件は特に定めていないが、修士の学位を認定する学位論文の審査にあたっては、主査1名、副査2名の計3名からなる学位論文審査委員会をおき、本学学位規程第8条に基づき、学位論文の口述試験を行っている。論文審査結果及び口述試験結果に基づいて研究科委員会で審議し、学位認定の可否を判定している。
- ・なお修士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。
 - ①文化研究コースでは、日本の文化研究の地理・思想・歴史・言語・文学の各研究分野において、高度な専門的知識を習得するとともに、その知識を自主的な研究を通じて応用し、社会に活かすことができる。
 - ②社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の理論的特質を把握し、現代社会と文化の動向への深い洞察をもち、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決することができる。
 - ③心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得し、高度な専門的職業人として、実務や研究にあたることができる。
 - ④臨床心理学コースでは、臨床心理学の分野で高度な専門的職業人としての実務や研究にあたることができる。

＜バイオ環境研究科＞

- ・人とともに多様な生き物が共生できる環境(バイオ環境)を作りあげることが目標とし、そのために、バイオ環境をデザインする領域の発展と、これに対応したバイオサイエンスと環境学及び食農学を連携させた、広い視野を持つ人材を養成することを目的とするバイオ環境研究科博士課程前期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、バイオ環境研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程前期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位(34単位)を取得するとともに、修士論文の審査に合格することが修士(バイオ環境)の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。
- ・バイオ環境研究科博士課程後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、バイオ環境研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程後期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位(24単位)を取得するとともに、博士論文の審査に合格することが博士(バイオ環境)の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。

- ・単位認定基準や修了認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで求めている到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて修了認定されることが周知されている。
- ・修士や博士の学位は修士論文あるいは博士論文を提出、公聴会で発表、諮問委員による諮問、審査委員会が審査し、研究科委員会で認定することが周知されている。
- ・修士論文あるいは博士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。
 - (1)得られた成果は、本研究科の教育目標である「バイオ環境」の実現に合致しているか。
 - (2)独創性のある知見が得られているか。
 - (3)論文の体裁や構成が整っているか(修士論文)。得られた成果は公表されているか(博士論文)
 - (4)研究テーマの設定と論理展開、分析方法(実験・調査)が適切であるか。

【資料 3-1-14】 バイオ環境研究科大学院要項

大学ホームページ(学部学科・大学院⇒大学院⇒バイオ環境研究科)

<工学研究科>

- ・工学研究科博士課程前期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程前期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位(34単位)を取得するとともに、修士論文の審査及び試験に合格することが修士(工学)の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。
- ・修士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。
 - (1)機械電気システム工学分野を構成する材料、エネルギー、情報、システムのいずれかの領域を中心として、深い知識を他領域の知識と関連づけながら修得し、グローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。
 - (2)機械電気システム工学分野を構成する材料、エネルギー、情報、システムのいずれかの領域を中心として、自ら設定した主題に対して、必要な情報を文献調査、実験等の適切な方法を用いて収集し、他の領域の知識と関連づけながら活用し、客観的に分析しながら論理的、批判的に考察し判断することができる。
 - (3)機械電気システム工学分野の深い知識や意見について、英語を用いて他者と議論を行うことができる。
 - (4)機械電気システム工学分野のいずれかの領域において修得した深い知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。
- ・工学研究科博士課程後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、所定の期間在学し、工学研究科のカリキュラム・ポリシーに沿って設定した博士課程後期プログラムが定める授業科目を履修し、所定の単位(36単位)を取得するとともに、博士論文の審査及び試験に合格することが博士(工学)の学位授与の必要要件であるという明確な基準が設定されている。

- ・博士論文の審査及び試験は、下記の能力を身につけているかどうかを基に行われる。
 - (1)機械電気システム工学分野を構成する材料、エネルギー、情報、システムのいずれかの領域を中心として知識をさらに深化させるとともに、他の 3 領域の深い知識を修得し、4 領域を統合した機械電気システム工学の総合領域として相互に関連づけながら、グローバル社会の諸問題を解決するために活用できる。
 - (2)機械電気システム工学の総合領域において、自ら設定した主題に対して、必要な情報を文献調査、実験等の適切な方法を用いて収集し、材料、エネルギー、情報、システムの 4 つの領域の知識のうち、いずれかの領域でさらに深化した知識を中心に他の 3 領域の深い知識と相互に関連づけながら活用し、客観的に分析しながら具体的な課題を設定し、論理的、批判的に考察し、創造的に解決することができる。
 - (3)機械電気システム工学分野の深い知識や意見について、英語を用いて自分の意見を述べ、他者と議論を行うことができる。
 - (4)修得した機械電気システム工学分野の深い知識、技能ならびに経験を活かして、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て、表現することができる。

【資料 3-1-15】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・単位認定に関しては、成績発表時に自らの点数に疑義を持った学生は、成績表記調査を申し出ることができる。
- ・令和元(2019)年度入学生に実施されるカリキュラムから、4 段階評価（優良可不可）から 5 段階評価(SABCF)に変更している。
- ・卒業認定は、学部執行部で原案を作成し、教授会で審議、承認している。
- ・令和元(2019)年度入学生に実施されるカリキュラムから全学で進級基準を設けている。進級判定は、学部執行部で原案を作成し、教授会で審議、承認している。
- ・修了認定は、所定の単位を取得し修士論文の審査に合格した者を対象とし、研究科委員会で審議し、承認をしている。

【資料 3-1-16】 各学部履修要項 p.19~23

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・進級要件について、令和元(2019)年度入学生から全学的に各学年進級時に設定しているが、大学評議会、教授会、大学教務委員会、及び教育開発センターで、進級状況を学部学科ごと及び学年ごとに分析し、問題点の抽出と検討を踏まえて、カリキュラム運営の改善を図る。とりわけ、教務センターでは、大学共通コア科目の必修科目の単位修得状況の検証を重点的に行う。
- ・卒業要件について、令和元(2019)年度入学生から全学的に卒業論文を必修化し、ディプロマ・ポリシーで定められた能力を修得できているか否かをいっそう厳格に検証していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【学部】

- ・本学は、令和元(2019)年度の校名変更を機に新たな「建学の精神」を踏まえてカリキュラム・ポリシーを改訂し、実施している。
- ・全学生に配付している履修要項にも掲載しており、大学ホームページにおいても公開し、周知をしている。

【大学院】

- ・本大学院の教育目的（大学院学則第 1 条）及び各研究科の教育目的（大学院学則第 1 条 2 項）を実現するため、各研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が策定されている。
- ・各研究科のカリキュラム・ポリシーは大学院要項及び大学ホームページ等で公開、明示している。

【資料 3-2-1】 大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神）

<https://www.kuas.ac.jp/about/outline/policy>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<経済経営学部>

- ・両学科ともに、社会科学とその関連分野の学修や複眼的な視野の修得というディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても幅広い教養とともに経済学、経営学、法学の知識と課題解決手法の修得が重視されており、これらはこれからの社会でビジネスパーソンに必要とされる能力として位置づけられている。また、自立して主体的に行動でき、社会へ積極的に参画する人材の育成というディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても、「実践的な専門知識を備えた人材の育成」が主眼とされ、その実現に向けて、両学科にそれぞれ後述する 3 つの「コース」を設置し、将来の進路と密接に関連したコース科目（履修モデル）が設定されている。

【資料 3-2-2】【資料 3-1-2】 参照

<人文学部>

- ・人文学部におけるカリキュラム・ポリシーは、人文学に対する専門的知識と研究方法を

修得し、現代社会の諸問題を解決することを重視するディプロマ・ポリシーの趣旨をふまえて、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決能力の習得を目的として設計されて策定されており、その一貫性が担保されている。各科目のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーで求めている能力のうち、どの能力を伸ばすことができるか明記しており、それをふまえて、各学科のプログラムごとの履修モデルも作成しており、入学時のオリエンテーションや、学期ごとに少人数のゼミで行っている履修指導を行っている。このように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

【資料 3-2-3】 人文学部各プログラム履修モデル

<バイオ環境学部>

- ・バイオ環境学部のディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性を有するものとなっている。
- ・各科目のシラバスにディプロマ・ポリシーで定められた能力が明記されており、学科ごとの履修モデルを作成している。ディプロマ・ポリシーで求めているそれぞれの能力を伸ばすことができるように、入学時のオリエンテーションや学期ごとに履修指導を行っている。このように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

【資料 3-2-4】 バイオ環境学部履修要項

<健康医療学部>

- ・看護学科と言語聴覚学科のカリキュラム・ポリシーは、高度専門職業人としてのモデルコアカリキュラムが国レベルで存在しているので、これに準拠しつつ、高度専門職業人が備えておくべき知識、技能及び態度を包含する本学の両学科のディプロマ・ポリシーと一貫するものとして制定されている。健康スポーツ学科のカリキュラム・ポリシーも、看護学科と言語聴覚学科と同様、健康スポーツ科学に関する知識・技能とそれを実践できる技能を修得するものとなっており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

<工学部>

- ・当学部の設置申請時に示したカリキュラム・ポリシーは、同ディプロマ・ポリシーに基づいて策定したものである。

【資料 3-2-5】 【資料 3-1-11】 参照

- ・これらは承認され、工学部は令和 2(2020)年度から学部教育を開始した。現在でも、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーともに変更なく継承しており、両者の一貫性は保たれている。

【資料 3-2-6】 大学ホームページ (学部学科・大学院⇒学部⇒工学部)

<https://www.kuas.ac.jp/academics/faculty/engineering>

- ・すなわち、ディプロマ・ポリシーの 7 項目を DP1～7、カリキュラム・ポリシーの 9 項

目を CP1～9 と表記すると、DP1 は専門科目、DP2 は専門共通科目の一部、DP3 は語学科目、DP4 は学部専門科目、DP5 は総合演習、DP6 は大学共通科目の一部、DP7 はスタートアップ科目等によって実現され、それぞれの科目は複数の CP から複合的に設定されている。

【資料 3-2-7】工学部機械電気システム工学科カリキュラムマップ

<経済学研究科>

- ・経済学研究科のディプロマ・ポリシーは、1. 日本経済及び世界経済を理論的に考察し、政策提言できる高度な専門知識・能力、2. 税理士を中心とした税務と、会計の専門職ならびに金融に関する専門知識・能力、3. 公的機関の専門職に必要な専門知識・能力、である。これら 3 つの能力の涵養に向けて、経済社会の現状及び動向を注視しながら研究を深める実証研究、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析力や提言力のための指導がカリキュラム・ポリシーにおいて重視されている。これらを効果的に実現すべく、講義科目は、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」、ならびに税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を加えた 3 分野から構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。加えて、CFP 認定教育プログラムもカリキュラムにおいては組み込まれており、その科目群から所定の単位数を修得することで、CFP 審査試験の受験資格を得ることができる。

【資料 3-2-8】【資料 3-1-12】経済学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程参照

<経営学研究科>

- ・経営学研究科のディプロマ・ポリシーは、1. 企業経営における諸問題について短期的、長期的視野から洞察し、その解決のために論理的、実践的な判断をすることができる、2. 起業や事業承継に必要とされる新たなビジネスモデルを構築し、その過程で生じる課題を解決することができる、3. 組織や個人が直面する課題に対し、会計的思考を実践的に活用して解決できる、である。これらの 3 つの方針に基づき、それを効果的に実現するために、カリキュラム・ポリシーにおいては、「経営管理」「会計」「情報」の各科目群の設定、正・副指導教員制による継続的な指導、段階的かつ透明性が確保された客観的な確認が重視されている。また、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経済・法学分野」も履修できるようにしており、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。加えて、CFP 認定教育プログラムもカリキュラムにおいては組み込まれており、その科目群から所定の単位数を修得することで、CFP 審査試験の受験資格を得ることができる。

【資料 3-2-9】【資料 3-1-13】経営学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程参照

<人間文化研究科>

- ・人間文化研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、その学位授与方針であるディプロマ・ポリシーに基づく教育目標とともに設計されて策定されており、その一貫性が担保

されている。各科目のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーで求めている能力のうち、どの能力を伸ばすことができるか明記しており、それをふまえて、コースごとの履修モデルも作成しており、入学時のオリエンテーションや、学期ごとに少人数のゼミで行っている履修指導を行っている。このように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき適切に策定されている。

<バイオ環境研究科>

- ・ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性を有するものとなっている。
- ・博士課程前期では、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン、食農の3領域を連携させる専門基礎科目を修得し、特別演習や特別研究で専門領域の深い知識や技術を得、専門分野に関わる知的財産、環境倫理、環境行政を関連科目として学び、さらに修士論文にまとめることによって、高度な専門的職業人として活躍できる研究能力と実務能力を得ることができる。
- ・博士課程後期では、前期課程のカリキュラムで習得した知識を踏まえて、さらに複眼的研究を進め、各専門領域における新しい知見や技術を得、博士論文としてまとめ、審査の結果、博士の学位を授与する。研究で成果を得ることが目的なので、特別演習と特別研究が科目となる。

【資料 3-2-10】【資料 3-1-14】 参照

<工学研究科>

- ・当研究科の設置申請時に示したカリキュラム・ポリシーは、同ディプロマ・ポリシーに基づいて策定したものである。

【資料 3-2-11】【資料 3-1-15】 参照

- ・これらは承認され、工学研究科は 2020 年度から大学院教育を開始した。現在でも、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーともに変更なく継承しており、両者の一貫性は保たれている。

【資料 3-2-12】 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒学部⇒工学部）

<https://www.kuas.ac.jp/academics/graduate/engineering>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<経済経営学部>

経済経営学部における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、下記のとおり編成されている。

- ・ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成ために、経済学や経営学を中心に法学分野の科目も配している。また、大学共通科目のみならず学部専門科目においても両学科の共通科目を設け、学生は所属学科を問わず履修登録できるようにしている。

【資料 3-2-13】 経済経営学部履修要項 p.38~41、57~60

- ・入学から卒業までの4年間で進路を意識した系統的学修ができるように、経済学科に「ビジネスリーダー」、「地域経済」、「ファイナンス」、経営学科に「経営戦略」、「会計」、「起業・事業承継」の選択制コースを設け、それぞれのコース毎に履修モデルを設定している。さらには両学科の専門知識が不可欠であることから、「公務員」と「航空観光」の両コースを両学科に設け、横断的な履修登録を可能にしている。

【資料 3-2-14】 経済経営学部履修要項 p.35～36、43～47、54、62～67

- ・コースと並行して、任意参加の両学科共通プログラムとして、より広い社会・世界で学ぶ機会を提供するべく、次のプログラムを設けている。京都の企業や海外に進出している企業での長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム (AIP)」、及び「グローバル・インターンシップ・プログラム (GIP)」である。

【資料 3-2-15】 経済経営学部履修要項 p.68～69

- ・実践的な経営理論や経営スキルの修得に向けて、両学科生が履修登録できる成果科目「チャレンジショップ」を開講している。学内設置の店舗『京學堂』で実際に企画、仕入れ、販売、会計などを行い、一連の必要最小限の職能について体験を通して学べるようにしている。

【資料 3-2-16】 チャレンジショップ入門 B・チャレンジショップ B 履修登録説明会開催のお知らせ

- ・男女共同参画社会やその経済・経営への貢献度についての理解を深めるべく外部講師を交えつつ「女性企業家講座」と「女性とキャリア形成」が毎年開講されている。また政経や社会の動向についての理解を深めるべく『国土交通白書』や『労働経済白書』などの作成に携わった各省庁からの関係者が登壇する「白書で学ぶ現代日本」が毎年開講されている。

【資料 3-2-17】 「白書で学ぶ現代日本」公開講演会チラシ、2020 年度女性企業家講座講師一覧

- ・実学重視の観点から、経済学科ではファイナンスコースの学生を中心に AFP 資格取得を推奨しており、それに対応した科目（「金融入門」、「ファイナンシャル・プランニング I」、「ファイナンシャル・プランニング II」、「ファイナンシャル・プランニング III」）を開講している。学生はこれらを順に履修し合格することで、最終的には AFP 資格取得要件の 1 つである「AFP 認定研修」が修了となる。

【資料 3-2-18】 【資料 3-2-14】 参照

- ・新入生へは、「スタートアップゼミ」担当の教員に加え、副担任として他のゼミ教員を配置して個々の学生の状況を複数で把握する体制を整えている。2 年生についても担任・副担任制をひき、学修状況を複数の教員で確認・指導できるようにしている。3 年生と 4 年生については、全員が所属する専門ゼミ I～IV を通して、就学指導、卒業論文の指導、ならびに卒業後の進路について助言と指導を行っている。

【資料 3-2-19】 担任・副担任に関する資料

- ・学生の主体的な学習・研究活動を活性化するために、経済学部から続く学生の自主的な学習・研究組織である「ゼミナール連合協議会（ゼミ連）」の活動を、担当教員を置くなどして教育面から支援している。ゼミ連は、全国の経済・経営・商学系学部学生による学術組織「日本学生経済ゼミナール」に所属し、全国大会（インターゼミナール大会）

及び関西ブロック大会（インナーゼミナール大会）に毎年多くの「専門ゼミ」所属学生を組織して参加させている。また、その他のゼミ連活動として、新入生を対象とした教員紹介冊子『ゼミ連だより』の作成、3年生対象の専門ゼミ紹介冊子『ゼミ工房』の発行など多岐にわたる。

【資料 3-2-20】ゼミナール連合協議会に関する資料

<人文学部>

- ・人文学部では、学部共通のカリキュラム・ポリシーを定め、さらに歴史文化学科・心理学科の両学科においても、ディプロマ・ポリシー、及び、教育目標に合わせて、より専門性の高い独自のカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿うように学科の科目編成を行っている。
- ・歴史文化学科においては、歴史探究、民俗探究、京都文化探究の3つのプログラムを設置し、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成するために、学科専門科目には、基礎的事項を学ぶ基礎科目、より高度な内容を学ぶ展開科目を設けている。また教職・学芸員という専門職の資格を取得するための課程も設置している。
- ・心理学科においては、対人援助、応用心理、社会・産業の3つのプログラムを設置し、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成し、各学科の学修を活かした進路に進むために、学科専門科目には、基礎的事項を学ぶ基礎科目、より高度な内容を学ぶ展開科目を設けており、公認心理師、認定心理士、社会調査士など、専門職の資格を取得するために必要な科目も配置している。
- ・両学科とも、さらに履修モデルを作成し、また各授業科目のシラバスにおいて、科目の目標や、授業計画を明記することで、学生が明確に各科目のカリキュラム内での位置づけを把握し、体系的な学びを、段階を踏んで継続できるように、設計を行い、教育課程の体系化に取り組んでいる。また各学期において24単位の履修登録制限を設けている。

<バイオ環境学部>

- ・平成27(2015)年度以降の入学生に対して、1年生に大学共通科目として、多くの教養科目を修得させている。
- ・1年生から実験科目や演習科目があり、実験技術やフィールドワーク実践技術を学ばせている。3年生終了までに「卒業研究」に必要な専門知識を修得させるために、100単位以上修得していない場合は4年生に進級させない。このような科目配置や留年制度は、4年生の「卒業研究」を教育の総仕上げと位置づけたカリキュラム体系によるものである。実験技術やフィールドワーク実践技術の修得は、4年生の「卒業研究」の基礎技術として生かされている。4年生の必修科目は「卒業研究」と「専攻演習」だけであり、研究に集中できるようになっている。
- ・1年生の春学期に必修科目の「作物栽培実習(実践プロジェクトA)」が実施されている。「作物栽培実習」は、夏野菜を種子及び苗から育て、夏に収穫するというもので5~10人の学生で構成された班ごとに協力し合って栽培する。生命・環境・食農を肌で感じる、

学びの第一歩となっている。また、この実習を通じて、協働力、行動力、課題発見力を高めることができることから「実践プロジェクト A」として、位置づけている。

- 2年生配当として、設置した「実践プロジェクト B」及び「キャリアサポート実践講座 A」は、自主性と協働力に基づく問題解決型の科目であり、地域に絡んだものづくり、環境調査、バイオサイエンス研究などが実施されている。
- 2、3年生配当として、「実践プロジェクト B」及び「キャリアサポート実践講座 A」の課題などをさらに進めるために「実践プロジェクト C～E」を配し、「実践プロジェクト B」等で進められたテーマを発展させ完成することを目指している。なお、令和元(2019)年度以降の入学生に対しては「実践プロジェクト C～E」を「探求プロジェクト A～C」に名称変更した。
- 1年生の導入期教育として、専任教員担当の「スタートアップゼミ」(1クラス 10人程度)が通年科目としてあり、学生にとって、大学での勉学の導入に役立ち、有益な助言や基礎力を得ることができる。
- 基礎科目の徹底的な理解を図るために、学部校舎内に学修支援室が特設されている。また、図書室に隣接して、学生自習室(ラーニングcommons)が設置されており、学生の勉強、調査や議論の場になっている。
- 「卒業研究」に向けて、3年生の12月から研究室に配属される。配属先教員は、「卒業研究」の指導だけでなく、学生の就職活動への支援・指導をキャリアサポートセンター職員と協働して行う。
- キャップ制については、平成 27(2015)年度生から 1 セメスターあたりの最大修得単位を、従来の 26 単位から 24 単位に制限した。
- 令和元(2019)年度以降の入学生に対して、大学共通コア科目 50 単位と学科専門科目 78 単位を学修することによって、柔軟に思考し、多面的な事象を見て、的確な判断を下すことができる力を育成する。
- 大学共通コア科目は 1 年次から 3 年次に、段階的にリベラルアーツ科目を配置し、一貫したカリキュラムで社会人として有用な英語力・コミュニケーション力を修得させる体系的な編成となった。
- 専門科目は講義による理論的な学修と実験・実習による体験的な学修を連動させながら、変容するグローバル社会の諸問題を解決するための力や自立した社会人として行動できる力を養うよう実践的かつ能動的なカリキュラムを編成している。

【資料 3-2-21】【資料 3-1-9】参照

<健康医療学部>

教育課程の体系的編成について

- 看護学科では、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)に即してカリキュラムを配置した。基礎分野に教養科目、情報科目、外国語を配置し、コミュニケーション能力を高め、社会人としての感性を磨き、主体的な判断と行動を促す内容とした。専門基礎分野では人体の構造や機能、疾病、傷害、健康や保健、福祉に関する科目を配置し、看

護実践に必要な基盤を学習する内容とし2年生までに終えるように配置した。専門分野では、看護の実践科目、看護の実践科目、看護の発展とコミュニティーケア科目を配置し、学生が段階的、系統的に学修を積み重ねることができるカリキュラムとした。また実習では1年生の春学期から臨地実習を開始し学修の動機づけを図り、順次2年生から4年生まで段階的な目標を定め、着実に実践能力の向上が図れるように計画し実施している。

- ・言語聴覚学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、カリキュラムを配置した。基礎分野では教養教育科目、キャリア教育科目、語学を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成、英語力の向上を図った。専門分野の基礎となる専門基礎分野を1, 2年次に終え、臨床のスキルを学ぶ専門分野は主に2, 3年次に学習するカリキュラムとして設計した。専門分野では、講義に引き続き演習を行う講義演習一体型で、講義内容の定着とスキル獲得を目指している。専門分野（言語発達障害学など）の基礎となる科目（言語発達学など）を専門基礎分野で学修し、専門分野の概要（アウトライン）を示すことで専門分野の知識と技能の重要性の理解・修得を図っている。
- ・健康スポーツ学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、科目を配置した。大学共通コア科目ではアカデミック・スキルや英語科目を配置し基礎的知識とキャリア形成の科目を配置した。学科専門科目は、身体運動に関して科学的な視点で学修し、人々の生涯にわたる健康支援を行うための基礎的学修としての基礎科目、より専門的・発展的な内容の学修としての展開科目、よりきめ細かい健康支援を行うスキルと知識を深める実習科目と演習科目、基礎医学の内容の学修としての医療関連科目を配置した。【表 3-1】授業科目の概要 健康医療学部健康スポーツ学科

<工学部>

- ・工学部では、制定されているカリキュラム・ポリシーに沿って大学共通科目と学部専門科目に区分して科目を配置している。
- ・大学共通科目は、「未来展望科目」「公民教養科目」「語学科目」「スタートアップ科目」「キャリア教育科目」「スポーツ科目」で構成される。中でも「語学科目」については、23単位を1年次と2年次に集中配置している。また、「スタートアップ科目」では、問題発見・情報収集・グループ討論によって大学における学びの基礎となるスキルを育成する。
- ・学部専門科目は「専門共通科目」「専門科目」「実験・実習」「総合演習」に区分して配置している。
- ・「専門共通科目」では、多角的に真理を探究する力を育成するため、「物理工学科目」全4科目と「工業数学科目」全12科目を配置、いずれも講義と演習を効果的に組み合わせることで学生の理解を深める。さらに「情報処理科目」を10科目配置し、基礎から高度なプログラミングまでを段階的に修得させる。
- ・「専門科目」としては、「専門共通科目」の基礎スキルを土台とする「設計生産」「ロボティクス」「計測」「制御」「力学」「材料」「イオニクス」「電磁気」「アクチュエータ」「エネルギー」「デバイス」「回路」「通信」の13分野に分類される32科目を配置して、学生の勉学への興味と将来希望する進路に合わせて履修する分野を組み合わせることで学修

させる。

- また、「実験・実習」を配置しており、上記の理論的な学修と連動させながら実践的かつ能動的に学修させている。
- 以上の学修の総仕上げとして、「総合演習」（「キャップストーン」、「卒業研究」）を配置しており、専門的知見に基づく主体的な行動力及び問題解決力を育成する。
- これらに関し、履修モデルを作成し、また各授業科目のシラバスにおいて、科目の目標や、授業計画を明記することで、学生が明確に各科目のカリキュラム内での位置づけを把握し、体系的な学びを、段階を踏んで継続できるように、設計を行い、教育課程の体系化に取り組んでいる。
- 1年の履修単位の上限は48とし、過剰な履修登録による学修効果の劣化等を防止している。

【資料 3-2-22】工学部履修要項

<経済学研究科>

- 経済学研究科における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、下記のとおり編成されている。
- 経済学研究科では、経済社会の現状及び動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視し、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析も含めた教育課程が組み立てられている。講義科目には、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」に、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を加えた3分野から構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。

【資料 3-2-23】大学ホームページ（学部学科・大学院⇒大学院⇒経済学研究科）

<https://www.kuas.ac.jp/academics/graduate/economics>

- 大学院生には、講義科目以外に演習科目の履修を毎学期義務づけ、修士論文作成に向けた研究計画や履修計画の作成から修士論文執筆まで2年間の継続的指導を行っている。

【資料 3-2-24】経済学研究科大学院要項 p.4

- CFP 認定教育プログラムも組み込まれており、希望する大学院生は経済学・経営学の2研究科の科目群から所定の単位数を修得することで、CFP 審査試験の受験資格を得ることができる。

【資料 3-2-25】経済学研究科大学院要項 p.6

- 入学した大学院生が所定の修業年限内に修士学位を確実に取得できるよう、演習担当者はもちろん、学生が履修する講義科目を担当する経済学研究科の他の教員も合わせて、個々の大学院生の研究計画書に基づく履修状況の確認と今後の履修計画についての指導や助言を行っている。
- 修士論文に関する報告会として、大学院在学2年目の5月に「テーマ報告会」を、10月には「中間報告会」を開催し、経済学研究科委員会として大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文作成に関する助言を行っている。大学院生は、この中間報告会においてそれぞれの研究領域の専門家である多くの教員から研究論文作成に関する工夫や注意点などのアドバイスを受け、それらを参考に研究を進め、修士論文の改善に向けた見直しに取り組むことになる。また、中間報告会や口頭試問には、在学

中の他の大学院生がオブザーバーとして出席することを促し、自分の研究、修士論文作成に有用な情報を得る機会として活用している。

【資料 3-2-26】指導教員・副指導教員に関する資料、修士論文中間報告会のニュース記事、修了判定に関する経済学研究科委員会資料

<経営学研究科>

- ・経営学研究科における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、下記のとおり編成されている。
- ・論理的思考力と実践的思考力を育成する多彩な科目を経営管理・会計・情報の各科目群に配置する。また、より自身の修士論文のテーマに沿って研究を深められるように法学・経済学の科目も配置している。
- ・10月に修士論文題目の提出が求められる。また2年生の10月においても修士論文題目の提出が求められる。

【資料 3-2-27】経営学研究科大学院要項 p.4~6

- ・正・副指導教員制のもとで2年間継続的な研究指導が実施されている。正・副指導教員の講義科目8単位ならびに正指導教員の演習科目8単位を必須とし、それらを含む32単位以上を修得し、かつ修士論文の最終口頭試問試験において合格することを課している。また、本学教員や大学院生が参加可能な中間報告会を修了要件の1つとしている。なお、正・副の指導員については、経営学研究科委員会で承認される必要があり、研究科委員会で諮っている。

【資料 3-2-28】経営学研究科大学院要項 p.3、指導教員・副指導教員に関する資料

- ・専門性や実践的思考力をより深めるために、平成21(2009)年度より、経済学研究科とともに税理士養成コースを設置している。また、CFP(日本FP協会認定 Certified Financial Planner)へ申請を行い、平成23(2011)年度より、所定科目の修得をもってCFP(日本FP協会認定 Certified Financial Planner)の受験資格が認められるようになっている。

【資料 3-2-29】経営学研究科大学院要項 p.11

- ・中間報告会は修了要件の1つであり、2年生の秋頃開催される。研究科の多くの教員から助言が得られるようにしている。

【資料 3-2-30】2019年度学位論文中間報告会について

- ・「最終試験」においては、正指導員、副指導員を含む3名以上の大学院教員によって審査される。最終諮問試験に加わる教員は経営学研究科委員会によって承認されなければならない。研究科委員会で諮られている。

【資料 3-2-31】修了判定に関する研究科委員会資料

<人間文化研究科>

- ・人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的として、文化研究コース、社会情報コース、心理学コース、臨床心理学コースの4つのコースを設けている。

- ・文化研究コースでは、日本の文化の特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から学修・研究できること、日本文化を海外に発信できることに重点を置いてカリキュラムを編成している。
- ・社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の基礎から応用に至る知識を持ち、現代の社会と文化に関する幅広い認識を得て、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決する方法を学べるようカリキュラムを編成している。
- ・心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得する。その結果を社会に還元する実践的能力が育成されるようカリキュラムを編成している。
- ・臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定を受けた臨床心理士養成大学院である。臨床実践においてきめ細やかな訓練を行い、臨床現場で対応できる能力の育成に力をいれてカリキュラムを編成している。

<バイオ環境研究科>

- ・博士課程前期では、英語論文の読解や作成のために「科学英語演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、研究者として環境に対する倫理意識を醸成するために「環境倫理学特論」を必修としている。また、専門基礎科目は研究分野以外から4科目(8単位)以上修得することを要件とすることによって、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン及び食農の3領域が教育研究においてより強く連携するカリキュラムになっている。主分野での研究の成果は修士論文としてまとめられる。
- ・博士課程後期では、博士課程前期に学んだ高度で複眼的な視点を持って、「バイオ環境」というコンセプトの新しい研究領域での研究成果が得られるようにする。単位は主分野の特別演習及び特別研究だけであり、研究成果をあげることを主目的としている。その成果は博士論文としてまとめられる。
- ・博士課程前期・後期の高い専門性については、各自が選択した研究室で研究を通じて学ぶ。従って、主研究指導教員が特別演習と特別研究指導を行う。しかし、博士課程前期では、異分野の教員を含む複数教員による指導体制（主研究指導教員1人、異領域1人及び同領域異系1人を含む副研究指導教員2人以上）及び異分野の専門基礎科目の積極的な履修によって、複眼的な視点を養成する。
- ・大学院生が自ら主催する大学院情報交換会を年2回実施し、全員が研究内容の発表を行うとともに異分野の研究情報交換や意見交換も実施している。
- ・大学院情報交換会終了後、FD委員会を開催し、バイオ環境学部の教員が大学院生の研究進捗状況について、及び、その他の関連する研究情報について意見交換を実施している。

【資料3-2-32】バイオ環境研究科大学院要項

<工学研究科>

- ・工学研究科では、カリキュラム・ポリシーに沿って、機械電気システム工学分野を構成する材料、エネルギー、情報、システムの4つの領域のうち、いずれか1つの領域を中心としつつ他の3領域と関連づけながら真理探究・課題解決を行う力を養成するため、

前期課程に「専門科目」、「研究分野関係科目」、「科学技術英語」を配置している。

- ・「専門科目」は、4領域の1つを中心に高度な専門性を習得し、かつ他の3領域の知識と関連づけながら多角的に真理を探究する力を養成するために配置しており、「基幹科目」と「発展科目」とで構成している。「基幹科目」では、4領域の1つ取り上げて説明する素養を修得させるための「先端機械電気システム工学通論」を必修とし、他に4領域の基礎で構成されている5科目を配置している。また、専門学問領域をさらに深く学修するため、6科目の「発展科目」を配置している。
- ・「研究分野関係科目」としては、専門的知見に基づいて、主体的な行動力及び課題解決力を養成するため、「博士課程前期特別演習」、「博士課程前期特別研究」を配置し、論文などの講読を通じて問題解決法を習得させ、修士論文作成を通じて論文作成を指導している。
- ・さらに、専門分野の英語でのコミュニケーション能力の養成のため、「科学技術英語Ⅰ・Ⅱ」を配置、必修としている。
- ・一方の博士後期課程には、4領域の1つひとつに焦点をあてた4つの「機械電気システム工学特論」を必修として配置するほか、前期課程の学習内容をさらに深化させた11科目を配置している。

【資料 3-2-33】【資料 3-1-15】 大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類 参照

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本学は、汎用的能力の涵養を目的として、令和元（2019）年度から大学共通コア科目で教養教育を実施しており、要卒単位数は50単位である。同科目は、「未来展望科目」、「公民教養科目」、「アカデミック・スキル科目」、「英語科目」、「第二外国語科目」、「日本語科目」（留学生対象）、「スタートアップ科目」、「キャリア教育科目」、及び「スポーツ・ライフスキル科目」の9つの科目群から構成される（健康医療学部看護学科及び言語聴覚学科は独自のカリキュラムを実施）。
- ・「未来展望科目」は、従来の伝統的な学問分野から主要な科目を配置するのではなく、現代社会の主要な問題を学際的に考察する科目群であり、令和2（2020）年度から開講される。同科目として、「コミュニティの再生」、「生命の歩みと未来」、「グローバル化と多様性」、「科学技術の革新」（令和3（2021）年度から開講）、「クオリティ・オブ・ライフの探究」、及び「未来展望ゼミ」を配置している。
- ・「英語科目」は、グローバル人材の育成を目的として、「英語Ⅰ～Ⅴ」、「英会話Ⅰ～Ⅴ」、及び「上級英語Ⅰ・Ⅱ」を1 Semesterから6 Semesterに配置している。「英語Ⅰ～Ⅴ」及び「英会話Ⅰ～Ⅴ」は、必修科目であり、要卒単位数は16である。
- ・「スポーツ・ライフスキル科目」は、身体活動を通じてリーダーシップ・コミュニケーション力・協調性を涵養する科目群であり、必修科目として「SLSⅠ～Ⅳ」を1 Semesterから4 Semesterに配置している。
- ・健康医療学部の看護学科及び言語聴覚学科は、各々独自のカリキュラムで教養教育を行っている。看護学科は、「基礎分野」として、「教養」、「情報」及び「外国語」の科目群を配置し、要卒単位数は22である。言語聴覚学科は、「基礎分野」として、「人文科学」、

「社会科学」、「自然科学」、「保健体育」、「外国語」、「情報」、及び「学習技術」の科目群を配置し、要卒単位数を22に設定している。

【資料 3-2-34】 【資料 F-3】 京都先端科学大学学則 参照

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

- ・ 教育開発センターの業務と組織

IR(Institutional Research)活動を含む教学に関する企画の立案と実施を図り、教育活動及び教育機能の向上と発展に寄与することを目的として、学長の下に教育開発センターが設置されている。その業務は、以下の10項目である。

- 1 大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の提供(IR)活動
- 2 全学に共通する教育プログラムの企画及び開発
- 3 教育効果の評価方法の開発及び実施
- 4 教職員の教育力向上の支援及び推進
- 5 FD・SD(Staff Development)活動
- 6 教育課程の質の保証の開発及び向上
- 7 授業及び成績評価に関わる分析及び開発
- 8 教育環境の整備に関わる企画及び開発
- 9 センター教員の採用、昇任及び継続審査
- 10 その他、前各号の目的達成のために必要な業務

これまでの本学の教学マネジメント体制は、教育開発センターは設置されていたもののその機能は十分ではなく、教学マネジメントが大学評議会を軸とする運営にシフトしてきている中で、教育開発センターの機能を拡張する必要があった。そこで、大学評議会の運営を支える機関としての役割を果たす目的から、これまでであったFD・SD推進委員会とIR推進委員会の機能を取り込み、令和2(2020)年度から教育開発センター委員会を、各学部より選出された教育開発委員から組織される全学委員会として改組し、教授方法の改善等にその機能の充実を図っているところである。

イ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫

いくつかの特徴的な授業事例を紹介する。

- ・ 1年生対象の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」

グループワークや、グループディスカッションなどを必要に応じて組み合わせ、大学生活における目的意識を養うことを通じて大学生活への速やかな適応を目指している。またそれと同時に、思考を鍛える、人と協働するなどを通じて、大学生活はもちろんこと、社会で求められる力を培うことも目的として、人生そのものをデザインする力を培うことを目的に講義を進めている。

- ・ 1年生対象の「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」(大学共通コア科目)

令和元(2019)年度から、「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」を新たに全学対象に、PBL(Project-

Based Learning : 課題解決型学習)の取り組みを開始した。この講義では、PBL 教育に特化した内容の株式会社ベネッセ i-キャリア『PROJECT SUPPORT NOTEBOOK - STANDARD-』を教科書に用い、専門課程の学びにつながるような社会的課題について取り組んでいる。年度末には全学で成果報告会を開催しており、優秀な発表グループには大学から表彰してインセンティブを与えることで、個々のプレゼンテーション能力を高めるのみならず、客観的な目で自分の活動を見つめるための機会となっている。体験学習を行い発表にまでつなげる経験は、今後の学修活動や将来の仕事の事前経験となり理解を深め自身の能力を伸ばすきっかけとなっている。

・2年生対象の「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」(大学共通コア科目)

本講義では、「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」の発展型と位置づけられるもので、担当教員がキャリア実践としてのケーススタディ、フィールドワーク、ビジネスコンテスト、実験ショップなど、地域や企業と連携している事柄から具体的なテーマを設定し、体験学習を行い、学生自身が取り組みたい課題を選択したり、企業で実際に困っていることをタイアップして解決するというような、より実社会に一步踏み込んだPBLを行っている。

これらの取り組みについても、1年次の「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」と同様、年度末に成果報告会を開催しているが、大学から優秀な発表グループを表彰することで、各グループ間で切磋琢磨し、課題解決に向けて努力するような成長が認められている。

・キャップストーンプログラム (工学部)

令和 2 (2020)年に開設した工学部では、企業が実際に取り組んでいる内容について課題を設定し、企業訪問による調査ヒアリング、分析試作、改良改善を重ね、でき上がったものを企業に対して提案プレゼンテーションするプログラムに 2 度取り組む。3 年生ではプレキャップストーンとして、4 年生ではキャップストーンプロジェクトとして企業を自ら開拓し企業製品となることを目指して、専門性が異なる学生メンバーのチームで課題解決に取り組む。

このプログラムでは技術力だけでなくプロジェクト管理能力や人間力のアップもつながり、開拓した企業がそのまま進路となって取り組んだ研究を続けることも想定される。

【資料 3-2-35】 大学教育開発センター規程

【資料 3-2-36】 「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-37】 「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-38】 「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」シラバス

【資料 3-2-39】 成果報告会関連資料 (大学ホームページ)

【資料 3-2-40】 キャップストーンプログラム (工学部) のホームページ

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・科目や学生に応じた成績情報、入試や出席、各種アンケート、学外テストなどを集計、分析することにより、現在の状況を見直して今後さらに効果的な教育課程や活動を再構築している。ICT (情報通信技術) の充実化により学修成果の可視化を進め PDCA サイクルを回し、必要に応じて大学の 3 つの方針の見直しへとつなげていく予定である。そのための組織体制として本学では大学評議会がその機能を担い、教育開発センターが

このサイクルのチェック機能を担うことになる。

具体的な事例は下記の通りである。

- ・ 令和元(2019)年度から新カリキュラムを導入し、それに合わせた、学修成果の可視化となる学修ポートフォリオを構築中であり、令和 3(2021)年度からは担任の履修指導にも用いる予定であり、具体的には学生との面談機会を増やし、学修意欲の向上を喚起したい。
- ・ 授業実施方法において、学内専用ポータル「先端なび」をバージョンアップし、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルスに対応した遠隔授業においても有効活用できている。今後も運用拡大のため改修作業を行う予定である。
- ・ 科目や学生に応じた成績情報、入試や出席、各種アンケート、学外テストなどを集計、分析することにより、現在の状況を見直して今後さらに効果的な教育課程や活動を再構築している。ICT（情報通信技術）の充実化により学修成果の可視化を進め PDCA サイクルを回し、必要に応じて大学の 3 つの方針の見直しへとつなげていく予定である。そのための組織体制として本学では大学評議会がその機能を担い、教育開発センターがこのサイクルのチェック機能を担うことになる。
- ・ 新カリキュラムの中で整理した英語教育に関し、学修成果を分析、検討した結果、学生の課題が浮き彫りになった。課題に上がった項目については適宜シラバスを見直し、補習などを含めて学生指導している。それに伴い教育方法の見直しを適宜図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・ 令和元(2019)年度からは新カリキュラムの実施に伴って新たな 3 つのポリシーの運用を開始している。
- ・ 本学は、3 つのポリシーの達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的にを行うことを目的として、平成 30(2018)年 9 月に本学独自のアセスメント・ポリシーを策定した。
- ・ 令和元(2019)年度新カリキュラムの大学共通コア科目では 4 つのルーブリック（レポート、情報リテラシー、コミュニケーション、プレゼンテーションの課題ルーブリック）を策定し、科目を超えて学修評価の客観的指標をもつためにルーブリックの活用を行っている。
- ・ 令和元(2019)年度新カリキュラムにおいて、カリキュラム科目 DP 配分表を用いて DP

の学修成果を可視化するシステム環境を令和 2(2020)年度に導入した。

【資料 3-3-1】各学部 FD 研修会報告書 (アセスメント・ポリシー)

【資料 3-3-2】各学部アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-3】各学科カリキュラムの DP に基づいた学修目標

【資料 3-3-4】大学共通コア科目 4 つの課題ルーブリック

<経済経営学部>

- ・ 三つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。

【資料 3-3-5】経済経営学部履修要項 p.29、31、50

- ・ 各学生の成績表は、各学期のオリエンテーション時に担任であるゼミ担当者から手渡され、その際、学生と一緒に成績確認ならびに履修指導を行っている。4 年間での卒業に向けての最低条件が設定されており、各学期その条件を満たさない学生は、ゼミ担当者から指導を受けることとなっている。また、情報共有システム「先端なび」において該当学生の指導内容を記載し、卒業するまでゼミ担当教員が閲覧できるようにしている。加えて、その保証人へは面談依頼を送付し、保証人との面談機会も設けている。（「DP 1.1、2.2 と対応」）

【資料 3-3-6】 【資料 3-1-5、6】 参照

- ・ スタートアップゼミならびに実践プロジェクトについては、学期末にその学修成果を確認すべく学部内ならびに全学での成果報告会が実施される。（「DP 1.1、3.1、3.2 と対応」）

【資料 3-3-7】 2019 年度のスタートアップゼミ・実践プロジェクトの成果報告会実施について、成果報告会開催のニュース記事

- ・ 1 年生全員を対象にした日本語検定 3 級、2 年生までの全員が受験する TOEIC の IP テスト、など外部試験を取り入れることによって学力の把握に努めている。（「DP 2.1、2.2 と対応」）

【資料 3-3-8】 2020 年 1 月 22 日、2020 年 2 月 19 日経済経営学部教授会資料

- ・ 経済学科で推奨している AFP 資格取得のための要件の 1 つである「AFP 認定研修」を修了した人数を、事業報告書や修了証明書授与式を通して確認と報告を行っている。（「DP 2.1、2.2 と対応」）

【資料 3-3-9】 AFP 認定研修修了証明書授与式のニュース記事

- ・ AIP ならびに GIP に参加学生の最終成果報告会が関係教員やインターンシップ先も必要に応じて参加して実施される。（「DP 2.1、2.2、4.1、4.2 と対応」）

【資料 3-3-10】 インターンシップ運営委員会報告資料、AIP と GIP のホームページ記事、AIP 成果報告会資料

- ・ 起業を志向する学生に向けて「ビジネス・プランニング・コンテスト」の開催、ならびに経営学科教員が多数審査員として参加し、市場調査や収支予測などを含む学生の経営の理解度を把握している。（「DP 1.1、2.2、4.2 と対応」）

【資料 3-3-11】 ビジネス・プランニング・コンテストのニュース記事

- ・ 進路主事とキャリアサポート委員会を中心にして、随時、各ゼミ担当教員へは、より4年生のゼミ生の就職活動状況が伝えられ、進路未決定者や未内定者への対策がキャリアサポートセンターの協力とともに図られている。（「DP 2.1、2.2 と対応」）

【資料 3-3-12】 進路主事から教員への就職関連のメール

- ・ 学生の学修・研究成果を教員も学生も確認できるよう学生論文集「経済経営学部学生論集」を発行している。（「DP 1.1、3.1、3.2 と対応」）

【資料 3-3-13】 「経済経営学部学生論集」第1号目次

<人文学部>

- ・ 3つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・ 取得単位数やGPA(Grade Point Average)を各学期の終了時の履修指導の際に、ゼミの担任が確認して指導を行っている。
- ・ 日本語検定を1年生秋学期に、TOEIC を3年生まで毎学期ごとに受験させており、これらの外部テストにより学力の把握に努めている。
- ・ スタートアップゼミや2年生のゼミについては全学の成果報告会に参加し、成果を発表している。
- ・ 卒業論文については、卒業論文中間報告会で検証を行う。また学部卒業生の中から優秀なものを選び、『人文学部学生論文集』という形で公刊しており、インターネットでも公開している。
- ・ 授業アンケートを実施し、その回答を各担当教員が行うことで、科目ごとの学修成果と問題点の把握に努める。
- ・ その他、学生満足度調査、休学率、退学率にて学修状況の検証を行う。
- ・ 学位授与数、卒業論文、就職・進学率、資格・免許取得率、卒業アンケートにてその達成状況の検証を行う。
- ・ これらの検証方法については、学生に配付する履修要項においても掲載しており、学生にも広く周知している。

【資料 3-3-14】 人間文化学会ホームページの学生卒業研究のページ

<バイオ環境学部>

- ・ 3つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。
- ・ 本学部では3年生終了時点で100単位以上を修得していない場合は、4年生に進級できない。従って、4年生に配当される「専攻演習」や「卒業研究」を履修できない制度となっている。この制度によって、バイオ環境分野の知識体系を他領域の知識と関連づけながら修得しているかの観点からも各学生の学部教育に対する達成度を点検することができる。

- ・「実践プロジェクト」ならびに「探求プロジェクト」では、複眼的思考で自らの考えを論理的に組み立て表現できるかなど学期末にその学修成果を確認すべく学部内ならびに全学での成果報告会が実施される。
- ・バイオサイエンス学科配当の3年生専門実験では、5研究室が提供する実験テーマごとにレポートを記載させること、そしてチームで実験データを発表させることによって、それらの技術を用いて、必要な情報を収集し、活用するなど実験に対する理解度を評価する。
- ・「卒業研究」については、全員が公開で口頭発表を行うことを義務づけており、毎年2月に卒業研究発表会を実施している。この発表によって、変容するグローバル社会の諸問題に継続的に関心を示し、専門技能と変化に対応できる専門知識・教養でその問題の解決のために粘り強く主体的に行動してきたか教育目的の達成状況を測ることができる。

【資料 3-3-15】【資料 3-1-9】 参照

<健康医療学部>

- ・全学的な取り組みである「マイステップ」を活用して、学期ごとに学修目標の設定と達成度状況を学生が入力し、担当教員が評価している。これにより、将来を見据えて目標を設定し、自己の可能性を模索しつつ、進みたい道をより明確にするものとしている。
- ・看護学科と言語聴覚学科では、国の示しているコアカリキュラムに基づいて、人間の体の形態（名称）と機能（働き）の知識を基礎として領域ごと（看護学科では基礎、成人、老年、母性、小児、精神、公衆等、言語聴覚学科では音声、聴覚、嚥下等）の看護やケア、リハビリテーションの有り様を演習で深め、更に医療機関等において現場での修練（臨床実習）として教授している。健康スポーツ学科では、知識と理論に基づく実技として展開している。
- ・このような学習成果について、看護学科では、担任・副担任・チューター制度を導入し、教員間で連携を図り学期毎に成績表を見ながら学生個々と面談し、学習方法等アドバイスを行っている。言語聴覚学科では、各学年に担任・副担任を配置している。毎月開催される学科会議で学生の修学状況についての検討を行い、学生と個別面談を通して、学習方法などに関する助言を行っている。健康スポーツ学科では、毎月開催される学科会議及び学科共有サイトで学修状況を確認し、担当学生への指導を行うとともに、専門ゼミ担当教員が就職内定状況を毎月把握しキャリアサポートセンターに報告している。

<工学部>

- ・3つのポリシーを踏まえて作成されたアセスメント・ポリシーに基づき、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。そして、ディプロマ・ポリシーで示される7つの能力を身につけたと判断できる学生に対し卒業を認定し、学士（工学）の学位を授与する。
- ・各講義で学修成果を点検するための課題を課し、提出された課題に関して担当教員から学生にフィードバックを行っている。

- ・ 1年生の春学期に配置した英語科目については学期開始前と終了後に GTEC 試験を受験させ、英語力の向上を評価している。不合格になった科目については夏休みに担当教員による補講を行っている。
- ・ 「スタートアップゼミ」「デザイン基礎」では各回の講義での課題の他に、最終日にプロジェクトの発表会を行い、成果を評価した。
- ・ 学生の出席状況や課題提出状況は科目担当教員からアドバイザー教員に定期的に周知され、アドバイザー教員から状況確認や指導を行っている。
- ・ 学生は毎週末にアドバイザー教員に学修報告を行い、アドバイザー教員からのフィードバックを受けている。

【資料 3-3-16】 【資料 3-1-11】 参照

<経済学研究科>

- ・ 3つのポリシーを踏まえて、下記のとおり、学修成果の点検・評価方法を確立し、実施している。なお、箇条書きで記述する。
- ・ 大学院1年生に対する教育の達成状況の点検・評価の機会としては、成績表配布時における指導教官による確認と指導が行われる。大学院2年生に対する教育の達成状況の点検・評価は、修士論文に関する報告会である5月の「テーマ報告会」と、10月の「中間報告会」で実施される。これらの報告会において、指導教員だけでなく、副査候補の2名の教員、さらには経済学研究科の教員が大学院生の研究の進捗状況を確認し、助言を行う。なお経営学研究科の教員にも出席を求めている。
- ・ 修士論文の内容は、それを指導する各演習担当者が必要な水準を踏まえたルーブリックに基づいて行われ、そこで可として認められた論文について、研究指導教員を含む3名以上で口頭試問が実施される。なお、ルーブリックはシラバスに記載される。口頭試問においては正指導教員、副指導教員を含む3名以上の大学院教員によって、(1)研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、(2)論文の構成と論理展開、(3)研究方法や分析手法、(4)図表処理や引用文献などの表記、(5)設定された課題の解明と創造性、の観点から評価される。また、口頭試問に関わった教員全員は「修士論文審査記録」に所見を記述する。これらを踏まえて、ならびに修了要件と照らし合わせながら研究科委員会において修了判定される。

【資料 3-3-17】 【資料 3-2-26】 参照

【資料 3-3-18】 経済学研究科ルーブリック例

【資料 3-3-19】 修士論文審査報告書（経済学研究科）

- ・ 税理士養成コースは、学位論文の提出で完結するのではなく、当該論文が国税庁への申請に基づき試験免除の対象となる旨を認定されて、はじめて実質的な最終評価を得ることになる。この点は、経済学研究科として重要な点検ポイントに位置づけており、担当の研究指導教員からの聞き取りに基づき書面としては残っていないが、過去に修士論文を国税庁に提出した修了者はすべて国税庁の当該審査を経て、科目免除が認定されている。

<経営学研究科>

- ・ 大学院入試においては、志願者の研究テーマが効果的に実現できるように全演習担当者が面接を行い、審査とともに助言を行っている。入試判定は研究科委員会で行われる。
- ・ 1年生の10月に修士論文題目提出が求められ、経営学研究科委員会でその報告が行われる。また2年生においてもその再確認が求められる。

【資料 3-3-20】 経営学研究科大学院要項 p.1

- ・ 評価に偏りが無いように、より多面的に研究が進められるように、また随時研究の進捗を確認できるように正・副指導教員制を設け、副の担当講義科目の単位修得を修了要件としている。

【資料 3-3-21】 【資料 3-2-28】 参照

- ・ 2年次には、「中間報告会」が開催され、研究科委員のそれへの参加を通して、修士論文の進捗の点検と助言が行われる。

【資料 3-3-22】 経営学研究科中間報告会のニュース記事

- ・ 修士論文の内容は、それを指導する各演習担当者が必要な水準を踏まえたルーブリックに基づいて行われ、そこで可として認められた論文について、研究指導教員を含む3名以上で口頭試問が実施される。なお、ルーブリックはシラバスに記載される。口頭試問においては正指導教員、副指導教員を含む3名以上の大学院教員によって、(1) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、(2) 論文の構成と論理展開、(3) 研究方法や分析手法、(4) 図表処理や引用文献などの表記、(5) 設定された課題の解明と創造性、の観点から評価される。また、口頭試問に関わった教員全員は「修士論文審査記録」に所見を記述する。これらを踏まえて、ならびに修了要件と照らし合わせながら研究科委員会において修了判定される。

【資料 3-3-23】 【資料 3-2-31】 参照

【資料 3-3-24】 経営学研究科ルーブリック例

【資料 3-3-25】 修士論文審査報告書（経営学研究科）

<人間文化研究科>

- ・ 修士号授与数、修士論文、就職・進学率、資格・免許取得率、修了アンケートにてその達成状況の検証を行う。
- ・ 提出された論文は、学位論文審査委員会で審査を実施する。学位論文審査委員会は、主査1名、副査2名の計3名とし、研究科委員会において選出する。副査のうち1名は、原則として指導委員から選んでいる。
- ・ 本学学位規程第8条の「最終試験」に基づき、学位論文口述試験を実施して、その質の担保につとめる。口述試験は、コースごとに定めた課程修了に必要な単位を取得（取得見込を含む）し、かつ学位論文を提出したものに対して行う。口述試験は、上記の学位論文審査委員会が、提出された学位論文について行う。
- ・ 論文審査結果および口述試験結果に基づいて研究科委員会で審議し、合否を判定する。なお論文審査は、各コースが定める複数の項目をA・B・C・Dの4段階で評価し、これらの評価を踏まえて総合的に判断する。

<バイオ環境研究科>

- ・ 各科目の評価方法・判定基準（例えばレポート、中間試験、期末試験の評価配分）はシラバスなどのよって学生に開示され、それに基づいて学修成果が評価されている。
- ・ 大学院情報交換会は、大学院生が自ら主体的に運営し、発表の機会を作っている。それ以外にも学会発表を含めて研究発表の機会を多く作り、積極的に発表させる。研究発表によって、研究の整理や問題点の把握もより明確になる。
- ・ 前期課程は、修士論文の提出及び修士論文公聴会での発表によって評価する。主研究指導教員 1 人ならびに異領域 1 人及び同領域異系 1 人を含む副研究指導教員 2 人以上で構成される研究指導教員が学修成果の点検を行う。修士論文公聴会では、研究科委員会で選出される 2～3 人の試問委員と公聴会に出席している他の教員によって、活発な質問・討論がなされる。その後、学位論文審査・基準（修士論文）に基づき、研究科委員会での協議によって、学位修士が授与される。
- ・ 後期課程は、学位論文審査・基準（博士論文）に基づき、博士論文の提出、博士論文公聴会での発表及び教授会から選出された研究指導教員を含む審査委員会による博士論文の審査、及び研究科委員会での協議によって、学位博士が授与される。

<工学研究科>

- ・ 各科目の評価方法・判定基準（例えばレポート、中間試験、期末試験の評価配分）はシラバスなどのよって学生に開示され、それに基づいて学修成果が評価されている。
- ・ 研究指導においては、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）を配置し、複眼的な研究指導体制により研究成果の評価を行う。定期的な進捗報告に加え、本年度は開校初年度であるため該当がないが、中間発表・公聴会、論文審査委員による論文審査により評価を受ける。その都度、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）から状況確認や指導を行う。
- ・ 博士後期課程では上記に加えて、年度ごとに研究科の全教員が出席する進捗報告会を実施する。また、「特別演習 I～IV」の各科目で 2 回、在籍 3 年間で計 12 回、専門領域以外の教員も交えた研究発表・討議を行い、演習内容やレポートも考慮して成績評価を行う。その際、主研究指導教員と副研究指導教員（複数）から状況確認や指導を行う。
- ・ 工学研究科博士課程前期や後期のディプロマ・ポリシーを踏まえて、修士論文または博士論文の審査及び試験に合格することで修士(工学)または博士(工学)の学位が授与される。

【資料 3-3-26】 【資料 3-1-15】 参照

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・ 本学のディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、及びアドミッション・ポリシー (AP) の達成状況を検証する方法をアセスメント・ポリシーとして定め、学生の学修成果を評価し、PDCA サイクルを回して教育の改善を持続的に行っている。
- ・ 学修成果を点検し、この評価結果を公表しているものの 1 つに授業評価アンケートがあ

る。このアンケート結果を検証し、その内容について学生、ならびに教職員に対して評価のフィードバックを行っている。

- ・ 学生による授業評価アンケートを毎学期実施し、アンケート結果を元に、優れた授業を行った教員に対し授業評価賞を授与している。また授業評価賞受賞教員は、学修指導改善のため公開授業を実施し、教員の今後の講義法のスキルアップにつなげている。
- ・ なお、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての取り組みとしては、ほぼ毎月 FD・SD 研修会を適宜実施し、教育方法のみならず、大学を取り巻く環境や、研究倫理やコンプライアンス、さらには学習支援が必要な学生に対する教育への配慮等、幅広い研修を行い、学習指導に役立てている。また、研修会終了後、アンケート調査を実施し、その研修会の成果の確認と、今後の研修会の立案に役立てている。

【資料 3-3-27】 【資料 3-3-2】 各学部アセスメント・ポリシー参照

【資料 3-3-28】 学生アンケートによる授業評価賞の授与について

【資料 3-3-29】 FD 研修会/SD 研修会アンケート集計結果（意見交換会）

<経済経営学部>

- ・ FD 研修会、担当者・関係者会議、委員会の開催を通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが行われる。下記は令和元(2019)年秋学期から令和2(2020)年7月までに実施されたことについてである。
- ・ 学生の数的処理能力や文作力の把握と問題点の洗い出しのために、令和元(2019)年12月4日(水)に、『「日本語リテラシー」と「数的処理」の現状と課題』と題する学部独自の FD 研修会が開催された。これまでの取り組みと学生の結果についての分析結果が報告されるとともに段階的な学びの徹底とレベル分けの重要性について意見が交わされた。
- ・ 令和2(2020)年5月19日に「就職戦線異状あり！？後悔しないシューカツのススメ」と題する学部独自の FD 研修会が実施された。新型コロナウイルス感染拡大による就職活動の影響ならびに対策について意見が交わされた。
- ・ 随時、4年生の専門ゼミ教員は教員だけが見られる情報共有フォルダを作成し、各ゼミ生の就職状況について記録した。なお、その記録は随時キャリアサポートセンターへ伝えられ、キャリアサポートセンターとの連携で対策が検討されている。

【資料 3-3-30】 【資料 3-3-12】 参照

- ・ 志望する進路に進めるようキャリアサポート委員会を中心にして学生との個別面談が実施され、教授会でその取り組み内容が報告された。

【資料 3-3-31】 2020年4月15日経済経営学部教授会記録

- ・ 「チャレンジショップ」の関係教員をメンバーとする「京學堂担当者会議」を、原則として月1回開催した。ここでは、学外出店を含む学生から報告された売上高や利益などを含む経営の結果や問題点、今後の対応について意見が交わされ、指導内容や方法の改善が図られた。

【資料 3-3-32】 京學堂に関するニュース記事

- ・ AIP、GIP、ならびに公務員コースの関係者からなる担当者会議や委員会において、現状と課題が定期的に伝えられ、対策が検討された。

【資料 3-3-33】 AIP 打合せ議事録、GIP 担当者会議議事録

- ・ 将来活躍できる学生を早い時期から育成すべく、所属委員会や役職の有無関係無く教員で構成された「経済経営学部アクションプラン 2020」のもと、カリキュラムの点検が行われ、この点検結果と対策についての方針が教授会で報告された。

【資料 3-3-34】 2019 年 12 月 18 日経済経営学部教授会資料

<人文学部>

- ・ 学科ごとの日本語リテラシー担当者間で、担当者会議を実施して、日本語検定への対策方法・教育内容・方法について、意見を交換し、指導内容や指導方法の改善を図っている。
- ・ 学科ごとのスタートアップゼミ担当者間で、LINE グループを作成し、恒常的に PBL の意義・教育効果について議論、検討をしており、授業の内容・方法及び学修指導等の改善を測るとともに、問題を有する学生情報を共有し、集団指導を実施している。
- ・ キャリアサポート実践講座担当教員間で、授業開始前から、授業期間中に至るまで、定期的に科目担当者会議を実施し、授業内容や授業方法の改善を図るとともに、卒業生を授業内講師として呼ぶ際には、複数クラスの合同授業として実施するなど、柔軟な運用を行うなど、指導内容や指導方法の改善を図っている。
- ・ 教員間でのメーリングリストを活用して、オンライン教育の実践方法についての知識の共有を図り、最新の教育方法や本学の教育システムの問題点、使用方法の理解を深め、オンライン教育の質向上を図っている。

<バイオ環境学部>

- ・ FD 研修会、担当者・関係者会議、委員会の開催を通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果を公表している。
- ・ 学部 FD ミーティングにおいて、各教員の担当学生に対する 1 年生の導入期での取り組みや就職活動に対する取り組みなど、相互の経験や取り組みを学科 FD 報告書にまとめた。
- ・ 優秀な学生(成績上位 5 人/学年、学科)は学年末に表彰して、その努力を讃えている。

【資料 3-3-35】 2019 年度バイオ環境学部成績優秀者一覧

- ・ 「実践プロジェクト B」及び「キャリアサポート実践講座 A」では、ポスター発表に対して、各学科 3 位までの優秀チームを表彰し、その成果を讃えている。また、記録及びテーマの参考となるように、全発表ポスターを冊子にした。

【資料 3-3-36】 バイオ環境学部 実践プロジェクト ポスター発表会 プログラム

- ・ 卒業研究発表会を 2 月に 2 日間にわたって開催しており、バイオ環境学部教員はそこに参加し、卒業研究の質疑応答を通して学生個々にフィードバックしている。

【資料 3-3-37】 バイオ環境学部 卒業研究発表会プログラム

- ・ 定期的に学科会議を開催し、卒業研究の進捗状況や単位取得状況、GPA、資格取得状況など当該学期に開講されている全ての講義の実施内容・方法と課題等を共有している。

【資料 3-3-38】 バイオ環境学部 学科 FD 報告書

＜健康医療学部＞

- ・ 個々の授業に対しては、学期末に実施される授業評価アンケートが、冊子及び教学システムでの配信を通じて、学内に公開されているので、その評価内容を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックするようにしている。
- ・ また、看護学科、言語聴覚学科ならびに健康スポーツ学科に共通の教育に関する学部内 FD や講演会を実施して、広く教育の改善に活かすようにしている。
- ・ 看護学科と言語聴覚学科においては、国家試験を意識した模擬試験を低学年から実施しており、国家試験の直近の学年である 4 年生では月に 1 回近く実施しており、その成績は個別指導としても利用しており、不得意分野の繰り返し学習を担当教員が中心となって実施している。この成績は本番の国家試験の成績と相関している。

＜工学部＞

- ・ 工学部全教員と教務担当事務職員が参加するミーティングを毎週行っており、当該学期に開講されている全ての講義の実施内容・方法と課題等を共有している。
- ・ 工学部開講科目に多く取り入れられる共通の教育ツール（例えば MATLAB）については、担当教員が関連教員に対して毎週のミーティング後に講義を行い、教員の知識・技術レベルの向上を図っている。
- ・ 個別の講義においては、学生に毎週課題を与えて小レポートを提出させ、それに対して教員が感想や改善点等を学生個々にフィードバックしている。また、工学部で設置している学習支援室には、授業や小レポートで疑問に持った多くの学生が授業終了後訪れ、複数の担当教員が彼らの疑問や課題に対応している。
- ・ ベルリッツによる英語講義に工学部教員が参加し、学生の英語力習得状況と教員の講義の実施状況を確認し、問題や意見があれば学生・ベルリッツの教員の双方にフィードバックしている。その結果、工学部がベルリッツにより専門の内容に近い教科書の使用を提案したことにより物理工学の教科書が教材に使用されている。また、最上位クラスの学生に対して、高度な教材の導入が行われた。
- ・ 全学生に学修報告を毎週提出させ、教員が都度コメントして学生個々の学修状況確認と学習意欲向上に向けたフィードバックを行っている。学習意欲が低下したとみられる学生には直接面談し、彼らが抱えている問題を一緒に考え、今まで何人かの学生の学習意欲を向上させている。

【資料 3-3-39】 【資料 3-1-11】 参照

＜経済学研究科＞

- ・ 報告会ならびに FD 研修会などを通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが行われる。下記は令和元（2019）年秋学期から令和 2（2020）年 7 月までに実施されたことについてである。
- ・ 修士論文に関する報告会として、2 年生の 5 月に「テーマ報告会」を、10 月には「中間報告会」を開催し、研究指導教員及び副査候補者だけでなく、経済学研究科として多く

の教員が大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、研究論文としての質をチェックしている。報告会での評価が低い場合、指導教官には改めて指導の改善と徹底が求められると同時に、研究会委員会から副査候補者に対して指導への協力が求められる。さらには、該当する大学院生に対しては再度の報告が求められることもある。

- ・ 大学院 1 年生次に、各 1 年生に対しては副指導教員が置かれ、研究論文作成に向けた一般的な研究技術に関する各種の助言と指導を行っている。また、より適切な研究指導体制を確立するべく、大学院 2 年生の 5 月のテーマ報告会までに、各大学院生に対して副査を確定させることを基本とする申し合せを行っている。

【資料 3-3-40】【資料 3-2-26】 参照

- ・ 経営学研究科から伝えられた税理養成コースで将来的に生じ得る問題点の検討と対策を含みつつ、「設置基準ならびに DP・CP の観点からのカリキュラム再考」との題目の下、FD 研修会を令和 2(2020)年 2 月 19 日に実施した。税理養成コースの今後を踏まえつつ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性や一貫性、大学院設置基準、加えて不開講の取り扱い、等の観点から検討が行われた。

<経営学研究科>

- ・ 報告会ならびに FD 研修会などを通して、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが行われる。下記は、令和元(2019)年秋学期から令和 2(2020)年 7 月までに実施されたことについてである。
- ・ 修士論文に関する報告会として、2 年生の 10 月には「中間報告会」を開催し、研究指導教員及び副指導教員だけでなく、経営学研究科として多くの教員が大学院生の研究の進捗状況を確認している。報告会では質疑応答のみならずコメント用紙への記入を通して学生へ助言が行われる。

【資料 3-3-41】 経営学研究科中間報告会ニュース記事

- ・ 「修士論文審査記録」は副査も作成することが求められ、それは主査である研究指導員へ送られる。修士論文審査記録においては、(1) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定、(2) 論文の構成と論理展開、(3) 研究方法や分析手法、(4) 図表処理や引用文献などの表記、(5) 設定された課題の解明と創造性、の観点から採点され、かつ所見が記入される。

【資料 3-3-42】【資料 3-2-31】 参照

- ・ 令和 2(2020)年 1 月 22 日に「設置基準ならびに DP・CP の観点からのカリキュラム再考」という題目の下、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性や一貫性、大学院設置基準、加えて不開講の取り扱い、等の観点から検討が行われた。税理士養成コースにおいては、担当者の構成について将来的に問題が生じ得ることがあるので、合同でこのコースを実施している経済学研究科へこの点を伝えた。

<人間文化研究科>

- ・ 学修成果は、ディプロマ・ポリシーで定められた能力と、カリキュラムの各科目で設定される到達目標の達成度を示すものである。各科目の内容、到達目標、及び評価方法・基準はシラバスに示しており、到達目標の達成度が評価される。

- ・ 個々の授業に対しては、学期末に実施される授業評価アンケートに基づいて学修成果の点検を全学の教育開発センターが行っており、点検の結果については、学部教務委員会と共有して、教育内容・方法及び学修指導等の改善を随時行っている。また授業評価アンケートは、冊子及び教学システムでの配信を通じて、学内に公開されている。
- ・ また大学全体や、学部単位、さらには同一科目担当教員内で、FD を開催するなどして、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを行っている。

<バイオ環境研究科>

- ・ 主指導教員が責任を持って研究指導し、副指導教員が異領域、異系教員として適切な示唆や問題点の提起を行う。その他の異領域、異系教員は大学院情報交換会に参加し、意見を述べることとなる。大学院情報交換会終了後の大学院 FD 委員会で、大学院生の研究進捗状況等の情報交換を実施している。
- ・ 学位論文が提出された場合、公聴会において、論文内容について質疑応答を含む口頭試問が行われる。

【資料 3-3-43】 【資料 3-1-14】 参照

<工学研究科>

- ・ 工学研究科全教員と教務担当事務職員が参加するミーティングを毎週行っており、当該学期に開講されている講義の課題等を共有している。
- ・ 博士前期課程の講義では材料・情報・エネルギー・システムと多岐にわたる専門を持つ教員が課題設定し、グループ討論やブレインストーミングの機会を与えて英語プレゼンテーション等を行っている。英語での質疑応答を通じて改善案等を学生にフィードバックしている。
- ・ 博士前期課程の修士論文研究においては 1 名の正指導教員と 2 名以上の副指導教員を配置し、異分野の専門を持つ教員からの指導を積極的に取り入れ、多角的視点からのフィードバックを通じて専門性向上と複眼的思考力の養成を図っている。
- ・ 博士後期課程の博士論文研究においては 1 名の正指導教員に加え、正指導教員と異なる 3 つの研究分野から各 1 名以上の副指導教員を配置している。学期毎に 2 回の研究進捗プレゼンテーションを英語で行い、各指導教員の専門性を反映したフィードバックを行っている。加えて年 1 回、大学院工学研究科の全教員に対して英語でプレゼンテーションを行い、研究進捗の管理と将来展望に向けたフィードバックを行っている。

【資料 3-3-44】 【資料 3-1-15】 参照

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和元(2019)年度入学生に実施されるカリキュラムから学修成果の検証を行う予定である。「先端なび」に令和 3(2021)年度から学修ポートフォリオのシステムを導入予定であり、これにともなう学内システムの整備と教員に対する利用説明会を実施、周知徹底を行った。このシステム導入により、本格的にカリキュラム科目 DP 配分表を用いて学

修成果の可視化を行うことが可能となり、学生自身が自身の取得 DP をより分かりやすく提供できるようになる。この DP の可視化によって、教員と学生の面談等を通じて、教員側は学生の得意不得意を、学生側は大学で身に着きたい能力をわかりやすく提供できるようになる予定である。

[基準 3 の自己評価]

- ・各学部学科とも教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業認定基準が設定されており、厳格に運用されている。
 - ・各学部学科ともディプロマ・ポリシーと一貫性をもったものとしてカリキュラム・ポリシーが策定されており、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されている。
 - ・3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためにアセスメント・ポリシーが策定され、その運用がなされている。先端なび上の「マイステップ」における Semester ごとの学修目標の設定・振り返り・教員によるフィードバック、学生による授業評価アンケート、外部試験の実施、成果報告会の実施などにより、フィードバックや客観的な評価・点検を行い、改善に繋げている。
- 以上のとおり、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学長は学務に関する権限を有するとともに責任を負っている。
- ・大学や大学院の教学マネジメントは、学長が議長となる大学評議会が中心組織となり、教授会、研究科委員会、大学院委員会、各種委員会等がその基軸となって運営されている。
- ・大学評議会にて年間 2 回以上教学マネジメントに関する事項を取り扱う機会を設け、教務センター長、教育開発センター長が出席し、教学マネジメントについての意見を述べると同時に、IR 情報を利用して報告、説明を行い学長の教学マネジメントを補佐している。

- ・学長は、副学長、学部長、及び研究科長に加え、各センター長を任命している。センター長の内、教務センター長、学生センター長、入学センター長、キャリアサポートセンター長の4センター長は、それぞれ教務担当、学生担当、入試担当、進路担当として所掌分野を統括し、学長を補佐する体制を整備している。また、各センター長はそれぞれ所掌分野の委員会の委員長を務め、大学評議会前に学長と定期的に開催する会合で情報共有や意見交換を行うことによって学長による機動的な指示、効率的な連絡調整を可能にしている。

【資料 4-1-1】 京都先端科学大学学則 第 31 条、第 32 条、第 33 条

【資料 4-1-2】 大学評議会規程

【資料 4-1-3】 2020 年度認証評価受審のための自己点検・評価について

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・大学の意思決定は、全学的な運営組織(各種委員会)と各学部の教授会で行われており、各種全学委員会及び大学評議会において企画・調整・議案化された課題が、翌月の大学評議会及び教授会・研究科委員会において協議され、学長によって決定されている。そのプロセスに関わる各組織は相互に連携しつつ運営されており、組織として十分に機能している。
- ・学長を支える全学的運営組織として、教務委員会、教育開発センター委員会、等が設置され運用されている。
- ・教授会は、各学部に置かれており、学則上の構成員は学部長、副学部長及び教授である。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとしている。月 1 回の定例教授会のほか、入学試験の合否判定にかかわる入試判定教授会、春学期・秋学期末に行われる卒業判定教授会、教員の業績審査にかかわる業績審査教授会等があり、その機能を果たしている。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、学長が意思決定を行うに当たり意見を述べる機関として大学院委員会が設置され、その機能を果たしている。

【資料 4-1-4】 大学評議会規程

【資料 4-1-5】 学部教授会規程

【資料 4-1-6】 大学院研究科委員会規程

【資料 4-1-7】 全学委員会 (名簿)

【資料 4-1-8】 令和 2(2020)年度 会議日程等

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・教学マネジメントを支える基盤を整える体制を構築するため、役割分担を明確にして職員を配置、円滑な業務の遂行を図っている。
- ・教務学生事務部教務センターは授業科目・教育課程の編成・実施などの教務に関する事項を担い、教育開発センターは、FD・SD・教学 IR などの教学マネジメントを支える基盤業務、ならびに学修成果・教育成果の把握・可視化を担っている。
- ・教務センターならびに教育開発センターは、上述の通り適材適所に職員を配置し、効率的な運営を行っている。また、教学マネジメント体制の確立に向けては、外部の専門家

と契約をし、適宜アドバイスをいただきながら、業務を遂行している。

【資料 4-1-9】 大学評議会規程

【資料 4-1-10】 2021 年度認証評価受審のための自己点検・評価について

【資料 4-1-11】 大学教務委員会内規

【資料 4-1-12】 大学教育開発センター規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 次年度に向けて学修成果を上げられるような、組織改編を実施する予定（2021 年 4 月）。これにより、教学部門を統合し機動的な組織構造となるため、学修の検証や分析を速やかに実施可能となり、学内での情報共有がより円滑になる。
- ・ 各種 IR 情報を基にして、学修成果の検証や分析を実施し、学長を中心とした教学マネジメント体制（大学評議会や教授会など）を通して改善を図っていく。
- ・ 学修者本位の観点から教育を充実するため、学修成果・教育成果を、ホームページ等を利用して自発的・積極的に公表していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【学部】

- ・ 平成 27(2015)年 4 月に経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を、令和 2(2020) 年 4 月に工学部機械電気システム工学科を設置した。教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は設置計画に記されたとおりに実施されている。
- ・ 平成 27(2015)年より、経済学部、経営学部、法学部、及び人間文化学部は学生募集を停止した。これらの学部では、新たに設置された学部の教員が教育を行っている。
- ・ 専任教員の採用・昇任に関しては、大学教員採用及び昇任審査規程にその手続きが定められており、適切に運用されている。しかしながら、教員に求められる具体的な能力資質及びその基準の設定ができていないため、策定することを今後の課題としたい。

【研究科】

- ・ 本学の大学院は学部を基礎として設置されているため、学部所属教員が研究科の教育を行っている。教員の採用に際しては研究科の科目担当も考慮されている。

【資料 4-2-1】 大学教員採用及び昇任審査規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

- ・主に教育開発センター主導で FD・SD を開催して以下の取り組みを行っており、その内容については FD・SD 推進活動報告書としてまとめ、本学ホームページ上で公開している。

(1) 学内外の FD その他の研修

- ・全学及び各学部または学科において FD 研修会を開催している（全学 FD・SD 研修 14 回／年・学部学科主催 FD 研修 10 回／年）。毎回アンケートを実施し、テーマや研修方法についての参加者の要望を取り入れている。研修内容については、公的研究費の運営・管理方法から学生支援（障がいのある学生の支援）、あるいは SD 研修も兼ねた「マナーと印象管理」の実践セミナー等、幅広い視点で開催している。（2019 年 10 月～2020 年 9 月までの開催 FD・SD 研修は 11 回開催。所属教員全員がいずれかの研修に出席している。2020 年 5 月開催の研究連携支援センター主催の FD 研修については参加率 100%である。）
- ・また、新任教職員研修など、大学コンソーシアム京都、関西地区 FD 連絡協議会等の学外の FD 情報を提供し、参加を促進している。さらに、大学コンソーシアム京都主催の FD フォーラムの企画検討委員及び FD 企画研究委員として、教員の派遣も行っている。

(2) 授業評価アンケート

- ・教員自身の授業改善に役立てるため、学期ごとに全ての科目を対象に、授業評価アンケートを実施している。学生からの意見・要望などに関しては、「先端なび」を通じて教員から学生へのフィードバックも行っている。授業評価アンケート結果をポイント化し、学科ごとに集計した資料を基に、各年度で学部ごとに「学生アンケートによる授業評価賞」教員を選出している。授業評価アンケートは、導入以来、実施方法や質問項目などを試行錯誤しながら改良を行ってきたが、平成 30(2018)年度からはオンライン入力に変更し、効率的運営を実現している。

(3) 授業公開

- ・令和元(2019)年度から、授業評価アンケートの結果を基に「学生アンケートによる授業評価賞」に選出された教員による授業公開制度を導入し、各教員に対して授業運営の参考にしてもらうとともに、その後に意見交換会を実施することで、授業運営手法に関する情報の共有も図っている。

(4) 人事考課制度と FD との対応関係について

- ・FD 参加状況については、教員の人事考課の対象項目としており、FD への参加の動機づけになっている。

【資料 4-2-2】2019 年度 FD・SD 推進活動報告書

【資料 4-2-3】委員の役割分担について

【資料 4-2-4】経済経営学部における全学委員会・委員

【資料 4-2-5】学外 FD に関する事務ポータルサイトでのお知らせ掲示

【資料 4-2-6】授業評価アンケート結果報告

【資料 4-2-7】全学委員会における授業評価賞に関する資料

【資料 4-2-8】全学委員会における授業公開に関する資料

【資料 4-2-9】教育職員人事考課実施要項・教育職員人事考課シート

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・アンケート等による内部組織から（教職員）の授業運営、講義法等の様々なニーズを把握し、新たな FD テーマを設定し開催する。
- ・FD 内容によっては、本学に専門家が在席していない場合は、積極的に外部の専門家を招聘し、職能開発に漏れが無いように対応する。
- ・教員の授業方法改善に留まらず、ICT を利用する授業方法や学生との交流手段など、時代に応じた授業手法について学内での共有を更に進めていく。
- ・学長のリーダーシップにより異分野交流を進めていくことで、研究分野におけるイノベーションをおこし、競争的資金獲得を目指す。
- ・自己啓発の一環として、英語等の研修を後押しし、これを定期的に継続実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・教育開発センターが主催する形で SD 研修会を単独または FD 研修会と合同で企画実施している。毎回アンケートを実施し、テーマや研修方法についての参加者の要望を取り入れて実施してきた。研修機会として学外組織（例：大学コンソーシアム京都や関西地区 FD 連絡協議会）主催のものも積極的に活用するよう案内している。
- ・今後必要性が高まる情報機器とソフトウェアの効果的な使い方及び情報スキルの向上のため、ICT に関する SD 研修会を令和元(2019)年度は 4 回実施しており、令和 2(2020)年度にも 4 回実施予定するである。
- ・事務職員人事考課制度は、令和元(2019)年度に新制度に移行し、従来の情意考課及び能力考課に業績考課を加え、本学の組織目標に基づいた個人目標の設定を行い、その達成・貢献度合を評価し、昇給・降給、昇任・降格、賞与へ反映することとした。また、日常業務においては、所属長と課員との人事考課面談や日常のコーチングにより部下の育成を図る運用を定着させ、「世界に伍していく大学」を実現するための事務職員力の改善を図ることを目的としている。
- ・本学職員の外部研修会への参加が一巡し、平成 30(2018)年度をもって終了したため、令和 2(2020)年 1 月より研修コースとして多彩でかつ時間を選ばず出張の必要がない e ラーニングでの SD 研修（株式会社日本能率協会マネジメントセンター「e ラーニングライブラリ マネジメント系コース」）を導入した。令和元(2019)年度は受講希望者

30名がeラーニングSD研修に参加した。

【資料 4-3-1】 【資料 4-2-2】 参照

【資料 4-3-2】 大学教育開発センター規程

【資料 4-3-3】 2019年度FD・SD研修会一覧

【資料 4-3-4】 事務職員人事考課実施要領

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・事務職員人事考課における被考課者による自己評価ならびに考課者による部下評価について、階層別の評価基準を明確にするとともに被考課者研修及び考課者研修の実施を検討する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備について

- ・専任教員の研究を支援するため、学部、職位に応じて個人研究費を支給している。
- ・新規採用の専任教員の研究環境を整えるため、工学部、研究所所属の教員を除いて着任時にパソコンを支給している。研究環境の悪化を回避するため、大学は支給したパソコンのOSサポート期間の終了をもって交換品を用意した。
- ・全員は、年度当初のFD・SD研修会で実施する「コンプライアンス研修」に必ず参加している。

【資料 4-4-1】 2019年度コンプライアンス研修会資料

<研修項目>

- (1) 公的研究費の運営管理及び監査
- (2) 大学の研究不正対応
- (3) 人を対象とする医学系研究倫理
- (4) 人を対象とする心理学系研究倫理
- (5) 利益相反

- ・教員が個人研究費等研究費を執行するにあたっては、以下の研修を受講した後に修了証を研究・連携支援センターに提出することを義務づけ、研究の進め方に関する研修を徹底している。これは、研究不正などを防止する目的に加え、公的資金による研究の遂行や、研究成果を学術雑誌及び学会等で公表する際に求められる倫理規範の修得、さらには国内外の研究者と本学教員との共同研究や共著論文作成等の遂行をより円滑にするこ

とを目的としている。

【資料 4-4-2】 研究倫理 e ラーニングコース

- ・人を対象とする研究を行うにあたっては、研究倫理審査を受けることを義務づけている。医学系の研究倫理審査を受けるにあたっては、研究分野の倫理教育用 e ラーニングプログラム (CITI Japan) の受講を求めている。大学は教員が無料で受講できる環境を整えている。

【資料 4-4-3】 研究倫理教育 e ラーニングプログラム

- ・公的研究費で注文・発注するオンラインシステム「科研費プロ」を外部機関との共同での研究開発や個人研究費の系管理に利用できるよう改修し、公的研究費を公正かつ適正に取り扱う環境を整備することとした(2020 年度より実施)。

【資料 4-4-4】 科研費プロ

- ・人を対象とする医学系研究に係る倫理審査を行う倫理審査委員会の委員のうち、2 名を学外者に委嘱し、その費用を負担しており、人を対象とする医学系の研究環境を整備している。

【資料 4-4-5】 2020 年度研究倫理審査スケジュール

- ・教員の外部資金獲得を支援するため、学外からの研究助成募集等情報はメール配信やポータルサイト掲示を行ってきたが、2020 年度からは「先端なび」に当該情報配信のためのページを構築予定である。・また学外の研究助成を獲得するための研修会を開催している。9 月 26 日開催の第 6 回 FD・SD 研修会では田中和博バイオ環境学部長による「科学研究費助成事業の動向と適切な管理及び令和 2 年度公募の変更点について」の開設を中心に、公的資金獲得と研究不正に関する情報提供を行った。

【資料 4-4-6】 令和元年度科研費研修資料

- ・科学研究費の申請及び科学研究費の獲得を人事考課項目とし、外部資金獲得を促している。また、科学研究費の申請及び科学研究費の獲得に応じて、経済経営学部・健康医療学部・人文学部の専任教員には、個人研究費を加算するインセンティブを制度として整え、外部資金獲得を促している。
- ・教員が学外と連携した研究を円滑に展開できるようにするため、共同研究等に伴う契約を支援する体制を整備している。
- ・学部横断型研究を実施する環境を整備している。例えば、バイオ環境学部と、健康医療学部の研究連携を支持する目的で総合研究所に「アクティブヘルス支援機構」を設置した。

【資料 4-4-7】 アクティブヘルス支援機構（仮称）設置について

- ・研究開発の支援と環境整備を推進するため、産官学共同研究、受託研究等の間接経費の比率を総額の 30%とする規程改正を行った。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究不正対応について

- ・研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「大学の研究不正対応に関する規程」を制定している。その中で、研

究活動上の不正行為、研究者等の責務、不正防止のための体制、研究倫理委員会の設置と職務、告発の受付窓口の設置、告発の受付体制、告発の相談と対応、告発窓口の職員の義務、秘密保護義務、告発者の保護と措置、被告発者の保護と措置、悪意に基づく告発と措置、事案の予備調査、事案の本調査、調査委員会の設置、本調査の通知、本調査の実施、本調査の対象、証拠の保全、本調査の中間報告、調査における研究または技術上の情報の保護、不正行為の疑惑への説明責任、認定の手續、認定の方法、調査結果の通知及び報告、不服申立て、再調査、調査結果の公表、本調査中における一時的措置、研究費の使用中止、論文等の取下げ等の勧告、措置の解除、処分、是正措置を定めている。【資料 4-4-8】大学の研究不正対応に関する規程

- ・毎年度に開催しているコンプライアンス研修会の中で、研究不正対応に関する規程の重要ポイントの確認を行っている。

公的研究費の運営管理及び監査について

- ・公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を策定している。

【資料 4-4-9】公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うため、「公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画」を策定している。

【資料 4-4-10】公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画

- ・公的研究費の運営及び管理に関するコンプライアンスを推進するため、「公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画」を策定している。

【資料 4-4-11】公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画

- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的として、「公的研究費の運営管理及び監査規程」を定めている。この中で、大学内の管理・運営責任体制、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス推進事務責任者、防止計画推進部署、研究者、大学構成員の責務、不正使用の調査体制、調査の要否の判断及び配分機関への報告、調査委員会、調査に関する最高管理責任者の責務、懲戒等の措置、不正防止とその体制、不正防止計画の推進、関係法令等の遵守、適正な執行管理、納品検収、会計処理、不正関与業者への対応、通報窓口、相談窓口、外部公表、内部監査とその組織、その他の公的な研究費を定めている。
- ・公的研究費の運営及び管理に関するコンプライアンスを推進するため、大学内の管理・運営責任体制を明確にしたコンプライアンス委員会を設置している。

【資料 4-4-12】公的研究費の運営管理及び監査規程

- ・公的研究費の管理及び監査の実施基準を全学に周知徹底し、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会を毎年開催し、本研修会への参加を公的研究費の管理・運営に関わる研究者及び職員に義務づけている。

人を対象とする研究倫理について

- ・本学では人を対象とする医学系研究、心理学系研究に対して、人間の尊厳及び人権が守

られ、研究の適正な推進が図られるようにするために、「人を対象とする医学系研究倫理規則」「人を対象とする心理学系研究倫理規則」をそれぞれ定め、研究活動を進めています。

【資料 4-4-13】 人を対象とする医学系研究倫理規則、人を対象とする心理学系研究倫理規則

- ・ 該当研究に関する審査を行う倫理審査委員会は、研究・連携支援センター長に加え、医学、医療その他の自然科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学外者 1 名を含む 3 名、倫理、法律その他の人文社会科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学外者 1 名を含む 3 名と定めている。委員会の委員は、男性及び女性を少なくともそれぞれ 1 人以上を含むよう定めている。倫理審査委員会は、看護分野 2 名、言語聴覚分野 1 名、バイオ分野 1 名、社会科学分野 1 名、心理学分野 1 名、弁護士 1 名からなる 7 名で構成されており、学外者 2 名、女性 4 名となっている。
- ・ 研究倫理審査申請書、研究計画書、研究実施結果報告書、研究経過報告書、対象者への説明文書、研究への参加についての同意書、公表への同意書の様式を定めている。今年度は 28 件の申請を審査した。
- ・ 倫理審査委員会は、研究者等に対して、研究実施までに CITI Japan の e ラーニングプログラムの受講を完了することを義務づけている。利益相反については、十分かつ具体的な情報を記載するよう指導している。また、インフォームド・コンセントを得るための研究対象者への説明文書が、研究対象者が十分に理解できる平易なものとなっているか、また万が一のリスクに対する想定範囲とその対処が十分であるか、個人情報の取り扱いが適切であるかについて、慎重な審査を行っている。

【資料 4-4-14】 【資料 4-4-3】 参照

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究助成について

- ・ 本学専任教員における研究・教育の発展とともに、学術の振興あるいは地域の発展を目的に、研究助成規程を制定し、学術出版、奨励研究（期間 1 年）、共同研究第 1 種（期間 2 年）、共同研究第 2 種（期間 1 年）を定めている。

【資料 4-4-15】 大学研究助成規程

その中で、申請及び助成の可否、助成額を定めている。また助成を受けた者の義務を定め、共同研究第 1 種を受けた者は、研究成果を研究所叢書として発表すること、共同研究第 2 種あるいは奨励研究助成を受けたものは、研究成果報告書を提出し、研究課題に関する学術論文を公表することとしている。研究助成の種別を下表に示す。

種別	助成額	人数
学術出版	出版物単価の 300 部以内 (本学提出分 10 部を含む)	若干名
奨励研究	100 万円以内 (年額)	5 名
共同研究第 1 種 (期間 2 年)	200 万円以内 (年額)	計 5 グループ

京都先端科学大学

共同研究第2種（期間1年）	150万円以内（年額）	
---------------	-------------	--

毎年度はじめに、研究助成の募集要項を配布することで告知している。また、研究助成の申請について制限を定め、より多くの専任教員に研究助成の機会が得られるように配慮している。共同研究では、学外の研究分担者を認めており、開かれた研究活動の展開を支援する制度となっている。研究助成状況を下表に示す。

年度	共同研究助成	奨励研究助成	学術出版助成	研究所叢書
平成 21	1 件	なし	なし	1 件
平成 22	なし	1 件	なし	1 件
平成 23	なし	なし	1 件	1 件
平成 24	なし	3 件	1 件	1 件
平成 25	2 件	なし	1 件	なし
平成 26	なし	3 件	なし	なし
平成 27	1 件	3 件	2 件	なし
平成 28	2 件	4 件	1 件	1 件
平成 29	4 件	1 件	2 件	1 件
平成 30	1 件	2 件	なし	—
令和 1	2 件	なし	なし	なし

学外研究員助成

- ・ 本学専任教員による研究・教育の向上を目的に、海外または国内の研究機関において学術の研究・調査に専念する学外研究員を助成する規程を制定している。その中で、申請、審査、採択、助成額を定めている。また留学者は研究成果報告書を提出し、研究課題に関する著書または論文を公表することを義務づけている。学外研究員助成の種別を下表に示す。

種別	助成額	人数
海外留学者（6 か月以上 1 年以内）	交通費及び滞在費とした 125 万円。	原則同一年度内に各学部 1 名以内。2 名以上となった場合、総支給限度額 250 万を按分。
海外留学者（2 か月以上 3 か月以内）	交通費及び滞在費とした 70 万円。	5 名
国内留学者（原則 3 か月以上 12 か月以内）	短期移住通学者は 40 万円以内。研究委託費・修学・及び交通費は個人負担。	定めていない
海外出張者	交通費及び滞在費とした 10 万円。	募集要項で別途定める

- ・ 上表の研究助成に加え、国内で催される国際学会または国際会議に参加する者に対しては、5 万円を上限として登録料金などを助成する制度も設けている。

- ・毎年度はじめに、学外研究員助成の募集要項を配布することで告知している。また、学外研究員助成の再申請については、帰学してから一定の期間を経過した者に限ることを定め、より多くの専任教員が助成機会を得られるように配慮している。
- ・海外留学者（6か月以上1年以内）及び国内留学者例を下表に示す。

年度	留学先	研究課題
平成 21	フランス ストラスブール大学	欧州人権条約における「評価の余地」の研究
平成 22	オックスフォード大学	英国社会法における信認法理の研究
平成 24	同志社大学	スリランカ内戦の研究ー開戦から終戦まで
平成 27	オーストラリア メルボルン大学	第二言語英語教育に応用できる異文化プラグマティックス:会話分析とポライトネス理論を用いた教材、教授法づくり
		H28以降該当なし

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・以上のように、研究環境としては、個人研究費やコンピュータ環境、倫理教育環境、公的研究費の執行に係るオンラインシステム環境に加え、多様な研究助成制度と学外研究員助成が整えられている。また、公的外部資金の申請・獲得に係る支援体制に加え、学外と連携した研究を円滑に展開できる支援体制も整えている。さらに、研究不正対応及び公的研究費の運営管理・監査、人を対象とする医学系研究倫理に係る規程を制定し、厳正に運用している。こうした研究環境は、有効に活用されている。今後、研究環境に関する教員満足度調査など、可能な範囲で試験的に実施できるものに取り組み、将来計画の中で、設備などの物的支援や RA（Research Assistant）などの人的支援など、学内研究環境のさらなる充実を検討する。また、研究環境に関する学生満足度調査も検討し、研究環境の一層の充実を図る。さらに、公的外部資金獲得に向けた情報収集とその提供に努めるとともに、将来計画の中で、産学間の連携による外部資金の獲得に向け、知財管理及び利益相反管理に係る規程の整備を含めた体制づくりを進めていく。また、将来計画の中で、多様化する研究事業への対応を検討しつつ、2019 年度に設置したナガモリアクチュエーター研究所を活用した、より有機的な学内外連携を支援する体制づくりにも努めていく。

[基準 4 の自己評価]

- ・学長が議長となって大学評議会を運営することで、大学の意思決定に学長のリーダーシップが発揮されている。また、大学評議会は学長のリーダーシップによる教学マネジメントの中核として機能している。
- ・平成 27（2015 年）4 月に開設された経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科の設置計画に基づき教員を配置した。また令和 2 年（2020 年）

4月に開設した工学部機械電気システム工学科の設置計画に基づき教員を配置した。

- ・ 全学及び各学部または学科においては、各種課題の検討と解決のために、FD研修会及びSD研修会を開催している。
- ・ 個人研究費、パソコン支給等の環境整備、研究倫理に関わる諸般規程の策定、科学研究費、公的研究費の申請支援体制整備等、適切に研究支援が実施されている。
- ・ 以上のとおり、本学園及び本学においては、諸々の問題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準4は満たしているものと判断する。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 学校法人永守学園（以下「本学園」という。）が運営する京都先端科学大学（以下「本学」という。）は、「未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を輩出」を建学の精神とし、世界及び日本に有為な人材を送り出すことを使命として50年を歩み、特に平成27(2015)年4月には、京都市右京区に京都太秦キャンパスを設け、その第一期計画として既存の学部学科を改組再編する一方で、健康医療学部を新設して4学部10学科5研究科を擁する総合大学となり、建学の理念に謳われた使命の具現化に努めてきた。
- ・ 本学は、平成31(2019)年度に大学創立50周年を迎えるにあたり、大学が50年間培ってきた「実学教育」にさらに磨きをかけ、次なる50年に向けて専門的知識・学術ならびに幅広い教養と、世界で通用する先進性・多様性・倫理観を涵養し、複雑で複合的な問題に挑戦できる人材育成を実現すべく、既存4学部（経済経営学部、人文学部、バイオ環境学部、健康医療学部）を深化発展させるとともに、京都太秦キャンパスの第二期計画として、第5の学部となる工学部と大学院工学研究科を令和2(2020)年度に設置した。さらに、これらの大学改革への意思表示として、平成31(2019)年4月より大学名を「京都先端科学大学」に変更した。
- ・ 本学園は、学校法人永守学園寄附行為【資料5-1-1】第3条で定めるとおり、教育基本法と学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営を行っている。
- ・ 学園管理運営規則【資料5-1-2】では、「法人及び法人が設置する学校の管理及び運営は、法令その他に別の定めがあるもののほかは、この規則による」として、経営の規律遵守を定めている。

- ・組織の倫理と規律に関する規程として、学園・大学職員就業規則【資料 5-1-3】があり、職員（教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員）はこれを遵守しなければならない。
- ・また、本学は、教育機関としての誠実な姿勢を示すため、令和 2(2020)年度から 5 年間の中期経営計画【資料 5-1-4】を策定した。策定にあたり、認証機関からの過去の指摘を踏まえている。
- ・業務の執行については、学校法人永守学園寄附行為、学園管理運営規則、法人事務局事務分掌規程、大学事務分掌規程、学園会計規程等、関連の諸規程の統制の下、理事会の決定をふまえ、中期経営計画、年次の事業計画に基づいて行われることで、規律と誠実性が担保されている。なお、寄附行為の変更の際は、学内手続きを経て、文部科学省へ認可申請または届出を行っている。
- ・教育研究活動等の状況の公表については、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に規定される 9 項目、その他法令により定められている事項についても適切に大学ホームページで公表されている。また、組織や財務については、毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、財務部財務課に備え付け、閲覧に供している。
- ・中期経営計画は、大学ホームページに掲載し、学内外に向けて広く公表している。中期経営計画を積極的に公表することで、公的機関である学校法人として相応かつ規律ある姿勢を堅持している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・本学園は、「学校法人永守学園寄附行為」に規定された最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会を設置し、理事会のもとに法人本部を置いてその目的達成のための管理運営体制を整備している。
- ・学園業務の機動的で円滑な管理運営を図るために常任理事会【資料 5-1-5】を設けている。原則毎月開催される常任理事会は、その使命・目的の実現に向けて中枢的な役割を遂行し継続的に努力を行っている。
- ・また、令和 2(2020)年度に策定した中期経営計画は、本学自体のダイナミズムや本学を取り巻く経営環境の激変を考慮すると毎年見直していくことが望ましいと考え、毎年の進捗状況を PDCA サイクルによって確認し、情勢により、年度ごとにその年の計画を上方修正する予定である。なお、第 1 次中期経営計画の 5 年間が経過した際には総括を行い、その実施結果・評価について公表することとしている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・環境問題については、クールビズの励行をはじめとして、施設課を中心に節電対策を実施し、省エネルギー化に取り組んでいる。これまでの具体的な措置としては、照明を LED(Light Emitting Diode)電球へと計画的に切り替え、さらにエアコンの電力使用量を抑制する装置（ピークセイバー）を平成 23 年度から導入している。LED 照明への切り替え、京都亀岡キャンパスでの空調機器の更新等、ハード面で消費電力抑制を令和 2 年度から実行している。今後これらのハード面での抑制を除けば、亀岡にお

いては外部企業との共同研究の活発化、太秦においては工学部の年次進行に伴う実験等の活発化、極端な気象傾向（特に夏場の高温）に対する健康保持のための空調利用、新型コロナウイルス感染対策による換気の奨励など、より多くの電力を使用しなければならない状況が想定され、使用量の抑制は課題であるが、京都太秦キャンパスにおいては2系統、京都亀岡キャンパスにおいても2系統で受電しており、適切に数値管理を行っていく。

- ・ ハラスメント防止については、平成 21(2009)年に大学ハラスメント防止規程【資料 5-1-6】と大学ハラスメント防止ガイドライン【資料 5-1-7】を制定するとともに、ハラスメント相談ガイド【資料 5-1-8】を配布し、相談員名と連絡先を学生・教職員に公表している。また教職員を対象にした FD 研修会でハラスメントについて毎年研修を実施している。
- ・ 防火・防災に関する対応としては、平成 22(2010)年に大学京都亀岡キャンパス（火災及び大規模地震対応）消防計画規程【資料 5-1-9】を制定し、火災、地震などの災害時の危機管理体制を整備するとともに、定期的な防災訓練として、自衛消防隊による消防訓練を実施して、教職員及び学生等の安全確保を図っている。また、毎年開催される亀岡自衛消防連絡協議会による消火訓練大会に本学の自衛消防隊が参加し、消火技術の修得に努めている。
- ・ 平成 27(2015)年 4 月に開設された京都太秦キャンパスにおいても消防訓練を実施し、災害時の消防設備の使用方法の修得に努めている。
- ・ 学生の健康支援については保健室運営委員会【資料 5-1-10】が、学生の継続的なメンタルヘルスケアについては学生相談室運営委員会【資料 5-1-11】がそれらの支援やケアを推進している。
- ・ 教職員の安全や衛生については衛生委員会【資料 5-1-12】が設置され、職場環境の改善に取り組んでいる。
- ・ 安全への配慮としては、AED（自動体外式除細動器）が京都太秦キャンパスに 20 台、京都亀岡キャンパスに 14 台、学生と教職員の動線を考慮して配置されている。万一の場合を想定して、学生と教職員向けの心肺蘇生法や AED の使用方法の講習会を平成 18(2006)年度から毎年実施している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対策としては、危機管理委員長である学長のリーダーシップのもと健康医療学部長を委員長とする感染症対策チームをいち早く発足させ、学生・保護者・教職員の健康と安全を確保すると同時に感染防止という社会的責任を果たすため、年度内で 50 回を超える対策会議を毎週行い、感染症拡大防止策を講じてきている。また、学生・保護者・教職員に対するケアの一環として、理事長及び学長からのメッセージを、大学ホームページなどを通じて伝えている。

【資料 5-1-13】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 関係法令に基づく学内諸規程整備とそれに基づく業務執行により、法令遵守への組織的な取り組みは効果をあげている。今後とも経営の規律と誠実性が守られるよう、環境保全や人権に対する配慮を忘れることなく、法令等の改編や情報公開の拡充等に配

慮して、信頼される教育機関を目指していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 本学園理事会は、私立学校法第36条第2項に基づき、学校法人永守学園寄附行為第23条第2項で、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との定めにあるように、法人の最高意思決定機関として位置づけられており、理事長以下、内部・外部を含めたすべての理事が学校法人の運営に責任をもって参画している。
- ・ 理事の定数は、私立学校法第35条1項に基づき、学校法人永守学園寄附行為第6条第1項により、理事を12人以上17人以内に、監事を2人以上3人以内とし、私立学校法（第38条1項）上の1号理事は、大学学長・幼稚園長の2人、同2号の評議員理事は、評議員会において選出した者5人以上7人以内、同3号の学識経験者等理事は、理事会において選任した者5人以上8人以内とし（寄附行為第7条第1項各号）、任期については、1号理事を除いて3年と定めている（同第9条第1項）。
- ・ 理事会は、学校法人の業務を決する法人の最高業務意思決定機関として、理事が行う業務執行を監督する（寄附行為第23条第2項）ものとしている。平成30(2018)年度よりさらに強化している現体制の外部理事の構成は、内部理事の業務執行について助言し監督するという本理事会の趣旨を反映している。
- ・ 理事会の会議手続に関しては、理事会の招集権者、議長、定足数、議決数に関する私立学校法（第36条第3項～6項）に基づく規程のほか、7日前までの招集通知、理事総数の過半数の定足数、出席理事による過半数の議決、書面による意思表示者のみなし出席等（寄附行為第23条第3項～13項）及び議事録の作成要領と3人の署名者（同第24条）について寄附行為に定め、その規程内容に従った運用を行っている。理事会は、寄附行為第23条第4項により定例会及び臨時会とし、定例会は毎年2回以上、臨時会は必要に応じて開催するものと定めている。
- ・ 理事会での審議内容は、寄附行為に基づく重要な業務事項の決定議案のほか、協議事項、報告事項があり、かつ議案の議決に至るまでに十分協議を尽くし、報告事項についても議論を重ねている。
- ・ 非常勤の外部理事を含めて、理事会への理事の出席率は良好であり、当日出席できない理事は、寄附行為第23条第11項に基づき、書面による意思表示書を提出している。

<理事会出席状況>

※書面による意思表示出席者を除く。

年月日	実出席率
令和元(2019)年 5 月 25 日	84.6%
令和元(2019)年 5 月 25 日	84.6%
令和元(2019)年 7 月 20 日	100.0%
令和元(2019)年 9 月 28 日	92.3%
令和元(2019)年 12 月 21 日	100.0%
令和元(2019)年 12 月 21 日	100.0%
令和 2(2020)年 3 月 28 日	92.3%
令和 2(2020)年 3 月 28 日	92.3%
令和 2(2020)年 5 月 30 日	100.0%

- ・ 理事会は、最高意思決定機関及び理事の職務執行監督機関として、その体制を整えて機能を果たし、法人の代表者・業務総理者としての理事長をはじめ各理事は、その構成員としての職務を果たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理事会においては、理事長の強力なリーダーシップの下、外部理事への正確な情報提供を行い、理事会構成員が情報を共有して、問題点を含む学園の現状を正確に認識する。そのうえで新しい時代を見据え、急速に変化する社会の動向とニーズに対応すべく建設的で的確な意見を交換することにより、学園の業務意思を決定し、理事の職務の執行を監督するという理事会の機能とその役割を果たしていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・ 平成 27(2015)年 6 月に学園常任理事会規則を制定し、機動的で円滑な管理運営を図るため、理事会の業務決定権限の一部を委任する等の組織として常任理事会を改組した。また、当規則により、理事長・副理事長のほか、学長を含め理事である大学教員等の内部理事を構成員資格とする組織として、その権限及び業務権限を明確にした。（学園常任理事会規則第 2 条、第 4 条、第 5 条）。なお、常任理事会には、監事は出席し意見を述べることができ、さらに理事長が必要と認めた場合、決定する事項に関係のある教職員の意見を聴くことができるとしている（常任理事会規則第 3 条）。
- ・ 大学ガバナンス改革の推進については、平成 27（2015）年施行の改正学校教育法の趣旨を生かし、校務に関する学長の最終的な決定権の担保及び教授会の役割を明確化する

ため、大学内部諸規則の見直し整備を行った。同時に、学長のリーダーシップの確立に関連する学長の選考方法や副学長の設置さらに学部長の選考方法を見直すガバナンス改革の実施により、学長のリーダーシップの下、副学長 2 人の補佐及び教職員の協力により、大学の改革と課題解決を推進する大学運営が実行されている。

- 大学ガバナンス改革により、大学運営における学長のリーダーシップを確立するために、協議事項ごとに組織された委員会で作成された原案について、学長が決定を行うにあたり、大学評議会で全学的な観点から調整を行ったうえで、各学部教授会はそれに対し意見を述べるための機関に改められた。さらに、大学の学則や規程の改正その他において規定する事項については、学長が決定するにあたり、教授会及び大学評議会にて審議し、または意見を述べるものとしている。大学の意思が決定された後、常任理事会の審議、協議を経て、理事会の決議で最終的に決定される。なお、機動性を図るため、重要な案件以外、形式的または軽微な事項の変更または細則や内規等の制定・改廃は、常任理事会で決定される。各種委員会、教授会【資料 5-3-1】、大学評議会【資料 5-3-2】、常任理事会、理事会は、それぞれ明文化された規則・規程に基づいて運営されている。
- 本学の変革をさらに大きな力で加速させるためには、教職員の協力が必要不可欠であり、教職員で共通の認識を持って推進することが成功への鍵と考え、そのステップとして、教職員から本学への改善策の提案ができる、「提案 BOX」を設けた。提案は、本学及び本学園の幹部に直接届けられ、アクションプランの立案過程で活かされている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- 本学園及び本学の各管理運営機関の相互チェックは、上述の理事会、評議員会、大学評議会、教授会等により体制を整えており、適切に機能している。
- 監事は、2 人以上 3 人以内であり（寄附行為第 6 条）、法人の理事、職員または評議員以外の者であって、または役員配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する（同第 8 条 1 項）。

監事の選任については、令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に基づき、役員等への特別の利益供与を禁止するため、寄附行為を改正し、対応している。

監事の任期は 1 号理事を除く理事と同じく、3 年と定めている（同第 9 条 1 項）。

監事の現員は 2 人で、兼職禁止要件の下に、業務監査及び財務監査の実をあげるため、外部より弁護士資格者と公認会計士を監事に選任しているが、うち 1 人は専任監事として常勤的勤務をしている。

現監事 2 人においては、理事会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な情報を共有し、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化し、有益な意見を述べるができる体制となっている。なお、監事 2 人の理事会、評議員会の出席率は 100%を維持している。

監事の職務に関しては、寄附行為（第 16 条第 1 項及び第 41 条 1 項）において、私立学校法（37 条第 3 項及び 46 条）と同趣旨の定めをしている。監事は、理事会に出席

して、適時意見を述べるとともに、各年度に決算意見を含む（定期）監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出し、理事会に業務・財政状況に関する監事意見書を提出する等して、その職務を遂行している。

- 平成 28（2016）年 6 月には、法令、学園寄附行為その他の諸規則の遵守に基づく理事会の機能等の業務監査、学園経営に係る教学監査、財務監査等の監査を円滑かつ適切に実行するために学園監事監査等職務規則【資料 5-3-3】を制定した。

内部統制を図り、監事を補佐する部署として平成 26（2014）年 12 月に新設した内部監査室には、部長 1 人、事務職員 2 人を配置し、大学監査に関する各種研修会やセミナーに参加するなど研鑽を積んで内部監査を実施している。平成 28（2016）年 6 月制定の学園内部監査室等規則【資料 5-3-4】では、内部監査室の職務内容及び執行方法を明確にし、学園監事とともに教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図ると同時に、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めている。

なお、内部監査業務は、その性格上、単年度で完結するものではなく、多くのケースが年度をまたいで継続する。例えば、監査対象部門の活動が反復継続する内容であれば（実際、そのような活動が大半である）、業務遂行の実態を効率性の面から見直し、その活動・作業のマニュアル化するように促し、さらには、既存のマニュアルを実態に合わせるようアップデートさせたいと、その内容理解を部門に周知させるまでが内部監査部門の初期活動となる。そして、次年度以降、当該部門の活動が当該マニュアルに沿ってなされているか、又は、マニュアル化した内容と実態が整合しているか（整合していないとすれば、どこに原因があるのか）、等を監査項目とすることにより、常時、マニュアルと活動内容の整合性を図っている。内部監査部門がこのような活動を重ねることで、自部門の PDCA サイクルの実践を図ると共に、学内各部門の PDCA サイクルが適切に回っていることを確認し、もって学内業務の適正性確保に注力している。

業務監査の色彩が極めて強い教務部門にあっても、内部監査部門が年度末監査から一歩踏み込み、関係部門（教員部門、職員部門及び学外機関）合同の定例会議に参加すること等により、教務面での業務が適切に運営されているかをリアルタイムで確認している。そこで見つけた問題点は直ちに指摘して改善を促し、同時に問題が大きくなる可能性があるものについては、速やかに法人経営層に報告して、全学的視点からの早期改善を促している。そのような活動は、業務運営の円滑化・効率化にとどまらず、学生の成績に結びつくという効果につながっている。

- 評議員の選任及び定数については、寄附行為第 29 条において、①大学学長及び幼稚園園長②教職員③卒業生④保護者⑤学識経験者等の区別に、1 号評議員を除き、相対数の評議員を理事会において選任することを定め、任期は 3 年としている（寄附行為第 30 条）。 2、3、4、5 号評議員の選出区分（部門）別の人数、推薦手続等に関しては、寄附行為施行細則【資料 5-3-5】第 3 条から同第 10 条において定めている。

評議員会は、寄附行為に基づいて適切に開催運営しており、評議員会の招集・運営に関しては、私立学校法（第 41 条・第 42 条・第 43 条）に基づき、寄附行為第 25 条において定めている。

評議員会の職務権限として、必要な諮問事項ならびに意見具申等及び決算・事業実績報告に関しては、寄附行為（第 27 条、第 28 条、第 41 条第 2 項）において、私立学校法（第 42 条第 1 項、第 43 条、第 46 条）と同趣旨の定めをしている。諮問事項中の事業計画（寄附行為第 27 条第 1 項第 1 号）及び事業の実績報告（同第 41 条第 2 項）は、平成 16(2004)年私立学校法の改正により、評議員会の職務権限として追加されたことに伴い定められたものである。評議員会の定例会は、毎年 1 回以上と定められているが（寄附行為第 25 条第 4 項）、令和元(2019)年度は、評議員会に課せられた上記職務権限を果たす必要性により、年 3 回開催している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経営組織と教学組織及び事務組織が互いに緊密に連携することにより、さらにバランスのとれた強固な連携・協力体制の充実を図っていく。
- ・ 本学園の教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保のために、監事は、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、本学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化していく。
- ・ また、内部監査室は、監事とともに、さらなる本学園の教育研究機能の向上ならびに経営及び財政基盤の確立・強化の充実を図り、社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・ 現行の中長期的な計画【資料 5-4-1】は令和 2(2020)年度を初年度とした 5 年計画である。これは京都先端科学大学としての初の中長期計画であり、これ以前の中長期計画は京都学園大学が平成 26(2014)年度に策定した「新・京都学園大学中期ビジョン」である。この計画は平成 27(2015)の京都太秦キャンパスの開設、学部学科の新設及び改組を踏まえて策定されたものである。
- ・ 中長期計画に基づき、毎年の事業計画の策定ならびに予算編成を行っている。予算編成にあたっては理事長承認を得た予算編成方針【資料 5-4-2】を基本方針とし、各部署がそれぞれの事業計画を作成し、予算申請する。財務部でそれを集計し、全学の予算【資料 5-4-3】を編成する。必要に応じて各部署と財務部の間で協議し、費用対効果の検証を行ったうえで計画内容及び予算額の調整を行う。
- ・ 予算執行に際しては、予算額の確認を行った後に原則として 2 社以上から競争見積もり

を取得し、さらに交渉を行うことで、適切な市場価格での発注を行う運用を徹底している。決算時には、各部署の事業計画の点検を行い、各学部・各研究科・各部署の事業報告をとりまとめて、理事会で承認を得ている。この事業報告は大学のホームページ上で公表している。【資料 5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・本大学の財政状況については、平成 27(2015)年度の新学部開設・学部改組により、毎年、入学定員を上回る入学生を確保できており、事業活動収支差額の支出超過が減少し収支が改善されてきたが、令和 2(2020)年度に開設した工学部については、残念ながら入学定員を満たすことができなかった。また、工学部設置により、建設費や設備整備に多額の費用を費やしたが、今後、工学部については、完成年度を迎えるまでは、支出超過となることから、大学全体としてはより一層、収支均衡を保つよう努めなければならない。本大学の財務基盤の確立のためには、安定した入学者数の確保が最も重要である。平成 27(2015)年度の新学部開設・学部改組以降、入学生が増加し、事業活動収支差額の支出超過が減少し収支は改善されてきた。令和元 (2019)年度は京都先端科学大学と大学名を変更し、グローバルに活躍する即戦力人材の育成を目指す大学として国内外の注目を集めている。
- ・従来にない大学を作るための改革の推進及び工学部の開設などの先行投資のために支出が増加しているが、永守重信理事長からの改革事業のための寄付金によって収支のバランスが保たれている。表 1-1 は大学単体の収支であり、理事長の寄付が含まれていないが、表 1-2 は学校法人全体の収支であり、理事長の寄付を含む数値である。なお、大学単体の収支も 2020 年度開設の工学部において全学年が揃う令和 5(2023)年度に向けて、段階的に在学生数が増え、収支は改善していく。
- ・外部資金受け入れの努力として、理事長以外の寄付金募集については、平成 29(2017)年度には大学開学 50 周年記念事業の校舎建設に際して、寄付金の募集活動を実施した。また、令和元(2019)年度には、記念事業とは別に一般寄付金募集を行い、経営幹部により企業法人を中心に、私学事業団(日本私立学校振興・共済事業団)の受配者指定寄付金を利用して、全額損金算入できる税制の優遇措置のある寄付金募集を継続的に行った結果、取引企業からは 2020 年 1 月から現在まで 46 件約 3 億 6 千万円の寄付金受入を行った。さらに、在学生や卒業生等に対して寄付金募集をしており、個人からの寄付については「個人からの寄付に係る所得税の税額控除制度」の対象法人の認可を受けて、寄付者の利便性等を考慮し、コンビニエンスストア支払やクレジット決済を利用した申込も可能とした整備を行い、寄付金の受け入拡大に努めている。【資料 5-4-5】
- ・補助金収入では、文部科学省の大学改革推進補助金「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に選定され、4 年間の事業として補助金を獲得している。また、私立大学等改革総合支援事業においては、昨年度はタイプ 3 (地域社会への貢献(PF 型)) について選定された。今後とも中長期計画に沿った事業計画を遂行するため、収入確保に努めて収支バランスを図りながら、予算編成を効果的に行うための工夫が必要となっている。
- ・企業や地方公共団体からの奨学寄付金や受託研究費については、研究・連携支援センタ

一が中心となって地域や企業との連携を図り積極的な活動により成果をあげている。文部科学省科学研究費の申請件数は、令和元(2019)年度は 42 件であり、8 件が採択されている。(表 2) 令和元(2019)年度の採択金額は継続分も含め 5,312 万円(間接経費含)である。その他の学外研究費については、令和元(2019)年度は地方自治体や企業からの研究依頼などがあり 37 件の共同研究、受託研究費で 4,271 万円、奨学寄付金では 24 件、3,868 万円を獲得し財務運営に寄与している。特に文部科学省科学研究費については、研究活動の活性化に結びつくため積極的に申請を行い外部資金の獲得を図っている。

- ・支出については経費削減に努めているが、新設学部設置に伴う人件費や整備費用等により増加となっている。今後は、各学部の特色や本学のダブルキャンパスの特長を活かした学生募集を活性化させ、収容定員の充足を実現し、それによって収支のバランスの改善を図る考えである。
- ・令和元(2019)年度大学における財務比率の状況は、次の表 1-1「事業活動収支関係比率(大学)」のとおりである。平成 30(2018)年度に対比すると、収入関連の指標は学生生徒等納付金比率 80.2%、寄付金比率 1.7%、補助金比率 10.3%とほぼ同じ比率である一方、支出に関する比率は人件費比率 54.8%と教育研究費比率 41.8%が上昇し、管理経費比率 10.2%はほぼ横ばいである。これは令和 1(2019)年の大学名称変更及び工学部の開設準備、また教育改革の推進として英語教育や体育授業の必修化を実施していること等が要因として上げられる。前述のとおり、改革のための原資は永守理事長からの寄付であり、大学単体の事業活動収支差額比率は-7.6%となり支出超過となっているが、表 1-2 に示す永守理事長の寄付金を算入した法人全体の数値では事業活動収支差額はプラスを維持している。

今後、大学改革を進めながらも、財政状況の改善に向けた取り組みを積極的に実行していく。また、令和 2(2020)年度に策定された大学の中期経営計画に基づき教育内容の質の向上及び国際化、学生生活の充実等、学生にとってより魅力ある大学となるよう取り組み、それを国内外に発信して志願者の増加に繋げていく。

表 1-1 事業活動収支関係比率(大学)(%)

財 務 比 率	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	全国平
学生生徒等納付金	80.0	81.6	81.9	83.1	80.2	78.7
寄付金比率	1.5	0.7	0.4	1.8	1.7	2.3
補助金比率	13.0	11.0	10.4	10.1	10.3	9.5
人件費比率	60.4	57.9	53.8	51.5	54.8	52.7
教育研究費比率	45.2	40.7	37.5	37.7	41.8	36.6
管理経費比率	15.1	11.4	9.7	10.5	10.2	6.9
経常収支差額比率	-21.3	-10.3	-1.5	0.0	-7.1	3.4
事業活動収支差額	-20.2	-10.2	-1.0	0.3	-7.6	3.5

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 30(2018)年度の私立大学の全国平均値である。

表 1-2 事業活動収支関係比率（法人全体）（%）

財 務 比 率	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	全 国 平
学生生徒等納付金	78.9	80.6	66.5	68.7	66.1	78.7
寄付金比率	1.4	1.1	16.8	41.1	61.2	2.3
補助金比率	13.5	12.1	9.4	6.6	4.4	9.5
人件費比率	62.5	59.5	47.3	45.9	49.8	52.7
教育研究費比率	44.7	40.1	30.4	31.1	36.3	36.6
管理経費比率	15.6	12.1	8.9	10.3	13.6	6.9
経常収支差額比率	-23.3	-12.1	13.1	12.4	0.1	3.4
事業活動収支差額	-22.3	-11.5	13.3	37.6	53.2	3.5

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 30(2018)年度の私立大学の全国平均値である。

表 2 「科学研究費の申請件数と採択状況」（2015 年度～2019 年度）

年 度	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
申請件数(件)	46	46	44	44	42
採択件数(件)	5	6	8	9	8
採択率(%)	10.9%	13.0%	18.2%	13.0%	18.2%
補助金額(千円)	37,900	23,900	30,300	34,300	53,125
間接経費(千円)	11,370	7,170	9,090	10,290	15,937

表 3 「私立大学等経常費補助金の推移」（2015 年度～2019 年度）

年 度	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
一般補助(千円)	460,964	460,723	482,274	468,118	519,456
特別補助(千円)	64,982	30,123	17,079	45,042	22,890
合 計(千円)	525,946	490,846	499,353	513,160	542,346
学 生 数(人)	2,879	3,143	3,351	3,565	3,594
教 職 員 数(人)	282	234	246	251	273
順位(位)／学校	119/566	129/570	133/573	138/571	122/576

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 平成 27(2015)年度の京都太秦キャンパス開設に伴う入学生の増加によって、大学の財政状況についても少しずつ改善されてきた。今後の中長期的な財政安定化を実現するためには、入学者の安定的確保が必要不可欠であるとの認識に立ち、学生の確保を最重要課題として取り組んでいるところである。また、京都太秦キャンパスでは、新校舎(西館)を建設し京都亀岡キャンパスの心理学科及び研究科の移転を行った。さらに、令和 2(2020)年度には工学部棟(南館)が建設され、工学部・工学研究科が開設された。南館には、24 時間利用可能な図書館を設置し、新入生を対象とした学生寮を配備するなど、受験生に配慮した整備を行い、志願者の増加に努めていく。
- 今後も入学定員を確保するため、教育改革の取り組みとその成果を軸に大学のイメージアップを図り、オープンキャンパスや大学ホームページなどさまざまな機会や媒体を通じて大学の魅力を受験生に向けて積極的にアピールする方策を実行していく。そのためにも教職員全員が引き続き危機意識を共有し、一丸となって学生確保に向けた取り組みをさらに加速させていく。
- 就職や大学院進学など在学生の卒業後の進路決定に対する支援策も強化し、きめ細かな指導を行うことで、進路決定率 100%を目指していく。また、社会情勢やニーズの変化に対応しつつ教育内容をさらに充実させ、社会に求められる人材を育成していくことが、大学の使命であり、果たすべき役割と考えている。さらに、教員の研究活動をより活性化させるため、科学研究費や学外研究費への積極的な申請及び獲得に向けた取り組みを行っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

- 本学園の会計処理については、学校法人会計基準及び学園の会計規程に基づき適正に会計処理を行っている。会計処理を行う上で、学園内で判断できない事柄については、その都度公認会計士に相談し、指導を受けて処理を行っている。
- 大学の予算執行については、各部署に設定された業務別予算で管理を行い、当初予算で承認された予算は、各部署から予算執行の伺い（物品購入申請書）が提出され関係部署の承認を得た後、財務課より発注を行う。発注品の納品時には、各担当者が検収を行った後、書類を財務課に提出し、財務課は支出科目、金額が適正に処理されているかについて確認している。【資料 5-5-1】
- 高額な予算執行については、会計基準に基づき起案決裁の手続きと競争見積りをとらなければならない。見積もり内容についても、物品調達の実必要性や調達等内容の妥当性及び調達等の明確性を徹底して業者選定を行い、予算執行に際しても十分精査し執行を行

っている。

- ・ 予算計上されていない止むを得ない計画が発生した場合は、適時予算措置を講じ、その他変更を必要とする場合は、予算編成の手續きに準じ補正予算を編成している。
- ・ 決算時には、各業務の予算執行が適正に行われたかについて、各部署で検証し、決算報告書とともに事業報告が提出され大学全体として取りまとめている。
- ・ 会計に関する規程は、会計規程、会計規程施行細則、財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、証明手数料徴収規程、実習費徴収規程などとして整備されており、規程に則り、適正な会計処理を行っている。

【資料 5-5-2】学園会計規程、会計規程施行規則、学園財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、学園委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、学園証明手数料徴収規程、学園実習費徴収規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・ 本学園では、監査法人ならびに監事による監査を実施している。監査法人による監査においては、期中監査・期末監査・決算監査が実施され、その期間中に監事との意見交換の場を設け情報の共有化を図っている。また、理事長とのヒアリングも実施され、学園の現状や今後の計画等の確認が行われている。本学園の会計処理データは、監査法人による監査の事前準備や監査実施がスムーズに行えるよう、準備されている。期中監査では、各担当者とのヒアリングを行い、処理が適切に行われているか否かの確認や、固定資産の実査と現物確認を行う等監査が厳正に実施されている。監事の監査では、監事は現在 2 人体制で行っており、平成 31(2019)年度より 1 名は常勤監事となっている。本学内部監査部と協力し学内の組織や科学研究費等の監査を実施している。監査時には職員が立会い現状の説明や事務手続き等が適正であるかの確認を行っている。また、学内の契約締結に関し事前相談や契約書のチェックを義務づけ、実質的な「事前監査」を実施している。決算報告時には監事が監査報告を理事会・評議員会で行っている。

【資料 5-5-3】監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 予算編成から執行にわたる一連のプロセスならびに会計処理について諸規程を順守し適正に行っている。今後も引き続き適正な業務を行う。

【基準 5 の自己評価】

- ・ 本学園においては、関係法令、寄附行為、諸規程などに基づいた適切な管理運営を行っており、ガバナンス機能及びマネジメント機能を強化するための方策を講じている。
- ・ 中期経営計画を令和 2(2020)年度に策定し、令和 6(2024)年度までの計画を公表した。本学の建学の精神を具現化し、計画を客観的に可視化できるよう、可能な限り KPI（評価指標）の数値目標を設定し、適切な PDCA サイクルを継続することで、実現に向け取り組んでいる。

- ・ 以上のように、本学園及び本学においては、諸々の課題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準5の経営・管理と財務の基準は満たしているものと判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 内部質保証に関する全学的方針として、令和 2(2020)年 4 月の大学評議会にて「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」を決定した。

【資料 6-1-1】 大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証）

<https://www.kuas.ac.jp/about/info-disclosure/internal>

- ・ 本学では大学部門の内部質保証に関する組織を大学評議会としており、内部質保証のための恒常的な組織体制としている。本学は大規模な大学ではないため、内部質保証のための組織として別組織をつくるのではなく、すでに従来から存在している大学評議会が内部質保証の役割をも果たすこととなっている。

【資料 6-1-2】 「2021 年度認証評価受審のための自己点検・評価について」

- ・ 内部質保証のための責任体制として、大学部門の内部質保証の組織として大学評議会があり、大学評議会の議長は学長であり、大学部門の内部質保証の責任体制は明確となっている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和 2(2020)年度に「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」と組織体制を整備した。今後はこの方針に基づいて内部質保証を組織的に展開していく予定である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・ 学則第 1 章の 2、及び大学院学則第 2 条において、自己点検・評価及び自己評価を行うことならびに自己点検・評価に関する委員会（自己点検・評価委員会）を置くことが規定されている。

【資料 6-2-1】学則第 1 章の 2、大学院学則第 2 条

- ・この自己点検・評価委員会は「本学の教育研究水準の向上を図り、合わせて本学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたる」ことを目的とし、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。本学は平成 24 年に公益財団法人日本高等教育評価機構に加入し、それ以降、同機構の大学評価基準を参考に評価項目を決定している。また、独自の基準として「地域社会との連携」を評価基準として、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

【資料 6-2-2】大学自己点検・評価委員会規程

- ・自己点検・評価に必要な基礎データの把握と収集に際して、各部署にエビデンス集（データ編）の様式に従ったデータの作成を指示し、提出されたデータを整理・編集したうえで、エビデンス集（データ編）を作成しており、このエビデンスに基づいて、執筆担当者は自己点検評価書を作成している。
- ・自己点検・評価委員会にて隔年で自己点検・評価を行い、自己点検評価書をまとめている。この自己点検評価書は大学評議会に報告され、大学のホームページに掲載することで、社会に公表している。

【資料 6-2-3】大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒自己点検・評価）

<https://www.kuas.ac.jp/about/info-disclosure/evaluation>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・IR 機能の構築のため、平成 25(2013)年 10 月に教育開発センターを設置後、令和元(2019)年度には IR 推進委員会を新設、令和 2(2020)年度からは教育開発センター委員会全体の取り組みとして、大学教育に関する情報の収集、調査、分析及び情報の発信を下記のとおり実施している。

(1)授業評価アンケートの分析

本学で開講されている、全授業について授業評価アンケートについて集計し分析を行っている。平成 30(2018)年度からは web サイト化に伴い、科目分野ごと、学科別にも分析を行っている。現状、回収率は約 30%~50%で推移しているが、一定の傾向を掴んでいる。また、受講学生に各教員から授業コメントの講評も実施しているが、教員側からのこのコメント講評提示は低水準にとどまっているため、双方の回収率向上が課題である。

(2)学生満足度調査

全学部全学年を対象とした学生満足度調査を行い、満足度の低い項目を明らかにし、その改善につなげている。平成 27(2015)年度より開始し、平成 28(2016)年度より隔年実施し、その調査結果は大学ホームページで公表している。直近での実施は 2018 年度であり、回収率は 30%であった。WEB 実施に変更したことにより、回収率が大幅に下がることになったため、2020 年度実施のアンケートについては、回収率を上げることが課題となる。

(3)新入生アンケート

全学部を対象とした新入生アンケートを毎年行っている。2020 年度新入生アンケートの回答率は 88.9%、入学にいたるまでの進路選択調査、生活実態調査を行っている。

進路選択調査については、経年比較の調査を実施し、教育開発センターおよび全学評議会において学生動向を共有している。次年度以降、生活実態調査についても、経年変化の分析を行いたいと考えている。

(4)卒業生アンケート

全卒業生を対象とした卒業生アンケートを平成30(2018)年度より開始した。2020年3月卒業生の回答率は93.5%、集計分析後、経年変化を教育開発センターおよび全学委員会にて意見交換を行っている。卒業論文を必修化している学部としていない学部での自習時間に差があり、2019年度入学者より全学で卒業論文が義務付けられるため、この辺りの変化を今後捉えていきたい。

(5)卒業後アンケート

卒業後3年あるいは5年経過した卒業生に対するアンケートを令和元(2019)年度、実施した。回収率は7%、本学の卒業生が身に付けた能力をはかるためには、回収率を上げるための施策(例:卒業時にメールアドレスを確保する、アンケート結果に謝礼を支払う等)、が必要との課題が浮き彫りとなった。なお、当該アンケートは数年おきに実施する予定である。

(6)学修時間調査

学生の学修時間に関する調査を実施している。令和元(2019)年度以降については令和元(2019)年度卒業生と令和2(2020)年度新入生を対象に実施した。回収率は約80%であった。1年生の学修時間は授業出席率の高さを反映して長い傾向があったが、卒業生では国家試験のある、看護学科・言語聴覚学科の自習率の高さが目立っていた。一方、卒業生の中でも、卒業論文の義務付けが無い学部においては、学修時間が短い実態も判明した。2019年度新カリキュラムにおいては、卒業論文が全学で義務付けられることになるため、今後の変化に期待され、注視していく予定である。

【資料 6-2-4】 大学教育開発センター規程

【資料 6-2-5】 授業評価アンケート結果報告

【資料 6-2-6】 学生満足度調査結果

【資料 6-2-7】 新入生アンケート実施結果

【資料 6-2-8】 卒業生アンケート実施結果

【資料 6-2-9】 卒業生調査結果報告書

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 各種アンケートの web サイト化が進み、より深いデータ分析が可能となったため、それぞれの相関を分析するなどさらに有益な分析方法を検討、実施していく
- ・ アンケート結果により明らかになった課題に基づき、教育開発センター委員会および教務センターでの審議の上、必要に応じて全学会議(大学評議会等)への提言、また各学部への落とし込みを図る。
- ・ 上記とともに、教員の教授法等の力量形成・授業改善に帰する場合には、FD・SD研修を適宜開催し、改善を図っていく。
- ・ IR情報の提供については、よりわかりやすいHPに修正を行い、受験生や在校生、卒業生のみならず、その家族や地域社会からも意見を回収できるようなシステム作りを

すすめる。

- 各種アンケートの課題は以下の通りである；
 - 回収率の向上を図り、より精度の高い学生動向を掴む
 - 学生満足度調査については、学生の満足度だけを評価するものではないため、2020年度回収からは、「学生意識調査」として改めて実施する。
 - 集計結果については、経年変化を確認できるものは比較分析する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 「京都先端科学大学 内部質保証に関する方針」に規定されているように、本学の大学部門の内部質保証に関する中心組織は大学評議会である。
- 三つのポリシーに基づいて行われる本学の教育活動の学修成果は、各学部・各研究科、各センターが様々な指標（外部テスト、学生満足度調査、学生ポートフォリオ、課外活動の状況、休学率、退学率）で把握している。
- これらの様々な指標は各学部、各研究科、各センターから大学評議会にその都度報告される。

【資料 6-3-1】 第 343 回（2020 年度 第 7 回）大学評議会 議事録

- 大学評議会は、アセスメント・ポリシーに従って、これらの様々な指標について報告を受けて大学全体のカリキュラム・ポリシーの達成状況を、外部テスト、学生満足度調査、学生ポートフォリオ、課外活動の状況、休学率、退学率などの指標で検証することとなっている。
- 大学評議会では学修成果を示す様々な指標を把握し、教育活動の見直しに適切に活用している。教務センター長の出席を得て、2020 年度の「英語 I」のプレースメント時の TOEIC スコアを参考にして、大学評議会にて 2021 年度の教育課程の編成について審議を行った。

【資料 6-3-2】 第 346 回（2020 年度 第 10 回）大学評議会 議事録

- また、教育開発センター長の出席を得て、学生個々の「学びの方針（DP）」の到達度を見える化する「学修ポートフォリオ」の導入について、大学評議会にて審議を行うなど、大学評議会が教学マネジメントの中心組織として機能している。

【資料 6-3-3】 第 345 回（2020 年度 第 9 回）大学評議会 議事録

- 以上のように、大学評議会が行う教学マネジメントを通して本学の内部質保証が行われている。
- 本学では自己点検・評価の結果は自己点検評価書としてまとめられ、大学評議会に報告され、大学運営の改善・向上に役立てられており、平成 30(2018)年度自己点検評価書において、各基準項目で改善・向上方策として上げられたことを着実に実行している。(例：

「先端なび」のバージョンアップ、障害学生支援室の設置、西館の建設、カリキュラム改革、等)

【資料 6-3-4】平成 30(2018)年度自己点検評価書 該当箇所

- ・ 認証評価の結果は、その内容が大学評議会、理事会に報告されている。平成 26(2014)年度の認証評価の際に大学に提示された調査報告書については、参考意見等のコメントの付された事柄のうち主要なもの（バイオ環境学部の履修登録単位数の上限、TA の運用に関する規程の整備、カリキュラムマップの整備、学生満足度調査の実施等）については、直ちに改善のアクションを起こし、改善対応済みである。

【資料 6-3-5】平成 26 年度 大学機関別認証評価 調査報告書

- ・ 設置計画履行状況等調査については、結果が公表され次第、大学評議会と関係部局に報告し対応している。平成 30(2018)年度の設置計画履行状況等調査では、健康医療学部健康スポーツ学科に関して「定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高い」との指摘事項（改善）を付されたが、これに関しては同学科で検討した完成年度後の教員組織編成の将来構想に基づき若手教員を優先して採用する計画を着実に実行することによって、定年退職年齢を超える教員の割合を、5/12（平成 30 年度）から 1/13（令和 2(2020)年度）へと大幅に改善させている。

【資料 6-3-6】健康医療学部健康スポーツ学科 教員年齢構成の推移

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生の学びの内容と水準を保証するために、今後とも引き続き全学的に自己点検・評価活動を行うとともに、本学の内部質保証の組織体制を円滑に運用させ、大学全体の PDCA サイクルの実行を通じて教育研究活動の自律的かつ計画的な改善を進める。

【基準 6 の自己評価】

- ・ 本学の内部質保証の全学的方針は明確となっており、内部質保証の恒常的な組織体制は整備されており、責任体制は明確になっている。
- ・ 本学では、内部質保証のための自己点検・評価が自律的に行われており、自己点検・評価の際にはエビデンスに基づいた自己点検・評価活動が行われており、その結果は、自己点検評価書としてまとめられ大学のホームページにて公表されている。
- ・ 本学では 3 つのポリシーに基づいた内部質保証が行われ、カリキュラム改革として、教育の改善・向上に反映されている。また、自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ中長期計画に基づき大学運営の改善・向上のための内部質保証が機能している。
- ・ 以上のように、本学においては、内部質保証に関する諸課題解決のための方策を積極的に講じており、適正な管理運営のもと、諸活動を展開していることから、基準 6 は満たしているものと判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携

A-1 「地域社会との連携」の目的

A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

- ・ 京都先端科学大学では、2018 年度より大改革に着手し、2019 年 4 月 1 日には法人名を学校法人永守学園に、大学名を京都先端科学大学に変更し、その改革を一層加速させている。未来社会の姿を見通し、起こり得る新たな課題を洞観し、現在の諸課題と併せて世界に率先して解決する教育・研究活動を実践し、これからの社会が目指すべき姿を構想し、その実現に向けた諸課題の解決につながる先端学術研究を進める。「京都発世界人財」の育成・輩出を標榜する本学にとって、「地域社会との連携」が実践的な人材育成に絶好の場であると認識している

A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

- ・ 本学において、地域社会との連携を進める部門は「研究・連携支援センター」である。「研究・連携支援センター」は大学と外部をつなぐ部署であり、地域社会との連携と外部機関との共同研究の推進を進めている。

① 京都亀岡キャンパス(亀岡市)での取り組み

ア) バイオ環境学部を中心にした取り組み

平成 27(2015)年 3 月に本学、亀岡商工会議所、亀岡市の 3 者で食農関連事業及び学生の実践教育に関して有機的に相互連携することを目的に、「食・農に関する連携協定書」を締結。

【資料 A-1-1】食・農に関する連結協定書

イ) 亀岡市が平成 30(2018)年度に採択された内閣府近未来技術社会実装事業をきっかけに、京都亀岡キャンパスを産学連携の拠点として整備をし始めた。実証・実装の環境として企業との共同研究施設の整備を進めている。

② 京都太秦キャンパス(京都市右京区)での取り組み

平成 27(2015)年 4 月、本学、京都市右京区役所、右京区にある当時 4 大学（京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学・京都外国語大学）の 6 者は、大学と地域とが、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化及び将来必要とされる人材育成に寄与することを目的とした地域連携に向けた包括協定「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結した。

【資料 A-1-2】京都市右京区大学地域連携に関する協定書

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 亀岡市が採択された内閣府近未来技術社会実装事業をきっかけに、地域自治体、企業と連携して京都亀岡キャンパスを産学連携事業の拠点として「オープンイノベーションセンター」(仮)整備することを検討している。産学官連携事業として外部資金を獲得して実証・実装の環境を備えたキャンパスにより、地域の産業の高度化を本学と地域、企業が一体となって、地域に新たな産業創出を進めることを目指している。経済産業省が大学等を中心とした地域オープンイノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして活躍しているものを評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の協力と競争を促す制度「J-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点選抜制度」公募したことを受けて、京都先端科学大学は申請した。
- ・ 大学ではドローンに関して、地域を支える産業である農業の高度化や、ベンチャーや中小企業が参入しやすい環境分析・計測等をターゲットに、令和1年12月に国土交通省航空局認定講習団体に認定されている。
- ・ バイオ環境学部食農学科と一志(株)(一志アグリシステム合同会社)と(公財)京都産業21 令和元年度「企業の森・産学の森」推進事業を進めている。大学と地域企業が連携して新たな価値創造を開始している。

【資料 A-1-3】 令和元年度企業の森・産学の森採択事業一覧、受託研究申込書、受託研究契約書

A-2 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動

A-2-① 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動の多様性

A-2-② 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における地域社会への貢献

A-2-③ 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における教育的価値

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動の多様性

- ・ 京都先端科学大学は、平成27年度(2015)年度より5年間の計画で、文部科学省の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)『北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創生人材育成事業』(代表校：京都工芸繊維大学)に参加している。この事業は、京都府の、過疎化や少子高齢化などに代表される地方の衰退、地域間格差の拡大、人口流出超過が生じており、その対策として、①京都府北部の産業振興・人口流出対策、②大学卒業後の府内への若者定着、の二つの主要課題に取り組むことにより、京都府の地域活性化を図ることを目指している。本学は、バイオ環境学部が南丹地域の中心であ

る亀岡市に立地することから、主として南丹地域における地域活性化を目指して取り組んだ。教育においては、①地域 PBL 型授業の「実践プロジェクト」の開講、②インターンシップの拡充を目標にして実施した。

【資料 A-2-1】地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に係る連携・協力に関する協定書、地域とともに歩んだ5年の軌跡、京都工芸繊維大学 COC+事業報告書 2019

A-2-② 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における地域社会への貢献

○「新 京食材」プロジェクトの実施

- ・ 京都先端科学大学では、京都府商工労働観光部ものづくり振興課、公益財団法人京都産業 21 とともに、京の加工食品づくりを応援するため、府内中小食品メーカーが付加価値の高い京野菜等の活用を円滑に行えるよう、製造・加工に用いる際の留意点に関する調査結果を公開・共有するとともに、必要な量の材料が確保できる供給体制づくり等も推進し、付加価値の高い新食品の開発を促進することを目的とした活動を進めている。その活動の一環として、「新 京食材」プロジェクト発表会を令和 2 年 2 月 27 日に実施した。バイオ環境学部食農学科四日洋和講師が「京野菜加工のトリセツ」を講演し、フリーズドライ製法等による粉体としての京野菜の新たな展開のための情報を提供した。

【資料 A-2-2】「新 京食材」プロジェクト発表会 京都府・京都産業 21×京都先端科学大学

A-2-③ 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における教育的価値

○口丹七校等の連携協定

- ・ 平成 22(2010)年度より毎年、口丹地区の全ての 7 府立高校等(京都府立北桑田高等学校・京都府立亀岡高等学校・京都府立南丹高等学校・京都府立園部高等学校・京都府立農芸高等学校・京都府立須知高等学校・京都府立丹波支援学校)と高大連携協定を締結しており、令和 2(2020)年 4 月 3 日京都府立南丹高等学校において締結式を開催した。口丹地区で唯一の総合大学である京都先端科学大学が有する幅広い内容の高度な講義・実験・実習を連携先学生が受講し、上級学校での学習内容や学んだことが社会でどのように役立つかを理解することによって、意欲的な学習を喚起すること、上級学校卒業後の就業力を身につけさせることを目的とするプログラムを実施している。令和 2(2020)年 10 月にはバイオ環境学部で亀岡高校の授業体験を実施した。

【資料 A-2-3】口丹 7 校との協定書

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和元(2019)年度末をもって本 COC+事業も終了したが、事業を通して地域企業・団体と連携して人材育成事業に取り組んだ貴重で有意義な経験を活かして、来年度以降も大学独自に本事業を受け継ぐ形で同様の内容を継続的に実施していくとともに、さらなる改善・改革を通じて発展させていく。地域との連携は、経済産業省「J-Innovation HUB 地域オープンイノベーション拠点選抜制度」を採択されたのち、拠点となる「オープン

イノベーションセンター」(仮)の構築を検討し、地域との連携強化によって地域振興に大いに寄与していく。

A-3 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動

A-3-① 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の多様性

A-3-② 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の地域社会への貢献

A-3-③ 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の教育的価値

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(1) A-3-① 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の多様性

○古屋の記憶継承プロジェクト

- ・ 京都府綾部市古屋は現在人口 3 名の集落であり、限界集落をはるかに以前に通り過ぎた消滅集落一步手前の状態である。地元に残された数百本のトチノミに集落の生計を託し、多くのボランティアなどの関係人口との関わりで集落を維持している。トチノミから作る栃餅などの食材は多くの人的作業を投入することが必須である。2016 年からバイオ環境デザイン学科ではフィールドワーク助成や外部獲得資金を基に学生たちの実践的な活動の場として、鹿柵の補修、アク抜き灰作り、トチノミ拾い、薪割りの実施、背後の山々につながる道の整備などのボランティア活動に参加している。これらの活動や山の自然を記録に残し、後世につなげるための「古屋の記憶継承プロジェクト」を推進している。

【資料 A-3-1】 古屋の記憶継承プロジェクト

○かめおかまるごとスタジアム構想

- ・ 亀岡に新しく JR 亀岡駅北側に府立京都スタジアムが建設された。ここを拠点として、亀岡でのより幅広いスポーツと野外レクリエーションを振興していくことが今後 10 年の第 5 次亀岡市総合計画の中に位置づけられている。スタジアムはサッカーの競技場がメインであるが、その他にもボルダリング、ミニバスケットボールなども併設されている。さらに、亀岡には既に野外レクリエーションとして、乗馬、ラフティング、保津川下り、サイクリング、登山ハイキング、パラグライダーなどがあり、これらの競技も含めた「かめおかまるごとスタジアム構想」にバイオ環境学部では 2019 年から学生たちの実践的な構想力を高める目的で、実践プロジェクトなどの講義科目を活用して参加している。

【資料 A-3-2】 亀岡まるごとスタジアム構想 計画委員委嘱依頼、亀岡スタジアムに関するニュース記事、亀岡市総合計画審議会委員就任依頼、亀岡市総合計画審議会委員名簿

○京學堂を中心とする宕陰地域での活動

- ・ 経済経営学部の学生を中心に運営される京學堂では 2015 年から右京区の「まちづくり支援制度」を活用して右京区宕陰地域の活性化に課題として取り組んでいる。同地域の右京区宕陰出張所、越畑農事組合、宕陰活性化実行委員会と連携し、同地域で行われる宕陰竹灯籠や宕陰ハロウィンなどの各種イベントに参加・協力しているほか、2019 年からは有限会社弘悦とも連携しながら地域の魅力を発信できる新商品の開発をめざしている。越畑農事組合で栽培されているリンゴの生育過程で廃棄されていた摘果果実を活用した漬物やスイーツづくりが進行中である。

○嵐山における 12 連筏の復活プロジェクト

人文学部民俗学研究室では、京都市の助成金（右京区まちづくり支援制度助成金事業）を受けて、亀岡市と右京区を繋ぐ大堰川において昭和 30 年代まで運航していた 50 メートルの筏を再現するプロジェクトを実施している。今回は 2020 年 2 月 2 日に実施した。主催者は、民俗学研究室、NPO プロジェクト保津川及び京筏組である。また共催者として右京区嵐山地区、大堰川の水運業（保津川遊船、嵐山通舟）、京都府木材連合会などがある。

○亀岡祭

人文学部民俗学研究室が亀岡祭山鉾連合会とともにに行っているプロジェクトである。毎年 10 月 23 日から 3 日間にわたって行われる亀岡祭の運営の手伝いと調査を行っている。学生は、11 ある鉾町で調査をするとともに運営に携わっている。

○こどもシゴト博@右京 2019

- ・ 令和元年(2019年)11月30日、右京区内の各種団体と右京区とともに、本学太秦キャンパスで「こどもシゴト博@右京 2019」を開催した。職業の体験を通じて子供たちに地域社会の仕組みを学んでもらうことを目的としたイベントである。本学では、全 26 ブースの会場として太秦キャンパスを提供するとともに 1 ブースを出展した。このブースはナガモリアクチュエータ研究所が主体となり、スライムを作る研究により、子供たちに研究者の仕事を経験させるものである。今回が 4 回目であり、今後も右京区などと連携して地域社会への貢献を継続する。

【資料 A-3-3】「こどもシゴト博@右京 2019」に関する右京区ホームページ記事

A-3-② 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の地域社会への貢献

- ・ 南丹地域に重点を置いた企業説明会や京都の中小企業及び南丹地域の企業も視野に入れたインターンシップを実施した。協定企業へのインターンシップの調整を進め、事前のマナー研修及び中間指導を重点的に行った。学生の意識が向上し、インターンシップの実施がよりスムーズになり、企業と学生との相互理解が深まり、効果的なインターンシップが実施できた。
- ・ 京都先端科学大学バイオ環境学部食品開発センターを地域企業の方々と学生との接点とすることで、学生の地域企業への関心を高めることにつながった。また、自ら栽培した野菜の収穫、加工までを経験することを通じて、それぞれの課題を確認し、解決しよ

うとする意欲を育んだ。学生が地元産業を学ぶ良い機会となり、インターンシップ等への取り組みの意識変革に役立った。

(3) A-3-③ 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の教育的価値

- ・ 京都先端科学大学バイオ環境学部新種苗開発センターにおいて開発した「かめまるいも」「京丹波菜」「なつさや」等の各種野菜について引き続き品種改良や栽培技術の開発、利用・調理法の考案に取り組んだ。
- ・ バイオ環境学部食品開発センターを利用し、漬物、パン、麴、味噌製造の地域企業から、プロの技を学生が直接指導を受ける「食品加工学実習」と、京野菜の産地である京都亀岡キャンパスの圃場で自ら栽培した野菜を浅漬けに加工する「京野菜栽培加工実習」を実施した。亀岡地域が京都府下唯一の商業生産地であるビール大麦の麦芽生産（製麦）技術の開発についても、取り組んでいる。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 食品開発センターを地域企業の方々と学生との接点とすることで、学生の地域企業への関心を高めることにつながった。また、自ら栽培した野菜の収穫、加工までを経験することを通じて、それぞれの課題を確認し、解決しようとする意欲が育まれた。いずれも学生が地元産業を学ぶ良い機会となり、インターンシップ等への取り組みの意識向上に役立った。食品開発センターでの研究成果を基に、製麦技術の開発をするベンチャー企業が設立された。2年後の規模拡張による収益化を目指し、地域の雇用を拡大するべく地道な努力を重ねている。
- ・ 令和2(2020)年開設、工学部ではより地域との連携を進めるため、キャップストーンプロジェクトをおこなう。“キャップストーン”とは、ピラミッドの頂上に最後に載せる石のことであり、工学部で取り組んだことの総仕上げとして、3年次と4年次に行う。。これは、国内外の企業が抱えているグローバルなビジネス課題と向き合い、解決に近づくための方法を探るといふものであり、自分が学んでいることは、どんな社会課題にヒットするのか、これらのことを知ることは非常に重要なことである。

[基準Aの自己評価]

- ・ 京都先端科学大学では、学際研究(分野横断型研究)や共同研究と人材育成を一体化した産学連携事業を進めている。令和2(2020)年4月に工学部を新設し、総合大学に生まれ変わるので、次年度以降は、バイオ環境学部等既存学部と工学部との連携による新たな展開も視野に入れている。
- ・ 今後さらに進展していくグローバル化、高度情報化の流れの中で、足元のローカルな課題についても幅広い視野を持つ人材を育成していく。

V. 特記事項

1. 実践的英語力の修得

少子高齢化社会の日本の未来を考えると、社会で生き残るためには視野を日本だけでなく世界に広げる必要がある。よって、本学は世界で活躍する人材育成のために140年の歴史でオリジナルメソッドを持つベルリッツと提携し「使える英語」を修得するプログラムを導入・実施している。

(1)初年度生においては、すべての学生が入学時から TOEIC 換算 250 点以上のアップを達成できるよう大学を上げて集中英語プログラムを必修化し、全面支援。

(2)1クラス15人(英会話：外国人講師)から30人(英語：日本人講師)規模の少人数制でかつ、英語学習総時間数は従来比大幅に増加、学生一人ひとりが専門性と英語力を兼ね備え、世界に羽ばたく「グローバル人材」となるように設計。

(3)運営にあたっては、本学の英語専任教授のマネジメントの下、ベルリッツのプロの教師を動員し、全学スケールでの導入に対応。

2. 専門性

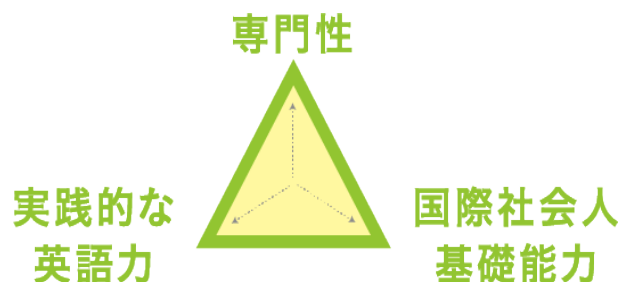
本学5学部11学科の各特定専門分野を深く学び、追求する経験で専門性を身につけると同時に物事の本質を見極める力を養う。具体的には産学連携、地域連携、インターシップ制度等を強化することで、実際に社会、地域が抱える課題に取り組むカリキュラムを組み込み、いまの社会が必要とする、自分で考え、課題を見つけ出し解決する「課題解決力」を涵養する。

3. 国際社会人基礎力

社会が求める実践力を備えた人材を養成するため、社会人としての基礎的な知識や教養を身につけるのはもちろん、グローバル化する現代社会に貢献し、生き抜くために主体的に学び続ける力、自分で考え抜く力などさまざまな力を養う。

そこで、本学はスポーツ・ライフスキル講義を令和元(2019)年度より導入した。体育を必修化することで、身体を動かし知的活動を活発化させることに加え、グループ・チーム内での自らの役割を理解することでチーム力、及びコミュニケーション力、リーダーシップ・チームワークを引きあげるなど社会に出て必要な実践力を身につける。さらに、現代のグローバル社会について、主要な課題ごとに学ぶ新たなスタイルの教養科目「未来展望科目」も導入し、「コミュニティの再生」、「生命の歩みと未来」、「グローバリゼーションと多様性」、「科学技術の革新」、「クオリティ・オブ・ライフの探究」の科目を3人の教員が異なる視点で5回ずつ講義し、幅広い教養を身につけるとともに課題発見・解決力を養成する。

日本だけでなく、世界的にも目まぐるしい社会変化の中、本学生自ら考え、生き抜き、世界で活躍する人材となるための基礎能力を備える人材を育成していく。



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条の 2 に「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、未来につながる課題を自ら設定し、それを解決することができる先端人材を育成することを目的とする。」と明記し、教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条で学部を設置していることを明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条に記載している。	3-1
第 88 条	○	学則第 1 4 条、第 2 1 条に記載している。	3-1
第 89 条	—	早期卒業は設けていないため対象外。	3-1
第 90 条	○	学則第 17 条で明記している。	2-1
第 92 条	○	・学園職員任用規程第 2 条 ・大学教員採用及び昇任審査規程第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条 ・学則第 29 条、第 30 条、第 31 条 で明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学部教授会規程の定めにより、教授会が置かれている。	4-1
第 104 条	○	学位について定めている（学則第 15 条、大学院学則 16 条、学位規程）。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラムは設けていないため対象外。	3-1
第 108 条	—	短期大学は設置していないため対象外。	2-1
第 109 条	○	・学則第 1 章の 2、大学院学則第 2 条において、自己点検・評価及び自己評価を行うことならびに自己点検・評価に関する委員会を置くことを規定し、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検評価書として大学ホームページで公開している。 ・本学は公益財団法人日本高等教育評価機構の評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学園管理運営規則の定めにより、事務を処理するための事務組織が設けられ、事務職員をもって充てられ、事務をつかさどる。技術職員は技術に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1
第 132 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1

学校教育法施行規則

京都先端科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 10 章及び「学生の懲戒に関する規則」で規定している。	4-1
第 28 条	○	例規集、学園文書取扱規程に基づいた表簿、総務課が管理する文書、教務センターが管理する文書、学生センターが管理する文書、入学センターが管理する文書、財務課が管理する文書にて備えられている。	3-2
第 143 条	—	代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 147 条	—	早期卒業は設けていないため、法令対象外。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部は設置していない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業は設けていないため、法令対象外。	3-1
第 150 条	○	入学試験要項の出願資格において同条の規程とおりに定められている。	2-1
第 151 条	—	高等学校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 152 条	—	高等学校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 153 条	—	高等学校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 154 条	—	高等学校からの飛び級入学制度がないため対象外。	2-1
第 161 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1
第 162 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1
第 163 条	○	学年暦の最終決定は、大学評議会にて学長が決定する。	3-2
第 163 条の 2	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 164 条	—	履修証明プログラムは設けていないため対象外。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体、学部学科及び研究科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	・学則第 1 章の 2、大学院学則第 2 条のとおり、自己点検・評価に関する委員会を置き、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目を参考にして点検・評価を行っている。	6-2
第 172 条の	○	教育研究活動等の状況に関して公表すべき情報はすべて大学のホー	1-2

京都先端科学大学

2		ムページの「教育情報の公開」で公開している。	2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 15 条に基づき、4 年以上在学し所定の単位を取得した者に、卒業証書を授与する。	3-1
第 178 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1
第 186 条	○	学則上は規定しているが、現在編入学は実施していない	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、学校教育法その他の法令の規程によるほか、大学設置基準の定めるところにより運営しており、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条の 3 に定める別表第 1 で明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は、入学試験要項に基づき公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	毎月 1 回、大学教務委員会を開催し、各学部代表教員と事務職員が出席している。	2-2
第 3 条	○	学則第 2 条及び第 15 条で明記している。学則第 3 条で明記のとおり、学部は、教育研究上、適当な規模内容であり教員組織、教員数も大学設置基準に則っており適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条及び第 15 条で明記している。	1-2
第 5 条	○	学則第 8 条の 2 に基づき、教職課程及び博物館学芸員養成課程を設置している。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないので、該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学部設置に必要な教員数下回ることはないよう、退職者の補充は必ずしている。また、採用時には、年齢構成に留意している。	3-2 4-2
第 10 条	○	教育上主要と認める授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当している。それ以外の授業科目についても可能な限り専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	授業科目を担当する全ての専任教員は、教育課程の編成について責任を担っている。	3-2
第 11 条	○	授業を担当しない教員を置くことができる体制を設けている。	3-2 4-2
第 12 条	○	他大学の専任教員を、本学の専任教員として雇用していない。	3-2

京都先端科学大学

			4-2
第 13 条	○	専任教員数は、教授数も含めて充足している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長及び園長の選任・解任等規則に定め、実施している。	4-1
第 14 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 3 条及び募集要項で明記している。	3-2 4-2
第 15 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 4 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 16 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 5 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 6 条及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 17 条	○	大学教員採用及び昇任審査規程第 6 条の 2 及び募集要項に明記している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学科ごとに学則で定められている。	2-1
第 19 条	○	学則別表 1 の 2 のとおり、教育目的の達成に必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	各学部履修要項の授業科目一覧表に記載のとおり、各授業科目を各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 10 条に記載のとおり、基準に沿って各科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 10 条の 2 に規定している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は学年暦で定められている。授業回数を確保して、単位認定している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育効果が十分にあがるよう適当な人数としている。大人数のクラスが予測される科目の履修については、抽選登録として人数制限をしている。	2-5
第 25 条	○	学則第 9 条に規定するとおり講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うこととしている。状況に応じて、ライブ授業、オンデマンド授業を展開している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	年度初めに 1 年間開講する科目のシラバスを公開し、成績評価基準を明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	大学評議会規程、大学教育開発センター規程に定め、全学ならびに各研究科にて FD を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は導入していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 13 条に明記しているとおり、適切に単位を認定している。	3-1
第 27 条の 2	○	C 各学部の履修要項に記載のとおり、AP 制を設けている。	3-2
第 28 条	○	学則第 14 条に記載している。	3-1

京都先端科学大学

第 29 条	○	学則第 14 条の 2 に明記している。	3-1
第 30 条	○	入学前の単位修得を認めている。学則第 14 条の 3 に記載している。	3-1
第 30 条の 2	—	学部の長期履修制度はとっていないため、対象外。	3-2
第 31 条	○	学則第 34 条の 3 に規定するとおり、科目等履修生の受け入れを行っている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に記載している。卒業に必要な単位数については各学部の履修要項に記載している。	3-1
第 33 条	○	医学または歯学に関する学科を有していないので、法令対象外。	3-1
第 34 条	○	両キャンパスとも校舎間の距離を十分に確保し、中庭や広場を確保している。屋内においては、食堂を始め各校舎にロビー、ホールを備え屋内の休息スペースを十分に確保している。	2-5
第 35 条	○	京都亀岡キャンパスに運動場を確保している。京都太秦キャンパスでは西館に小規模ながら運動室を配し、軽運動が可能な環境を整えている。	2-5
第 36 条	○	条文にあげられる各施設を確保している。	2-5
第 37 条	○	学生一人当たりの敷地面積は 70.7 m ² を確保している。	2-5
第 37 条の 2	○	学生一人当たりの校舎面積は 23.8 m ² を確保している。	2-5
第 38 条	○	各学部 1 名ずつから構成される図書館運営委員会の中で必要な資料を協議し、購入の決定をしている。また、京都地区協議会、大学コンソーシアム京都の協定により相互協力においても強化している。	2-5
第 39 条	○	農学に関する学部（バイオ環境学部）においては、京都亀岡キャンパス及び周辺の内借用により農場を確保している。 工学に関する学部（工学部）においては、実験・実習施設（室）を設けている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。（薬学科がない）	2-5
第 40 条	○	学部または学科の種類に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	学部の特性に合わせて必要な施設及び設備を設置している。	2-5
第 40 条の 3	○	必要となる経費を確保している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、各学部名及び各学科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	「学園管理運営規則」に基づき、適当な事務組織を設けるとともに、専任職員を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生センター課員 11 名（太秦キャンパス 5 名、亀岡キャンパス 6 名）を配置している	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	各学部から進路主事、キャリアサポート委員選出。その教職員から構成されるキャリアサポート委員会を設置し、定期的な委員会を実	2-3

京都先端科学大学

		施している。また委員会内容は各学部教授会でも共有し、大学内での有機的な連携及び体制整備をしている。	
第 42 条の 3	○	大学評議会規程、大学教育開発センター規程に定め、全学ならびに各研究科にて SD を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程を設置していないので、該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないので、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないので、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設置していないので、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同学科を設置していないので、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科を設置していないので、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同学科を設置していないので、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同学科を設置していないので、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	○	大学院工学研究科は、工学部の設定している 13 の専門分野を再編成した 4 つの専門領域の 1 つ以上を軸足とした技術者・研究者を養成するカリキュラム構成となっている。 また工学部では、大学共通科目として「未来展望科目」「公民教養科目」「スポーツ科目」を配置しており、学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させる環境を整えている。	3-2
第 49 条の 3	○	大学共通科目として配置している「未来展望科目」「公民教養科目」「スポーツ科目」については、他学部の専任教員に担当してもらっている。	4-2
第 49 条の 4	—	課程を設けていないので、該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当なし。外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	1-2
第 58 条	—	該当しない（大学院大学ではない）。	2-5
第 60 条	—	該当しない（該当する新設学科等はない）。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学位規則第 3 条に記載している。	3-1
第 10 条	○	学位規則第 2 条に記載している。	3-1
第 13 条	○	学位規則第 3 章に記載している	3-1

私立学校法

京都先端科学大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	改正私立学校法に則り、寄附行為を改正し、学校法人の責務を果たしている。	5-1
第 26 条の 2	○	改正私立学校法に則り、寄附行為を改正し、学校法人の責務を果たしている。	5-1
第 33 条の 2	○	本学園の寄附行為第 42 条第 2 項「財産目録等の備付及び閲覧」を定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	本学園の寄附行為第 6 条に定め、遵守している。 なお、5 月 1 日時点で、理事 13 人、監事 2 人により構成している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員の就任時に、善管注意義務について説明している。	5-2 5-3
第 36 条	○	本学園の寄附行為第 23 条に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	本学園の寄附行為第 12 条から第 16 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	本学園の寄附行為第 7 条、第 8 条、第 11 条に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	本学園の寄附行為第 8 条に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	本学園の寄附行為第 10 条に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	本学園の寄附行為第 25 条に定め、遵守している。 なお、5 月 1 日時点で、29 人により構成している。	5-3
第 42 条	○	本学園の寄附行為第 26 条に定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	本学園の寄附行為第 28 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	本学園の寄附行為第 29 条に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	本学園の寄附行為第 19 条～第 22 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	このような事例は発生していないが、もし、発生すれば、私学法に則り厳正に対処する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	このような事例は発生していないが、もし、発生すれば、私学法に則り厳正に対処する。	5-2 5-3
第 45 条	○	本学園の寄附行為第 49 条に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度の予算及び事業計画を作成している。 事業計画及び中期計画作成にあたっては、認証評価の結果を踏まえて作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	本学園の寄附行為第 41 条第 2 項に定め遵守し、毎年 5 月の評議員会に報告している。	5-3
第 47 条	○	本学園の寄附行為第 42 条に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	本学園の寄附行為第 18 条に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	総務：本学園の寄附行為第 45 条に定め、遵守している。財務：会計年度については、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終えている。	5-1
第 63 条の 2	○	本学園の寄附行為第 45 条に定め、遵守している。	5-1

京都先端科学大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。」と明記し、教育研究活動を営んでいる。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条で明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条のとおり定められている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条のとおり定められている	2-1
第 156 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条のとおり定められている。	2-1
第 157 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条のとおり定められている。	2-1
第 158 条	—	入学実績がなく該当なし。	2-1
第 159 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条	2-1
第 160 条	○	大学院入学試験要項の出願資格において同条のとおり定められている。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学大学院は、学校教育法その他の法令の規程によるほか、大学院設置基準の定めるところにより運営しており、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条の 3 で明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜は、入学試験要項に基づき公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院委員会において、教員、事務職員が協働に協議する場を確保している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 4 条で、修士課程及び博士課程を設置していることを明記している。	1-2

京都先端科学大学

第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う修士課程、博士課程を設置していないので、該当しない。	1-2
第3条	○	大学院学則第3条第2項及び第6条第1項で明記している。	1-2
第4条	○	大学院学則第3条第3項、第6条第2項及び第16条で明記している。	1-2
第5条	○	大学院学則第4条で明記している。教員組織、教員数も大学院設置基準に則っており適当である。	1-2
第6条	○	大学院学則第4条で明記している。	1-2
第7条	○	経済学研究科・経営学研究科と経済経営学部、人間文化研究科と人文学部、バイオ環境研究科とバイオ環境学部、工学研究科と工学部はそれぞれ同じ専攻分野の課程であり、適切な連携が図られている。	1-2
第7条の2	—	該当なし。共同教育課程は実施していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いている。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院学則第5条に基づき、必要な専任教員を置いている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院設置基準第9条に定められた資格を有する教員を必要数以上配置している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は学科ごとに学則で定められている。	2-1
第11条	○	大学院学則第4章の規程のとおり、教育課程の編成を適切に行っている。	3-2
第12条	○	大学院学則第10条に明示している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院設置基準9条の資格を有する教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第14条	—	夜間の授業は行っていないので、該当せず。	3-2
第14条の2	○	年間計画を履修要項やシラバスに明記して周知している。	3-1
第14条の3	○	京都先端科学大学大学院学則、大学院委員会規程、大学評議会規程、大学教育開発センター規程に定め、全学ならびに各研究科にてFDを実施している。	3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第4章にに記載している	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第15条に記載している	3-1

京都先端科学大学

第 17 条	○	大学院学則第 15 条に記載している	3-1
第 19 条	○	適切に確保している。	2-5
第 20 条	○	教員及び学生数に応じて整備している。	2-5
第 21 条	○	図書館運営委員会にて選書、購入を決定し、整備している。	2-5
第 22 条	○	共用活用しており支障は生じていない。	2-5
第 22 条の 2	○	適切に備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	必要な経費は予算計上し、適切に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当なし。独立大学院は設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院は設置していない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育は設けていない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を置いていないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程を置いていないため、該当なし。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	2-5
第 34 条の 2	○	大学院工学研究科は、工学部の設定している 13 の専門分野を再編成した 4 つの専門領域の 1 つ以上を軸足とした技術者・研究者を養成するカリキュラム構成となっている。 また、工学以外の専攻分野に関わって、英語でのコミュニケーション能力などの養成のため、「科学技術英語 I・II」を設けている。	3-2
第 34 条の 3	—	共同教育課程を置いていないため、該当なし。	4-2
第 42 条	○	「学園管理運営規則」に基づき、適当な事務組織を設けるとともに、専任職員を配置している。	4-1 4-3
第 43 条	○	京都先端科学大学大学院学則、大学院委員会規程、大学評議会規程、大学教育開発センター規程に定め、全学ならびに各研究科にて SD を実施している。	4-3
第 45 条		該当なし。外国に研究科、専攻その他の組織を設けていない。	1-2
第 46 条	—	新設する研究科がないため、該当なし。	2-5

			4-2
--	--	--	-----

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第16条に記載している	3-1
第4条	○	大学院学則第16条に記載している。	3-1
第5条	○	工学研究科の学位論文審査・基準において学外の教員の協力を得ることができる旨、規定している。	3-1
第12条	○	学位規程第15条に記載している	3-1

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人永守学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	京都先端科学大学大学案内 2021	
	京都先端科学大学大学院 GUIDE BOOK 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	京都先端科学大学学則	
	京都先端科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 入学試験要項	
	2021 総合型選抜入試要項	
	2021 外国人留学生入学試験要項	
	2021 大学院入学試験要項 経済学研究科・経営学研究科	
	2021 大学院入学試験要項 人間文化研究科	
	2021 大学院入学試験要項 バイオ環境研究科 博士課程前期	
	2021 大学院入学試験要項 バイオ環境研究科 博士課程後期	
	2021 大学院入学試験要項 工学研究科 博士課程前期	
2021 大学院入学試験要項 工学研究科 博士課程後期		
【資料 F-5】	学生便覧	
	大学生生活の基礎知識（「先端なび」で学生に対して掲示）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人永守学園・2020 年度事業計画及び予算案	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学ホームページ （大学紹介⇒施設紹介⇒交通アクセス）	
	https://www.kuas.ac.jp/about/facility/access	
	（大学紹介⇒施設紹介⇒キャンパスマップ） https://www.kuas.ac.jp/about/facility	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人永守学園例規集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）が分かる資料	
	大学ホームページ （学校法人永守学園⇒役員（理事・監事）・評議員）	
	https://www.kuas.ac.jp/corporation/officer	
	2019 理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	大学ホームページ （大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒財務情報）	
	https://www.kuas.ac.jp/about/info-disclosure/financial	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	学部シラバス 大学院シラバス	
	大学ホームページ （学部学科・大学院⇒シラバス検索）	
	https://www.kuas.ac.jp/academics/syllabus	

京都先端科学大学

【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー 研究科 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし（報告を求められた指摘なし）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし（改善報告を求められた指摘なし）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	京都先端科学大学学則 第 1 条の 2	
【資料 1-1-2】	京都先端科学大学院学則 第 1 条の 2、第 1 条の 3	
【資料 1-1-3】	京都先端科学大学学則 別表第 1(第 1 条の 3 関係)	
【資料 1-1-4】	京都先端科学大学院学則 第 1 条の 3	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神)	
【資料 1-1-6】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的)	
【資料 1-1-7】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (受験生の方へ⇒京都先端科学大学の目指す人材)	
【資料 1-1-8】	京都先端科学大学 大学案内 2021 (5、6、9、10 ページ)	
【資料 1-1-9】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (大学紹介⇒情報公表・大学評価⇒自己点検・評価)	
【資料 1-1-10】	平成 30(2018)年 3 月 23 日開催理事会資料 「建学の精神」について	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	京都先端科学大学学則 第 32 条、第 33 条	
【資料 1-2-2】	京都先端科学大学院学則 第 39 条、第 40 条	
【資料 1-2-3】	規則等の区分及び制定等規則	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神)	
【資料 1-2-5】	京都先端科学大学 大学案内 2021 (3、4 ページ)	
【資料 1-2-6】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (学部学科・大学院⇒各学部・各研究科⇒教育目的)	
【資料 1-2-7】	京都先端科学大学 中期経営計画	
【資料 1-2-8】	大学ホームページ https://www.kuas.ac.jp/ (大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神⇒京都先端科学大学の 3 つの方針)	

京都先端科学大学

【資料 1-2-9】	京都先端科学大学学則 第 2 条、第 15 条	
【資料 1-2-10】	京都先端科学大学大学院学則 第 4 条	
【資料 1-2-11】	学校法人永守学園寄付行為 第 4 条	
【資料 1-2-12】	大学学術情報センター規程	
【資料 1-2-13】	大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 1-2-14】	大学国際オフィスセンター規程	
【資料 1-2-15】	大学研究・連携支援センター規程	
【資料 1-2-16】	大学教育開発センター規程	
【資料 1-2-17】	大学図書館運営委員会規程	
【資料 1-2-18】	大学教務委員会内規	
【資料 1-2-19】	大学学生委員会内規	
【資料 1-2-20】	大学入試委員会規程	
【資料 1-2-21】	大学インターンシップ運営委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受け入れ		
【資料 2-1-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 大学案内 ・ 2021 入学試験要項 ・ 総合型選抜入試要項 2021 	
【資料 2-1-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院 GUIDE BOOK 2021 ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（経済学研究科 経営学研究科） ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（人間文化研究科 人間文化専攻） ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（バイオ環境研究科 博士課程前期） ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（バイオ環境研究科 博士課程後期） ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（工学研究科 博士課程前期） ・ 2021 年度 大学院入学試験要項（工学研究科 博士課程後期） 	
【資料 2-1-3】	【資料 2-1-1 再掲】	
【資料 2-1-4】	2021 年度 外国人留学生入試要項	
【資料 2-1-5】	【資料 2-1-2 再掲】	
【資料 2-1-6】	京都先端科学大学入学者数（2015 年度～2020 年度）	
【資料 2-1-7】	京都先端科学大学入学者数（2015 年度～2020 年度）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大学教務委員会内規	
【資料 2-2-2】	大学院要項	
【資料 2-2-3】	大学障害学生支援室規程	
【資料 2-2-4】	大学院生及び大学におけるアシスタント制度内規	
【資料 2-2-5】	大学ホームページ （在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター） https://www.kuas.ac.jp/for-student/consultation/idpc	
【資料 2-2-6】	「アシスタント制度内規」の運用に関する学術情報センター運営委員会申し合わせ	
【資料 2-2-7】	2020 年度秋学期 学修指導について（案）	

京都先端科学大学

	中退防止対策について	
【資料 2-2-8】	2020 年度オフィスアワーの曜日・講時の設定について	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	インターンシップ参加者数の推移	
【資料 2-3-2】	キャリアサポートセンター主催インターンシップ受け入予定企業	
【資料 2-3-3】	成果報告会資料	
【資料 2-3-4】	AIP 募集要項と参加者リスト	
【資料 2-3-5】	GIP 募集要項と参加者リスト	
【資料 2-3-6】	バイオ環境学部独自インターンシップ募集要項と参加者リスト	
【資料 2-3-7】	上海インターンシップ募集要項と参加者リスト	
【資料 2-3-8】	大学キャリアサポートセンター規程	
【資料 2-3-9】	個人面談の実施について	
【資料 2-3-10】	2019 年度秋学期 キャリアサポートセンター年間行事予定	
【資料 2-3-11】	2021 卒学内オンライン説明会	
【資料 2-3-12】	キャリア科目（履修要項）	
【資料 2-3-13】	キャリア形成実践演習 I・II シラバス（2021 年度）	
【資料 2-3-14】	わかば就活塾案内	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	京都先端科学大学学友会組織図	
【資料 2-4-2】	2019 年度クラブ顧問・指導員一覧	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒施設紹介⇒パソコン教室） https://www.kuas.ac.jp/about/facility/pcroom	
【資料 2-5-2】	大学ホームページ （在学生向け⇒学生相談・サポート⇒学術情報センター） https://www.kuas.ac.jp/for-student/consultation/idpc	
【資料 2-5-3】	2020 年度秋学期 事前登録科目一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート集計結果について	
【資料 2-6-2】	2019 年度学友会との懇談会	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-1-2】	経済経営学部履修要項、ディプロマ・ポリシー、進級条件、卒業要件	
【資料 3-1-3】	大学共通コア科目でのレポートのループリック	
【資料 3-1-4】	「専門ゼミⅥ」のループリック（サンプル）	
【資料 3-1-5】	2020 年 3 月 13 日経済経営学部教授会記録（進級判定）及び進級判定資料	
【資料 3-1-6】	2020 年 2 月 26 日経済経営学部教授会記録（卒業判定）及び卒業判定資料	
【資料 3-1-7】	2020 年 3 月 18 日経済経営学部教授会記録及び修学指導資料	
【資料 3-1-8】	経済経営学部履修要項 p.23、37（成績不振基準）、保証人へ成績確認のお願い	

京都先端科学大学

【資料 3-1-9】	バイオ環境学部履修要項	
【資料 3-1-10】	健康医療学部履修要項	
【資料 3-1-11】	工学部 設置の趣旨等を記載した書類	
【資料 3-1-12】	経済学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程	
【資料 3-1-13】	経営学研究科大学院要項、2020 年度春学期オリエンテーション日程	
【資料 3-1-14】	バイオ環境研究科大学院要項 大学ホームページ（学部学科・大学院⇒大学院⇒バイオ環境研究科）	
【資料 3-1-15】	大学院工学研究科 設置の趣旨を記載した書類	
【資料 3-1-16】	各学部履修要項 p.19~23	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒大学概要⇒建学の精神） https://www.kuas.ac.jp/about/outline/policy	
【資料 3-2-2】	【資料 3-1-2】 参照	
【資料 3-2-3】	人文学部各プログラム履修モデル	
【資料 3-2-4】	バイオ環境学部履修要項	
【資料 3-2-5】	【資料 3-1-11】 参照	
【資料 3-2-6】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒学部⇒工学部） https://www.kuas.ac.jp/academics/faculty/engineering	
【資料 3-2-7】	工学部機械電気システム工学科カリキュラムマップ	
【資料 3-2-8】	【資料 3-1-12】 参照	
【資料 3-2-9】	【資料 3-1-13】 参照	
【資料 3-2-10】	【資料 3-1-14】 参照	
【資料 3-2-11】	【資料 3-1-15】 参照	
【資料 3-2-12】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒学部⇒工学部） https://www.kuas.ac.jp/academics/graduate/engineering	
【資料 3-2-13】	経済経営学部履修要項 p.38~41、57~60	
【資料 3-2-14】	経済経営学部履修要項 p.35~36、43~47、54、62~67	
【資料 3-2-15】	経済経営学部履修要項 p.68~69	
【資料 3-2-16】	チャレンジショップ入門 B・チャレンジショップ B 履修登録説明会開催のお知らせ	
【資料 3-2-17】	「白書で学ぶ現代日本」公開講演会チラシ 2020 年度女性企業家講座講師一覧	
【資料 3-2-18】	【資料 3-2-14】 参照	
【資料 3-2-19】	担任・副担任に関する資料	
【資料 3-2-20】	ゼミナール連合協議会に関する資料	
【資料 3-2-21】	【資料 3-1-9】 参照	
【資料 3-2-22】	工学部履修要項	
【資料 3-2-23】	大学ホームページ（学部学科・大学院⇒大学院⇒経済学研究科） https://www.kuas.ac.jp/academics/graduate/economics	
【資料 3-2-24】	経済学研究科大学院要項 p.4	
【資料 3-2-25】	経済学研究科大学院要項 p.6	

京都先端科学大学

【資料 3-2-26】	指導教員・副指導教員に関する資料 修士論文中間報告会のニュース記事 修了判定に関する経済学研究科委員会資料	
【資料 3-2-27】	経営学研究科大学院要項 p.4～6	
【資料 3-2-28】	経営学研究科大学院要項 p.3 指導教員・副指導教員に関する資料	
【資料 3-2-29】	経営学研究科大学院要項 p.11	
【資料 3-2-30】	2019 年度学位論文中間報告会について	
【資料 3-2-31】	修了判定に関する研究科委員会資料	
【資料 3-2-32】	バイオ環境研究科大学院要項	
【資料 3-2-33】	【資料 3-1-15】 参照	
【資料 3-2-34】	【資料 F-3】 京都先端科学大学学則 参照	
【資料 3-2-35】	大学教育開発センター規程	
【資料 3-2-36】	「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-37】	「実践プロジェクトⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-38】	「スタートアップゼミⅠ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-39】	成果報告会関連資料（大学ホームページ）	
【資料 3-2-40】	キャップストーンプログラム（工学部）のホームページ	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	各学部 FD 研修会報告書（アセスメント・ポリシー）	
【資料 3-3-2】	各学部アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-3】	各学科カリキュラムの DP に基づいた学修目標	
【資料 3-3-4】	大学共通コア科目 4 つの課題ルーブリック	
【資料 3-3-5】	経済経営学部履修要項 p.29、31、50	
【資料 3-3-6】	【資料 3-1-5、6】 参照	
【資料 3-3-7】	2019 年度のスタートアップゼミ・実践プロジェクトの成果報告会実施 について、成果報告会開催のニュース記事	
【資料 3-3-8】	2020 年 1 月 22 日、2020 年 2 月 19 日経済経営学部教授会資料	
【資料 3-3-9】	AFP 認定研修修了証明書授与式のニュース記事	
【資料 3-3-10】	インターンシップ運営委員会報告資料 AIP と GIP のホームページ記事 AIP 成果報告会資料	
【資料 3-3-11】	ビジネス・プランニング・コンテストのニュース記事	
【資料 3-3-12】	進路主事から教員への就職関連のメール	
【資料 3-3-13】	「経済経営学部学生論集」第 1 号目次	
【資料 3-3-14】	人間文化学会ホームページの学生卒業研究のページ	
【資料 3-3-15】	【資料 3-1-9】 バイオ環境学部履修要項 参照	
【資料 3-3-16】	【資料 3-1-11】 参照	
【資料 3-3-17】	【資料 3-2-26】 参照	
【資料 3-3-18】	経済学研究科ルーブリック例	
【資料 3-3-19】	修士論文審査報告書（経済学研究科）	
【資料 3-3-20】	経営学研究科大学院要項 p.1	

京都先端科学大学

【資料 3-3-21】	【資料 3-2-28】 参照	
【資料 3-3-22】	経営学研究科中間報告会のニュース記事	
【資料 3-3-23】	【資料 3-2-31】 参照	
【資料 3-3-24】	経営学研究科ルーブリック例	
【資料 3-3-25】	修士論文審査報告書（経営学研究科）	
【資料 3-3-26】	【資料 3-1-15】 参照	
【資料 3-3-27】	【資料 3-3-2】 各学部アセスメント・ポリシー参照	
【資料 3-3-28】	学生アンケートによる授業評価賞の授与について	
【資料 3-3-29】	FD 研修会/SD 研修会アンケート集計結果（意見交換会）	
【資料 3-3-30】	【資料 3-3-12】 参照	
【資料 3-3-31】	2020 年 4 月 15 日経済経営学部教授会記録	
【資料 3-3-32】	京學堂に関するニュース記事	
【資料 3-3-33】	AIP 打合せ議事録、GIP 担当者会議議事録	
【資料 3-3-34】	2019 年 12 月 18 日経済経営学部教授会資料	
【資料 3-3-35】	2019 年度バイオ環境学部成績優秀者一覧	
【資料 3-3-36】	バイオ環境学部 実践プロジェクト ポスター発表会 プログラム	
【資料 3-3-37】	バイオ環境学部 卒業研究発表会プログラム	
【資料 3-3-38】	バイオ環境学部 学科 FD 報告書	
【資料 3-3-39】	【資料 3-1-11】 参照	
【資料 3-3-40】	【資料 3-2-26】 参照	
【資料 3-3-41】	経営学研究科中間報告会ニュース記事	
【資料 3-3-42】	【資料 3-2-31】 参照	
【資料 3-3-43】	【資料 3-1-14】 参照	
【資料 3-3-44】	【資料 3-1-15】 参照	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	京都先端科学大学学則第 31 条、第 32 条、第 33 条	
【資料 4-1-2】	大学評議会規程	
【資料 4-1-3】	2020 年度認証評価受審のための自己点検・評価について	
【資料 4-1-4】	大学評議会規程	
【資料 4-1-5】	学部教授会規程	
【資料 4-1-6】	大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	全学委員会（名簿）	
【資料 4-1-8】	令和 2(2020)年度 会議日程等	
【資料 4-1-9】	大学評議会規程	
【資料 4-1-10】	2021 年度認証評価受審のための自己点検・評価について	
【資料 4-1-11】	大学教務委員会内規	
【資料 4-1-12】	大学教育開発センター規程	

京都先端科学大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学教員採用及び昇任審査規程	
【資料 4-2-2】	2019 年度 FD・SD 推進活動報告書	
【資料 4-2-3】	委員の役割分担について	
【資料 4-2-4】	経済経営学部における全学委員会・委員	
【資料 4-2-5】	学外 FD に関する事務ポータルサイトでのお知らせ掲示	
【資料 4-2-6】	授業評価アンケート結果報告	
【資料 4-2-7】	全学委員会における授業評価賞に関する資料	
【資料 4-2-8】	全学委員会における授業公開に関する資料	
【資料 4-2-9】	教育職員人事考課実施要項・教育職員人事考課シート	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	【資料 4-2-2】 参照	
【資料 4-3-2】	大学教育開発センター規程	
【資料 4-3-3】	2019 年度 FD・SD 研修会一覧	
【資料 4-3-4】	事務職員人事考課実施要領	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2019 年度コンプライアンス研修会資料	
【資料 4-4-2】	研究倫理 e ラーニングコース	
【資料 4-4-3】	研究倫理教育 e ラーニングプログラム	
【資料 4-4-4】	科研費プロ	
【資料 4-4-5】	2020 年度研究倫理審査スケジュール	
【資料 4-4-6】	令和元年度科研費研修資料	
【資料 4-4-7】	アクティブヘルス支援機構（仮称）設置について	
【資料 4-4-8】	大学の研究不正対応に関する規程	
【資料 4-4-9】	公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
【資料 4-4-10】	公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画	
【資料 4-4-11】	公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画	
【資料 4-4-12】	公的研究費の運営管理及び監査規程	
【資料 4-4-13】	人を対象とする医学系研究倫理規則 人を対象とする心理学系研究倫理規則	
【資料 4-4-14】	【資料 4-4-3】 参照	
【資料 4-4-15】	大学研究助成規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人永守学園寄附行為 第 3 条	
【資料 5-1-2】	学園管理運営規則	
【資料 5-1-3】	学園・大学職員就業規則	
【資料 5-1-4】	京都先端科学大学・中期経営計画	
【資料 5-1-5】	学園常任理事会規則	
【資料 5-1-6】	大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-7】	大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 5-1-8】	ハラスメント相談ガイド	
【資料 5-1-9】	大学京都亀岡キャンパス（火災及び大規模地震対応）消防計画規程	
【資料 5-1-10】	保健室運営委員会規程	

京都先端科学大学

【資料 5-1-11】	学生相談室規程	
【資料 5-1-12】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-13】	新型コロナウイルス感染症に関する理事長及び学長からのメッセージ	
5-2. 理事会の機能		
	資料無し	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学部教授会規程	
【資料 5-3-2】	大学評議会規程	
【資料 5-3-3】	学園監事監査等職務規則	
【資料 5-3-4】	学園内部監査室等規則	
【資料 5-3-5】	寄附行為施行細則 第3条から同第10条	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	京都先端科学大学・中期経営計画	
【資料 5-4-2】	令和2年度予算編成方針について	
【資料 5-4-3】	学校法人永守学園・2020年度事業計画及び予算案	
【資料 5-4-4】	2019年度事業報告書	
【資料 5-4-5】	ご寄付のお願い	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	物品購入申請書	
【資料 5-5-2】	学園会計規程 会計規程施行規則 学園財産目録等閲覧・開示及び情報公開規則 資金運用に関する取扱内規 退職給与引当金に関する事務取扱要綱 学園委託徴収金取扱要綱 固定資産に係る支出に関する取扱内規 学園証明手数料徴収規程 学園実習費徴収規程	
【資料 5-5-3】	監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大学ホームページ（大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒内部質保証） https://www.kuas.ac.jp/about/info-disclosure/internal	
【資料 6-1-2】	2021年度認証評価受審のための自己点検・評価について	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学則第1章の2、大学院学則第2条	
【資料 6-2-2】	大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-2-3】	大学ホームページ （大学紹介⇒情報公開・大学評価⇒自己点検・評価） https://www.kuas.ac.jp/about/info-disclosure/evaluation	
【資料 6-2-4】	大学教育開発センター規程	
【資料 6-2-5】	授業評価アンケート結果報告	
【資料 6-2-6】	学生満足度調査結果	
【資料 6-2-7】	新入生アンケート実施結果	

京都先端科学大学

【資料 6-2-8】	卒業生アンケート実施結果	
【資料 6-2-9】	卒業生調査結果報告書	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	第 343 回 (2020 年度 第 7 回) 大学評議会 議事録	
【資料 6-3-2】	第 346 回 (2020 年度 第 10 回) 大学評議会 議事録	
【資料 6-3-3】	第 345 回 (2020 年度 第 9 回) 大学評議会 議事録	
【資料 6-3-4】	平成 30(2018)年度自己点検評価書 該当箇所	
【資料 6-3-5】	平成 26 年度 大学機関別認証評価 調査報告書	
【資料 6-3-6】	健康医療学部健康スポーツ学科 教員年齢構成の推移	

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 「地域社会との連携」の目的		
【資料 A-1-1】	食・農に関する連結協定書	
【資料 A-1-2】	京都市右京区大学地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-3】	令和元年度企業の森・産学の森採択事業一覧 受託研究申込書 受託研究契約書	
A-2. 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動		
【資料 A-2-1】	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)に係る連携・協力に関する協定書 地域とともに歩んだ5年の軌跡 京都工芸繊維大学 COC+事業報告書 2019	
【資料 A-2-2】	「新 京食材」プロジェクト発表会 京都府・京都産業 21×京都先端科学大学	
【資料 A-2-3】	口丹7校との協定書	
A-3. 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動		
【資料 A-3-1】	古屋の記憶継承プロジェクト	
【資料 A-3-2】	亀岡まるごとスタジアム構想 計画委員委嘱依頼 亀岡スタジアムに関するニュース記事 亀岡市総合計画審議会委員就任依頼 亀岡市総合計画審議会委員名簿	
【資料 A-3-3】	「こどもシゴト博@右京 2019」に関する右京区ホームページ記事	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。